338.42
Ma47
㊞

*0029319000*

0029319-000

３３８．４２－Ｍａ４７ウ

# 満洲中央銀行十年史

満洲中央銀行

康徳９

ADI

5c 50

338.42
MA47

# 滿洲中央銀行十年史

發行所寄贈本

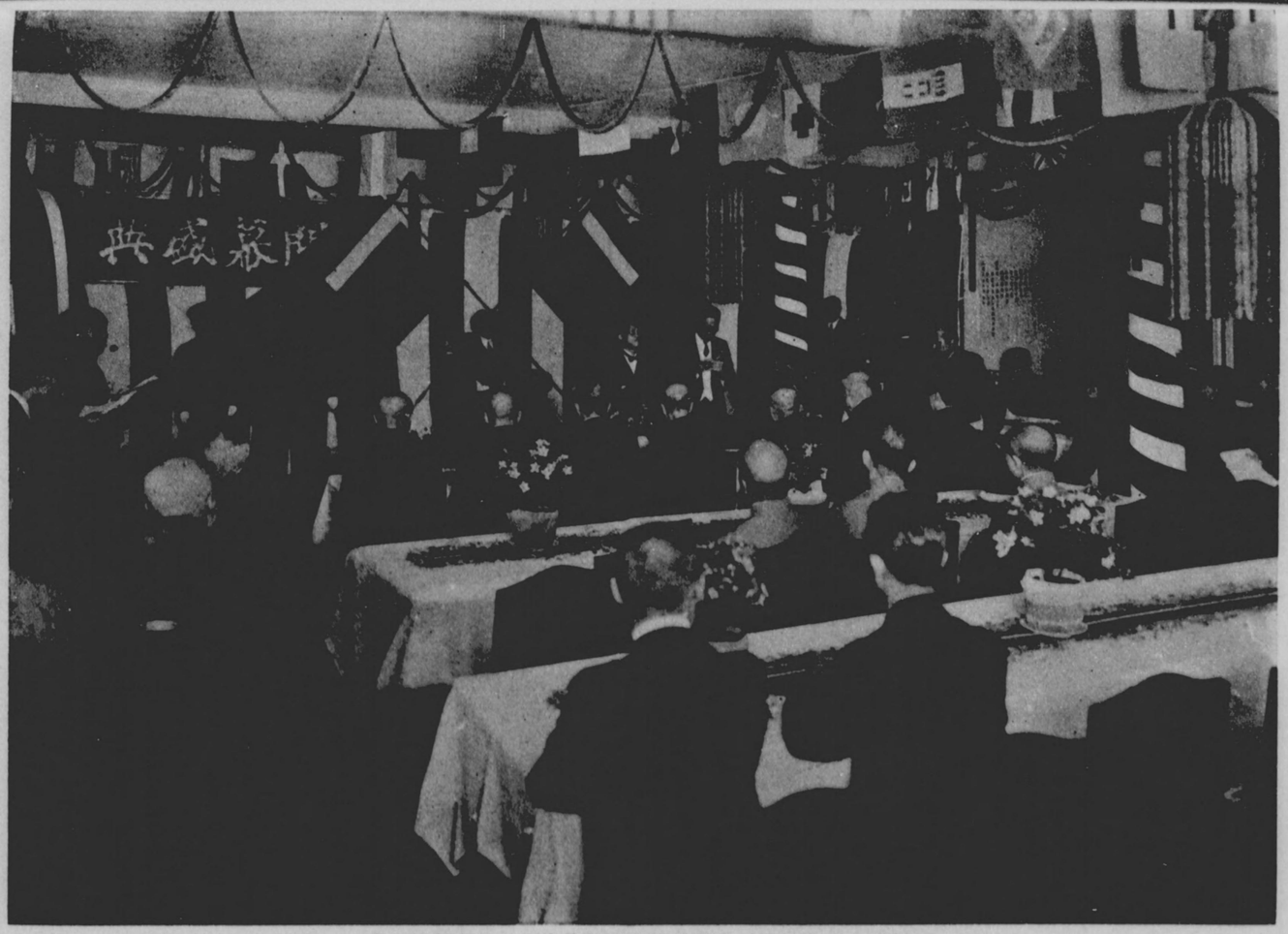

寫拜際ノ場臨御ニ式幕開行當政執儀溥日一月七年元同大

康德七年六月十一日高松宮宣仁親王殿下台臨ノ際拜寫

康德七年六月十一日高松宮宣仁親王殿下台臨ノ際拜寫

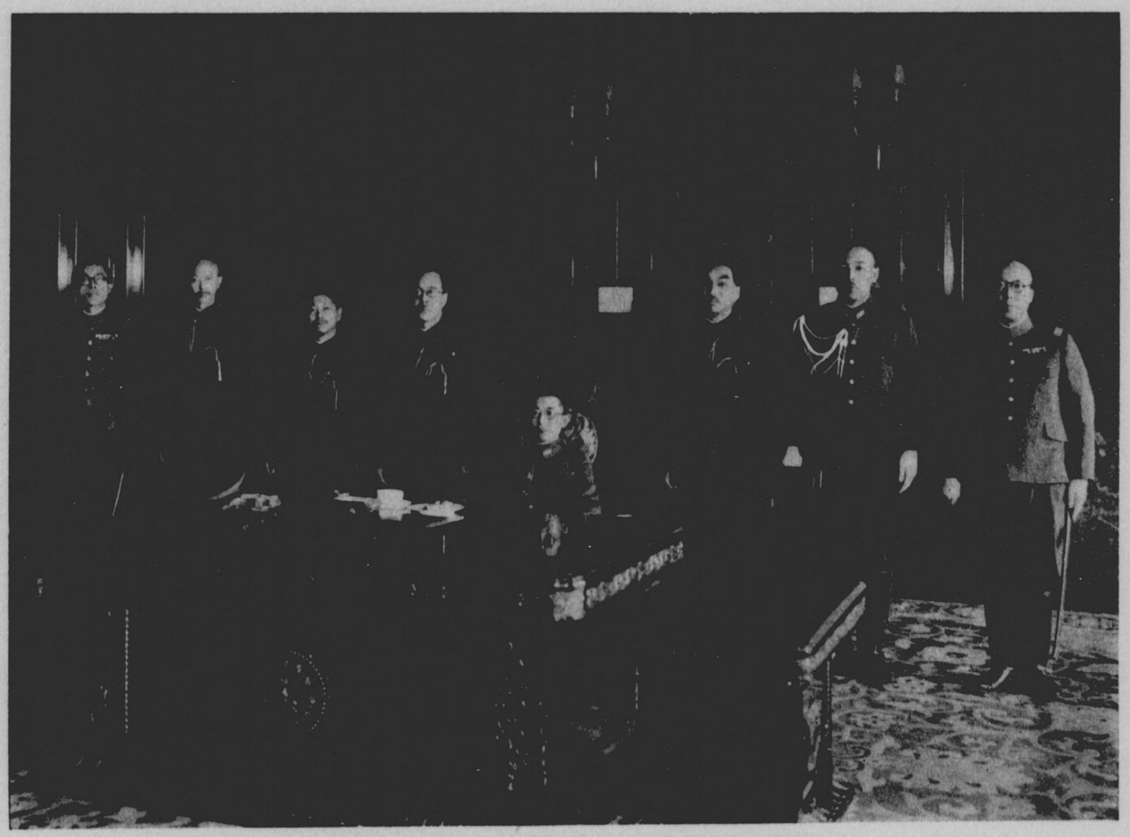

寫拜際ノ臨台下殿王仁恭宮院閑日九十二月九年五德康

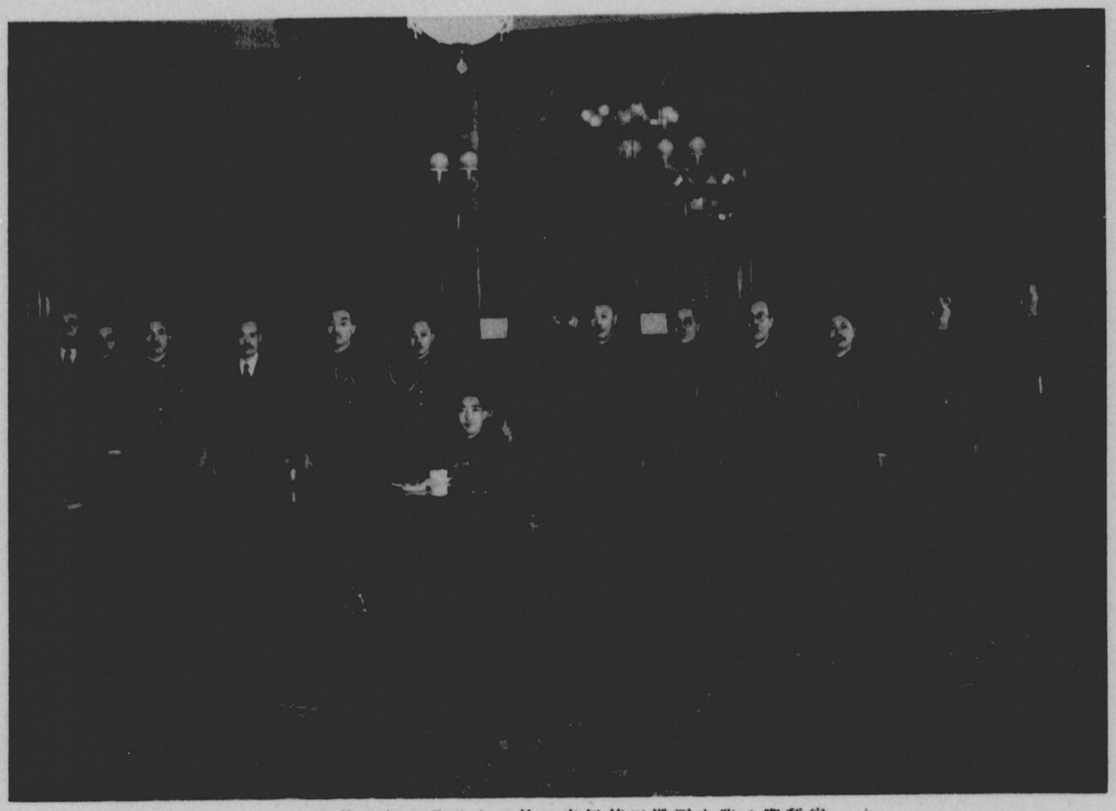

寫拜際ノ臨台下殿王德恒宮田竹日十三月十年六德康

根深蒂固節流開源

惟此信史炳耀乾坤

滿洲中央銀行

總裁 顧潮洗

962
44

# 序

本行は大同元年六月十五日設立せられ、爾來櫛風沐雨十年の歳月を閲したが、其の間本邦經濟金融界の發達に大なる寄與貢獻を致しつゝ、顯著なる發展を遂げ、今や業礎は大盤石の堅きを加ふるに至つた。本行が短日月の間に今日の大を成すに至つたのは、固より一面我が政治經濟界の長足なる進歩に因るとは云へ、政府當局の指導と社會各方面の援助との下に、先輩各重役竝びに行員諸氏が創業以來大なる苦心と倦まざる努力とを傾倒せられた賚であると云はねばならぬ。仍ち茲に「滿洲中央銀行十年史」を編纂して大方の瀏覽に供すると共に、過去十年間に亘つて本行發展の爲に盡瘁せられた内外の各位に對し謝意を表する所以である。

時恰も十億の東亞民族を暴戻飽くなき英米の桎梏から解放せんとする大東亞聖戰下に於て、滿洲國は總力を擧げて親邦日本に酬いんと努力しつゝある。此の秋に當り既往を顧みて先人努力の跡を偲ぶと共に、更に覺悟と目標とを新たにして現下の重大時局に處し今後の伸展飛躍に邁進せんことを期する次第である。

康德九年六月十五日

副總裁　大澤菊太郎

# 凡例

一、本行は本康德九年六月十五日を以て創立十周年を迎へるので、夙に本行十年史を刊行して之を記念すべしと云ふ議が起り、曩に重役及び各正副課長を網羅して編纂委員會が構成せられ、本件に直接關係のある調査課長、庶務課長、人事課長（當時秘書課長）がその常務委員に擧げられたが、現下內外時局の推移其他の理由に依り其の着手が遲れてゐた。然るに其後滿洲國政府に於ては建國十周年記念祝典を盛大に擧行せらるゝことになり、又その記念事業の一として「滿洲建國十年史」を編纂せらるゝことに決定されたので、本行に於ても之に倣つて創立十周年記念祝典委員會を設置し、その記念事業の一として本行創立十年史を編纂することを正式に決定し、改めて副總裁が委員長となり、調査課長が編輯委員を、庶務課長及び人事課長がそれに必要なる經費其他の準備事項を夫々擔任することを命せられ、茲に急遽その實行に取掛ることになつた。

二、編輯委員は早速調査課內に十年史編輯に關する專任幹事會を組織し、吳副課長を幹事長とし、春日、下柳田兩課員を幹事とし、先づ豫備的編輯計畫を樹て、之に依つて資料の蒐集、敍述の方針、執筆者の分擔等を協議したが、本行創立前後の詳細なる事情はその儘外部に發表する時期に至つて居らないものもあり、又現下の時局に鑑み滿洲經濟金融に關する重要數字又は傾向等をその儘引用記入することも防諜上之を避けなければならぬ必要が起きたので、結局二種の本行十年史を編纂することに決し、一は總ての事情竝びに重要數字をも收錄したる**滿洲中央銀行十年史槪說資料**として保存するに止め、他は一般的**滿洲中央銀行十年史**として刊行し、之を關係者に頒布することにした。本書は卽ち後者である。而して敍述の方針としては創立前後の部分を除きては、正副總裁時代を大まかに區分する外は人を主とせず專ら制度乃至方策を中心として本行の發展を記述することにし、又其の內容に就ては先づ初めに建國前後の通貨金融事情と本行創

立の理由經過等を明かにし、次に建國後の本邦經濟金融界の發展を三期に分ち各時期に於て本行が如何なる活動をなして其の發展に寄與せるかを敍し、更に本行の組織、業務竝びに受託事務等の變遷を概述し、最後に本邦金融經濟界の發展に對する本行の寄與貢獻を項目別に再說要約して之を結論とすることにした。右の如き方針の結果として各章に或程度の重複記述を生じたことは已むを得ないことであつた。

三、本史の執筆には各課員を動員してその協力を得たのである。本邦の財政、物價、產業、貿易等の事情に就ては調査課の河野（明）、山本（勝）、中井川、木暮、藤田（善）、菊池（八）の諸君が夫々專門に屬する資料を提供又は執筆し、又本行の組織、業務、受託事務等に就ては人事課の田中（矢）、計算課の副島（淸）、資金統制課の阿部、業務課の成田（充）、永井（武）青江、葛原、西澤、滑川、伊藤（祥）、廣池、竹井、發行課の山本（三）、森（武）貸替課の池見、監理課の鈴木（謹）、國庫課の山本（貞）、中島（浩）、營業處の田中（重）、湧川、庶務課の松原、協和會中銀分會の嘉村等の諸君が各々專門に屬する資料を提供又は執筆し、是等の資料を基礎又は參考として調査課の許、劉島（靜）（第一章）、村山（第二章第一節及第二節）、溝口（第二章第三節）、春日（貞）、下柳田（第三、第四、第五章）、吳（第六章）の諸君が夫々揭記の章節を執筆し、斯くて出來上つた粗稿を更に各關係課の課長竝びに執筆者に回附して其の校閱竝びに修正を乞ひ、最後に編輯委員及び幹事長に於て全體的構成其他の見地より各部分を統合調整して更に加除修正を施した。而して本行創立前後の事情に關する部分に就ては、本行所藏の資料の外、本行創立に參畫せられた現中國聯銀顧問子爵阪谷希一氏、現中江實業銀行顧問五十嵐保司氏、現日滿商事常務理事竹內德三郎氏、元新京法政大學々長代理筒井雪郎氏、本行の鈴木輝之氏其他の諸氏より態々頂戴したる資料を參考とし、且つそれに關する粗稿は右竹內德三郎氏、現滿洲農產公社理事酒井輝馬氏、現滿洲房產會社副理事長山田茂二氏、前本行理事にして現商工金融合作社中央會理事長高木錬二氏、及び本行に於ては現理事鈴木謙則氏、石川洋爾、橋本義雄の兩課長等本行の創立に關與せられた人々の校閱竝びに修正を乞ひ、又創立後の事情に就ては夫々前副總裁山成喬六氏、前總裁田中鐵三郎氏の校閱を仰ぎ、更に滿鐵調査部の安盛、南鄕兩氏其他の諸氏よりも資料を頂戴したる上色々示唆を受け、一方政府の建國十年史編纂委員會の幹部竝びに執筆者とも連絡してその意見を聽き、出來得る限りの精確を期することに努めた。又挿入寫眞に就ては總務廳弘報處の厚意に依り滿洲國第一回登錄寫眞を多數利用させて貰つた。茲に是等諸氏の協力支援に對し謹みて深甚なる謝意を表すると共に、併せて凸版印刷株式會社が本史の印刷及び用紙の手配等に就き盡されたる多大の便宜と配慮に對し深謝するものである。

四、以上の如く本史編纂に當つては努めて記述の精確と解釋の妥當とを期したるも、資料乏しき上に多人數で短時日の間に早急に編述せざるを得なかつた關係上、內容の按排、章節の長短、文體、辭句等の統一齊整に就て充分に推敲を重ねるの餘裕なく、從つて多くの點に於て不備不徹底を免れないこと、思ふが、之は一面時局の要請と時日の制約とに因るとは云へ、主として編輯委員の不敏、菲才の結果であつて、茲に大方の諒恕を乞ふて已まない次第である。

康德九年六月十五日

編輯委員　栃倉正一

# 滿洲中央銀行十年史

題字、扉文字、背文字　總裁　闕潮洗

序　副總裁　大澤菊太郎

## 目次


第一章　建國前の滿洲金融通貨事情と本行の創立……一

第一節　本行創立前に於ける滿洲通貨及金融……一

第一款　概說……一

第二款　本行創立前に於ける金融機關……七

新式銀行（東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、熱河興業銀行、中國銀行、交通銀行、遼寧省城四行號聯合發行準備庫、其他の新式銀行）—舊式金融機關—外國金融機關（日本側金融機關、歐米側金融機關）

第三款　本行創立前に於ける滿洲通貨……三三

銅本位硬貨（制錢、銅元）—銅本位紙幣（私帖、官帖、銅元票）—銀本位硬貨（寶銀、銀元）—銀本位紙幣（小洋票、奉天票、現大洋票、哈大洋票、吉大洋票及江大洋票、熱河票、過爐銀）—外國通貨（露國紙幣、鈔票、金票）

第四款　貨幣取引及對外爲替……五四

貨幣取引—對外爲替

第二節　本行の創立……六四

第一款　概說……六四

目　次


第二款　創立準備……六五
創立委員等の任命竝にその活動—遼事省城四行號聯合發行準備庫の整理—邊業銀行株式管理辦法の公布—中國、交通兩銀行發行哈大洋票に對する處置
第三款　本行の成立及開業……七七
貨幣法、滿洲中央銀行法及滿洲中央銀行組織辦法の公布—本行の開業—舊行號の合併と滿洲中央銀行繼承虧損補償公債條例の公布


## 第二章　本邦經濟金融界の推移と本行の發展……八六


第一節　金融の基礎確立時代……八六
第一款　概　說……八六
第二款　幣制の統一……八六
舊通貨の整理（舊紙幣の回收、新通貨の發行、特殊通貨の整理）—通貨價値の安定（第一次通貨安定工作、第二次通貨安定工作）
第三款　金融機關の整備……九〇
銀行法の制定—弱小銀行の整理—金融合作社の設立—本行附業の分離・大興公司の設立—春耕貸款其他の特殊貸出
第四款　低金利政策の確立……一二五
第五款　金融經濟指標の推移……一二六
通貨發行高—預金貸出高—手形交換高—國庫支出高—物價の推移—貿易の推移—產業界の推移
第二節　金融の整備進展時代……一三九
第一款　概　說……一三五





第二款　產業開發五箇年計畫の實施と產業金融政策の確立……一四〇
第三款　金融體制の整備竝に擴充强化……一四四
舊通貨整理の完了と日本側通貨の回收（鈔票の整理、金票の整理）—滿洲興業銀行の設立—滿洲銀行協會の結成—新銀行法の公布—興農合作社の設立—商工金融合作社の設立—低金利の平準化—國民儲蓄運動の實施—貯金部の設置
第四款　本行業務上の整備進展と業績の躍進……一五四
國幣新券の發行—日本銀行代理店契約の締結—國庫制度の整備充實—產金買上の積極化—貸出業務の進展—本行業態の整頓と業績の躍進に伴ふ政府納付金の劃期的開始
第五款　時局關係國策事務の遂行……一五七
爲替管理の强化—資金統制の實施竝に强化
第六款　金融の國際的連繫と貿易協定等の締結……一五九
對滿投資の促進と對日決濟ルートの一元化—貿易協定等の締結—滿蒙支間經濟金融關係の緊密化と張家口、天津支行及北京辦事處の開設
第七款　新中國金融工作に對する援助……一六一
冀東銀行に對する援助—蒙疆銀行に對する援助—中國聯合準備銀行に對する援助—中江實業銀行に對する援助
第八款　金融經濟指標の推移……一六三
通貨發行高—預金貸出高—手形交換高及爲替受拂高—企業資金及對滿投資額—國庫支出額—物價の推移—貿易の推移—產業界の推移
第三節　金融の重點調整時代……一七〇
第一款　概　說……一七〇
第二款　大東亞綜合經濟計畫の確立……一七一

日滿支經濟建設要綱の確立—日滿支經濟建設連繫要綱の確立—戰時緊急經濟方策要綱の確立

第三款　産業開發計畫の重點的遂行……一七六

第四年度の實績と最終年度の動向—産業建設第二次五年計畫基本方針の樹立—特殊會社機能の刷新強化

第四款　通貨金融制度の整備強化……一八〇

中國聯合準備銀行券、蒙疆銀行券の國內賣買禁止—鑄貨鑄潰等取締法の公布施行及鑄貨製造限度の擴張—金融機關の分布調整—金融機構改革—手形交換所の整備擴充

第五款　時局金融對策の遂行と金融機關の協力……一八六

重點的金融の疏通—銀行貸出の抑制—儲蓄奬勵運動の展開—普通銀行の共同融資—國債の普及と消化—預金金利の協定

第六款　經濟金融統制の强化……二〇〇

資金統制の强化（資金計畫調整要綱の樹立、會社資金計畫の再編成、銀行等資金運用計畫の報告創始、銀行及保險會社の貸付報告書改正）—爲替管理の强化擴充（爲替管理法の改正施行、爲替管理法に基く命令の件の改正施行、外國人取引取締規則の制定施行、爲替資金の調整及集中、外國爲替相場の圓基準公定）—金使用制限の强化（金使用規則の制定施行、金使用規則の改正施行）—證券の普及及制度の確立（公債政策要綱の確立、證券普及機關の整備、有價證券業取締法の公布施行、證券關係諸法令の公布施行）—貿易統制の强化擴充（貿易管理要綱の確立、貿易統制法の改正施行、貿易統制機構の整備、滿關貿易統制機關の調整、貿易協定の期間延長）物價及物資の統制强化及其他の諸經濟統制（物價物資等統制の强化、國防重要法令の公布施行、全國經濟警察の擴充强化）

第七款　經濟金融指標の推移……二三六

國家財政の推移—貿易、國際收支、對滿投資の推移—通貨、金融の狀況—國內産業の情勢—國內物價の情勢

第三章　本行の組織……二四〇

第一節　資本金及積立金……二四〇

第二節　役員……二四二

第三節　職員……二四四

第四節　職制……二四七

第一款　職制……二四七

第二款　事務分掌……二四八

第五節　分支行及辦事處……二五六

第六節　奉天造幣廠……二六七

第七節　共濟會其他の諸施設……二七三

第四章　本行業務の變遷及現況……二七八

第一節　國幣の發行……二七八

第一款　國幣の發行……二七八

第二款　國幣の種類……二八二

第二節　國庫……二八六

第一款　國庫金の取扱……二八六

第二款　政府有價證券の取扱……二九五

第三款　派出扱竝に代理店扱……二九六

第四款　省地方費預金の取扱……二九八

第三節　預金及保護預り……二九九
第一款　預　金……二九九
第二款　保護預り……三〇三
第四節　貸　出……三〇四
第一款　政府貸上金……三〇七
第二款　公共貸出……三〇八
地方債―外國公共團體貸出―公共組合其他に對する貸出
第三款　金融機關に對する貸出……三一〇
滿洲興業銀行に對する貸出―普通銀行に對する貸出―日本側金融機關に對する貸出―中國側銀行に對する貸出
―庶民金融機關に對する貸出―輸出振興資金貸出
第四款　特產資金貸出……三一六
第五款　棉花資金貸出……三一七
第六款　開拓資金貸出……三一八
第七款　鑛工業資金貸出……三一八
第八款　特殊貸出……三一八
私帖回收資金貸出―哈大洋整理資金貸出―過爐銀整理資金貸出―春耕資金貸出
第五節　爲　替……三三〇
第一款　內國爲替……三三〇
第二款　外國爲替……三三三
第三款　爲替相場……三三四
第六節　有價證券……三三八

第一款　概　說……三二八
第二款　公　債……三二九
第三款　株　式……三三二
第四款　諸證券……三三二
第七節　金　利……三三三
第一款　舊行號時代の金利……三三三
第二款　本行設立後の金利政策竝に金利の變遷……三三四
第八節　營業成績……三四三
第一款　資產、負債……三四三
第二款　損益計算……三四五
第五章　本行受託事務概況……三四八
第一節　爲替管理事務……三四八
第一款　爲替管理法及受託事務の變遷……三四八
第二款　本行外貨集中事務の變遷……三五三
第二節　臨時資金統制事務……三五五
第一款　臨時資金統制法の公布……三五五
第二款　考查課臨時資金統制係の設置……三五五
第三款　臨時資金統制法の改正……三五七
第四款　委託店の設置……三五七
第五款　資金統制課の獨立……三五九

第六款　金融係の新設……二五九
第七款　委譲店の擴大……二六〇
第八款　現　況……二六〇
第三節　日本國庫事務……二六二
第四節　產金買上事務……二六二
第一款　我國金政策變遷の概要……二六二
第二款　本行金賣買事務の概要……二六四
第五節　國債事務……二六七
第一款　國債法施行前の國債事務……二七三
第二款　國債法施行後の國債事務……二七三
第六節　貯金部……二七九
第一款　貯金部の設置……二七九
第二款　貯金部設置の目的……二七九
第三款　貯金部の職制……二七九
第四款　貯金部の業務……二八〇
第六章　要　約　滿洲經濟金融界の發展に對する本行の貢獻……二八二
附　錄
一、滿洲中央銀行年誌……一―六
二、各期株主總會に於ける總裁演說要旨……一―八一
三、定款及關係法令……一―三四



（滿洲中央銀行法、滿洲中央銀行定款、滿洲中央銀行組織辦法、滿洲中央銀行納付金法、貨幣法、銀行法、貯金部法、貯金部規則、國債法、爲替管理法、爲替管理法に基く命令の件、爲替管理法に基く臨時措置に關する命令の件、臨時資金統制法、產金買上法、產金補助金及產金奬勵金交付規則）
四、參考諸統計表……一
1、貨幣發行高及準備高……一
2、本行各年末紙幣發行高……二
3、本行各年末鎔貸發行高……二
4、本行各期末貸借對照表……四
5、全滿主要金融機關預金高……八
6、全滿主要金融機關貸出高……一〇
7、全滿主要都市銀行預金高（都市別）……一三
8、全滿主要都市銀行貸出高（都市別）……一四
9、全滿主要都市銀行預金貸出高（科目別）……一六
10、全滿主要都市銀行爲替受拂高（累年別）……一八
11、全滿主要都市銀行爲替受拂高（銀行別）……二〇
12、全滿主要都市銀行爲替受拂高（都市別）……二〇
13、全滿主要十都市手形交換高……二三
14、滿洲國歲入歲出金一覽表……二四
15、內外卸賣物價指數……二六
16、內外生計費指數……二七
17、全滿會社業種別一覽表……二八

滿洲中央銀行總行全景

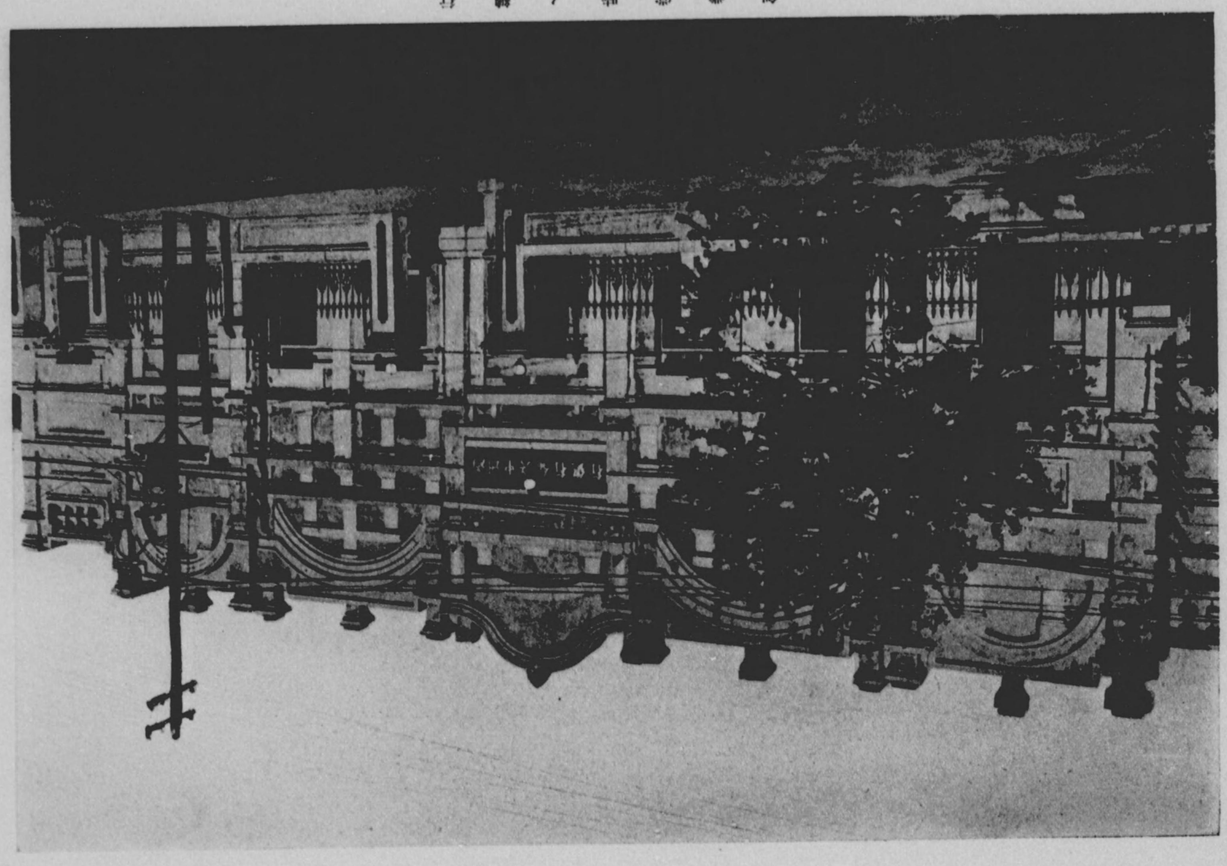

伯爾當時ノ總行

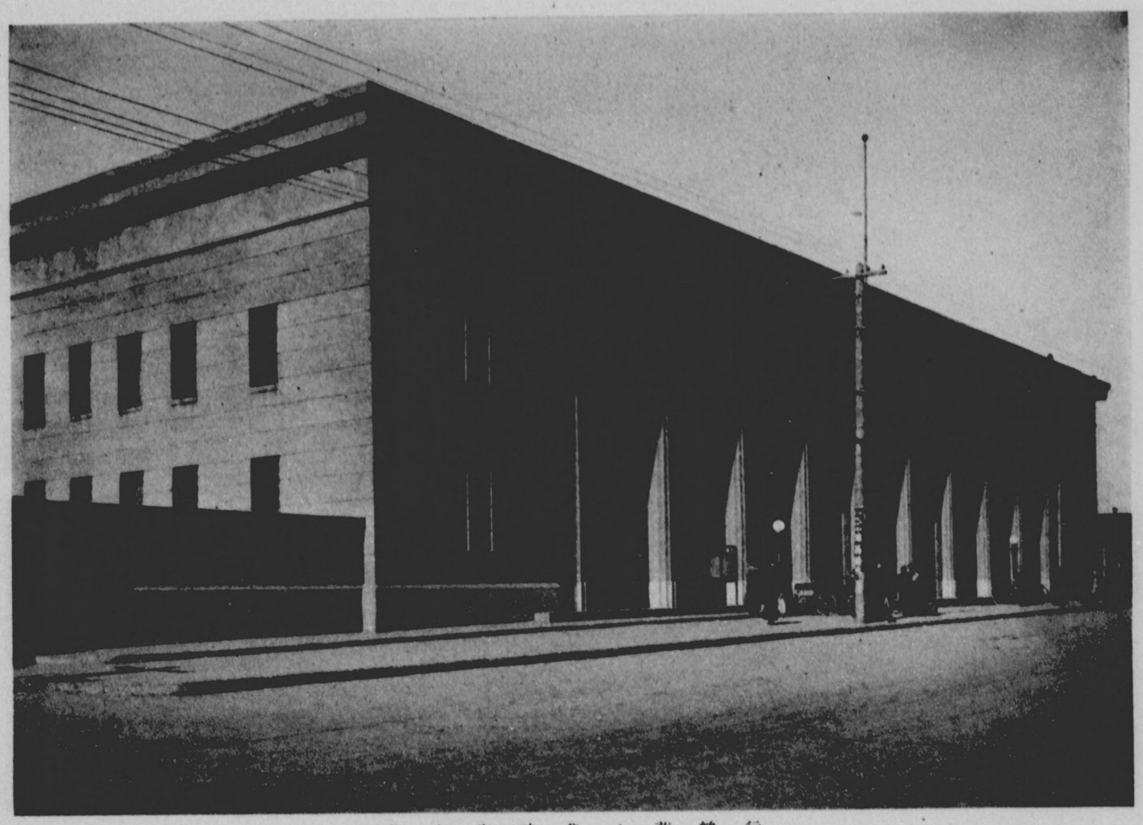

北大街時代ノ舊總行

總裁
閻潮洗氏

副總裁
大澤菊太郎氏

理事
阿部晉氏

理事
笠井圖藏氏

理事
鈴木謙則氏

理事
王德恩氏

理事
何治安氏

特別監事
色部貫氏

監事
丁士源氏

監事
鄭廷侯氏

初代總裁
榮厚氏

前總裁
田中鐵三郎氏

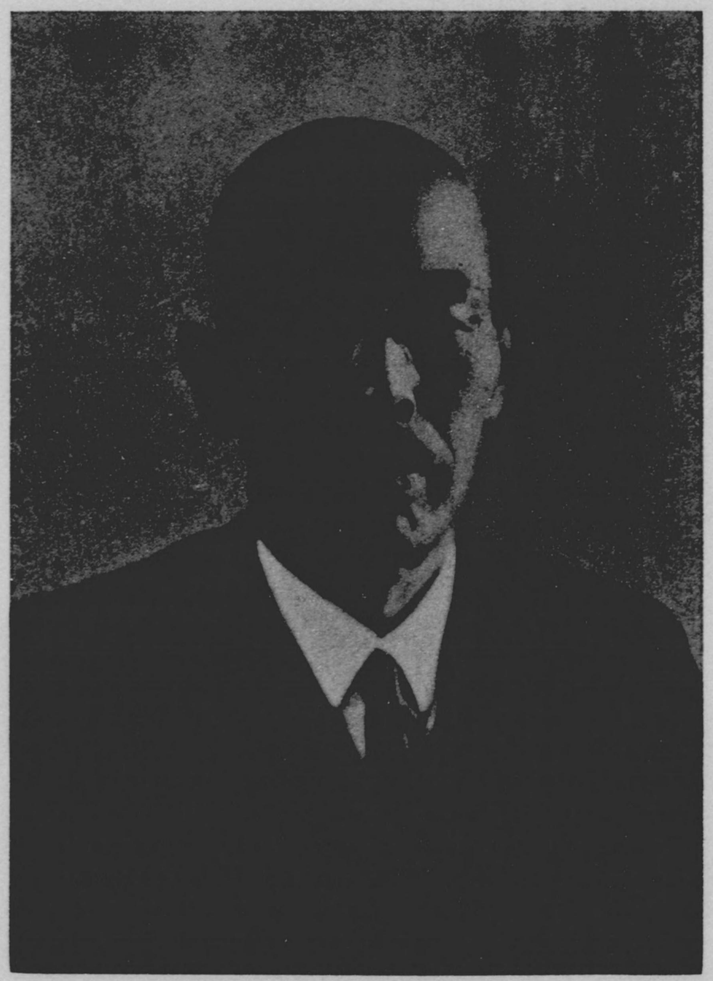

初代副總裁
山成喬六氏

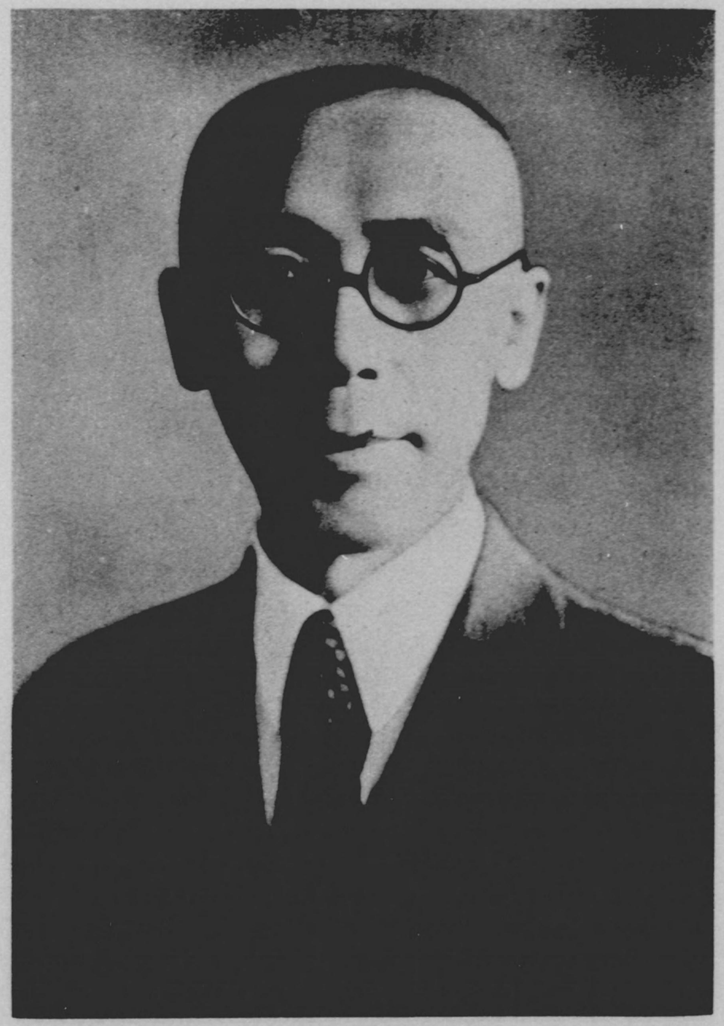

前副總裁
蔡運升氏

初代理事
氏一磯尾鷲

初代理事
氏司保嵐十五

初代理事
氏男爾安武

初代理事
吳恩培氏

初代理事
劉世忠氏

初代理事
劉燏蓁氏

前理事
氏太實岡西

前理事
氏二銕木高

前理事
氏浩上海

前理事
王春富氏

前理事
孫鏡宗氏

前監務常事
谷阪希一氏子爵

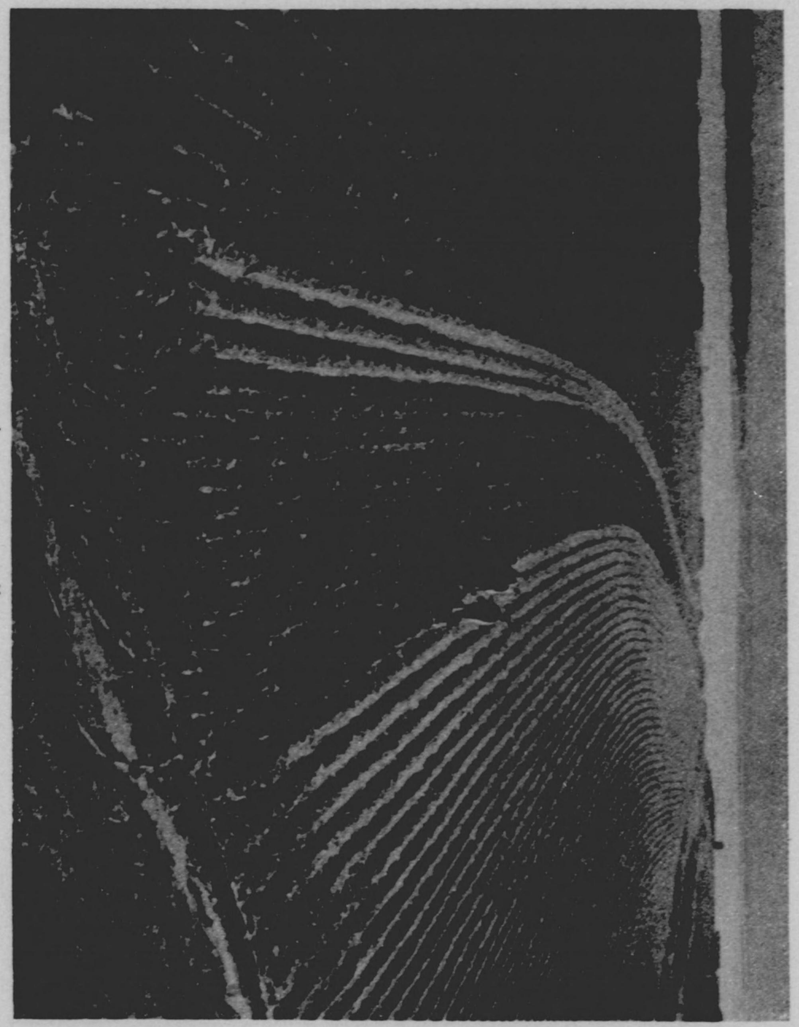

北

# 第一章　建國前の滿洲金融事情と本行の創立

## 第一節　本行創立前に於ける滿洲通貨及金融

### 第一款　概　說

滿洲に始めて貨幣の流通を見たのは、今より二千二百餘年の昔燕の昭王が將軍秦開を用ひて遼河流域を東胡より奪取し、更に東進して朝鮮半島を經營した頃に遡ると推定される。蓋し燕國の鑄造した明刀錢が今日朝鮮の平安北道及び全羅南道に發見される事實より、恐らく滿洲に於ける漢人間にもこの頃既に貨幣に對し認識を有してゐたと思はれるのである。併し乍ら滿洲が貨幣經濟の時代に入つたのはこれよりも遙に後れて、遼以後のことである。續文獻通考に依れば「太祖父薩勒題始造錢幣」「太祖襲而用之」「重熙二十二年閏七月長春州置錢帛司」とあり、遼の太祖及び父薩勒題の鑄錢が滿洲に於ける造幣の最初と爲されるのである。

遼の通貨は主として銅錢にして、これに鐵錢が併用され、金の時代に至つて紙幣が發行され、引續いて寶銀が鑄造されたが、當時滿洲に於ては上京會寧府（ハルビン附近）、東京遼陽府（遼陽）、北京大定府（凌源附近）、咸平府（開原附近）、臨潢府を中心に貨幣に對する認識が相當廣く行はれたが、元の大統一を契機として東西の交通が促進され、滿洲と中原との往來次頻繁となるに從ひ、滿洲に於ける通貨の利用は金代よりも一層廣く行はれた。明代には金も亦貨幣として用ひられたが明代幣制の變遷が滿洲に於て如何に行はれたかに就ては、これを審かにし得ないのである。明代に於て既に廣く行はれ、貨幣としての重要さは益〻廣く流通し、滿洲に於ても各種の銀元が鑄造された。

既述の如く滿洲は遼代既に貨幣經濟時代に入つてからは愈〻廣く流通し、滿洲に於ても各種の銀元が鑄造された。

その結果、幣制及び貨幣經濟の重要な發展を見るに至らなかつたが、其後漸く農耕が營まれ、經濟も次第に發達して商業もこれに從ひ振興し、錢事も亦年と共に盛んとなつたのである。殊に清人が關內に入るや、滿洲を以て龍興の地と爲し、皇陵の修造、寺廟の祭祀等に意

を用ひ、毎年巨萬の銀兩を支出した爲め、寶銀の流通が漸く滿洲三省に擴まるに至つた。次に咸豐八年（一八五八年）營口（舊名牛莊）が開港し貿易が繁盛となつて、各地の寶銀が同地に集中し、又日清戰役以後滿洲の對外貿易は益〻繁劇となり、通貨需要が愈〻緊迫の度を加へて、或は私帖の横行を誘發し、或は過爐銀制度の發展を促し、滿洲内に於ける各種銀元の鑄造、日本の軍用手票次いで鈔票の流通、露國舊紙幣たる羌帖の發行と相俟つて、滿洲に於ける通貨は愈〻複雜多樣となつた。更に各省に於ける官銀行號の設立と各種紙幣の濫發を見るに至つて、愈〻多彩盛觀を極め、滿洲幣制の紊亂はその絶頂に達したのである。

由來支那に於ける紙幣發行は、絶えずその政府又は政權の財政的目的の爲に利用されてゐた。從つて支那に於ける銀行及び國家に依つて發行された紙幣の役割は、財政々策史と關聯してこそ始めて究明し得られ、結局、支那の紙幣史はその政治史から到底分離出來ないものであることが指摘されてゐるのである。封建的軍閥の割據に基く地方分權制の激化に從ひ、各軍閥官僚は財源捻出機關として自らの銀行を設けて紙幣を發行し、苛捐雜稅に依る農民搾取の外に、所謂貨幣的收取を加へた。而して軍閥勢力の存する間は、その軍事的勢力の掩護の下に於て當該紙幣は暫く流通したが、一度軍閥勢力の瓦解に遇へば、これ等の紙幣は直ちに流通力を失つたのである。

滿洲事變前に於ける東三省の通貨政策は、勿論この貨幣的收取の埒外たり得なかつたばかりでなく、寧ろその典型的なものであつた。強固な統一的政權の成立を見るに至らなかつた東三省に於ては、各省が財政上の自主權を享有し、その結果、各省に各種の通貨を生じ、これ等の通貨の價値及び安定は、不幸にして多くの場合その省主腦者の個人的野心に依つて左右されてゐた。尤も東三省が統一的な通貨を持つに至らなかつた理由の一つとして、各省の經濟發展が夫々獨立的傾向強く、相互の通商交通が圓滑を缺いてゐたことをも擧げ得るが、根本的には時の政權掌握者が常に通貨を統一する意思又は實力及び能力を持つてゐなかつたことは疑ひなき事實である。

斯くて東三省に於ける統一なき通貨制度は、紙幣濫發に基く價値の續落とその各通貨間に於ける下落度合の差異とに因つて一層その混亂を誘發されたのである。この通貨の紊亂と價値の低落との一般民衆に與へた損害の多大なることは多言を要しないところにして、大豆を中心とする主要農產物の買付を爲した各官銀行號の通貨に關する季節的操縱に於て、その貨幣的收取の典型的な場合を容易に見出し得るのである。即ち各通貨は絶えず低落を繰返す傾向を示してゐたが、この傾向は常に波狀を描き、農產物買付季節中は通貨需要が活潑となり、從つてその價値が上騰するに反し、農民の農產物賣却が終るや、通貨需要が緩慢となり、而も各官銀行號は農產物輸出に依つて得た價値高き外國通貨又は爲替を放出して、曩に農產物買付に當り發行した通貨の收縮を圖ることを肯ぜず、その結果、市場に氾濫した通貨は價値の下落を來たし、住民の約八割を占める農民の苦痛は絶大であつた。これに就て支那通貨に關する一權威者は巧みに次の如く述べてゐる。即ち「……政府管理の銀行は農產物を買入れ、紙幣を以て農民に支拂を爲すことを委託されたが、銀行は農民の資金逼迫の初夏に於てこれに前貸を爲すことに依つて、秋の收穫を銀行に引渡さしめることを確保した。農民が生活必需品を購入する爲に市街に來り紙幣が市場に溢れると共に、その價値は必ず下落した。この方法は毎年繰返し行はれ、紙幣の相場は愈〻下落した。……」而も右の買付は殆ど獨占の程度にまで進み、一般の注目と惡評を受けた。

この通貨の價値低落に就き舊政權は常にその責が錢莊業者、投機筋、暴利商人にありと爲し、その自ら行ひつゝある紙幣の濫發に論及することを極力避けた。而してその價値低落防止策として凡ゆる極刑を以て威嚇したが、問題の核心に眼を掩ふたこの對策が何等の效果をも收め得なかつたことは蓋し當然である。

斯くて滿洲の通貨制度は愈〻紊亂の一途を辿つた。而してその發券機關は種々雜多に存在し、幾多の紆餘曲折を經て滿洲事變當時には東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、熱河興業銀行がその代表的のものであつたが、この外に中國銀行、交通銀行、公共團體及び個人商店等も亦少からざる紙幣を發行してゐた。公共團體、錢莊、個人商店等の發行する所謂私帖を除き、滿洲事變當時各銀行の發行した紙幣はその種類が二十以上に及び、且つ次表に見る如くこの雜多な紙幣の膨脹振りは實に呆然たらしめるものがあつたのである。

滿洲舊通貨流通額表

| 幣種別 | 發行銀行 | 單位 | 民國一六年（一九二七年） | 民國一七年（一九二八年） | 民國一八年（一九二九年） | 民國一九年（一九三〇年） | 民國二〇年（一九三一年） | 本行繼承額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 奉天票 | | | | | | | | |
| 滙兌券 | 東三省官銀號 | 千元 | 四七〇、〇五二 | 一、三五一、四一三 | 一、五二九、七九九 | 一、一七八、一四〇 | 一、〇〇三、六七六 | 九四九、六七三 |
| 同 | 中國銀行 | 同 | 一〇、一三五 | 九、二〇三 | 六、一九五 | 二、八二一 | 二、〇二九 | — |
| 同 | 交通銀行 | 同 | 一一、五〇〇 | 九、五一二 | 六、〇六一 | 三、四六四 | 二、五六一 | — |
| 公濟銅元票 | 東三省官銀號 | 同 | 六五、六二七 | 七八、〇九二 | 八〇、五四四 | 七六、九三二 | 七二、八〇九 | 六八、七七〇 |
| 奉小洋票 | 中國銀行 | 同 | 一、〇二六 | 九二九 | 九〇二 | 八七二 | 八五〇 | — |
| 計 | | 同 | 五五八、三四〇 | 一、三四九、一四九 | 一、六三三、五〇一 | 一、二六二、二二九 | 一、〇八一、九二五 | 一、〇一八、四四三 |

| 備考 | 四黒龍江官帖 | 四黒龍江官帖 | 四黒龍江官帖

俟たないところであるが、他方、各種の取引に於て、商品に依り、又取引者に依り夫々取引通貨を異にしてゐたのである。その結果、各種通貨別資金調達の必要は、更に通貨價値の變動に伴ふ危險に對する防止要請と相俟つて、現物竝びに先物の取引を行ふ貨幣取引機關の發達を促した。前者に就ては主として錢莊がこれに當り、後者に就ては近代的な企業組織たる取引所がこれを經營してゐた。併し乍らこれ等の貨幣取引所の存在に依つて、次表の如く、舊政權の貨幣的收取に基く通貨價値の低落が最も敏感に表現された爲に、他の政治的素因と交錯して、執れも舊政權の壓迫を蒙つたことが再三でなかつた。

滿洲主要通貨相場騰落表　（對金票百圓年平均相場）

| 年次 | 奉天票 | 吉林官帖 | 黑龍江官帖 | 過爐銀 | 哈大洋 | 小銀元 | 鈔票 | 鎳平銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 民國一年（一九一二年） | 一二〇元 | 五五〇百吊 | 六一〇百吊 | 一一七兩 | — | 一二〇元 | 一〇二圓 | 七二兩 |
| 民國三年（一九一四年） | 一三九 | 一、四八〇 | 一、六五〇 | 一一三 | — | 一三六 | 一一四 | 七九 |
| 民國七年（一九一八年） | 九七 | 一、四五〇 | 二、四二〇 | 七二 | — | 七七 | 六六 | 四六 |
| 民國八年（一九一九年） | 九三 | 二、五一〇 | 三、八〇〇 | 一〇四 | — | 六四 | 五五 | 四一 |
| 民國一〇年（一九二一年） | 一三九 | 九、二四〇 | 六、五九〇 | 九六 | 九五 | 一一一 | 九五 | 七二 |
| 民國一四年（一九二五年） | 一六八 | 一三、六〇〇 | 一六、〇六〇 | 一〇九 | 八二 | 九四 | 七六 | 五三 |
| 民國一五年（一九二六年） | 三五九 | 一六、五〇〇 | 二五、一七〇 | 二一〇 | 一〇六 | 一一七 | 九六 | 六七 |
| 民國一六年（一九二七年） | 九五七 | 一八、〇六〇 | 一三、二六〇 | 三〇四 | 一二九 | 一二八 | 一〇五 | 七五 |
| 民國一七年（一九二八年） | 二、五一〇 | 一八、〇〇〇 | 三五、五一〇 | 二五〇 | 一三六 | 一二一 | 一〇〇 | 七一 |
| 民國一八年（一九二九年） | 五、六八三 | 二〇、七四〇 | 四三、七六〇 | 二五〇 | 一五四 | 一三二 | 一〇九 | 七八 |
| 民國一九年（一九三〇年） | 一〇、〇五七 | 三四、三四二 | 八五、九九〇 | 三四七 | 二〇〇 | 一八九 | 一六〇 | 一一六 |
| 民國二〇年（一九三一年） | 一三、四八三 | 七七、六一八 | 三〇五、〇二〇 | 四七六 | 二七三 | 二四七 | 一九九 | 一五三 |

他方金融機關も亦紊亂その極に達してゐた。卽ち右の如き亂雜なる幣制の下に於て舊式銀行、新式銀行、外國銀行等が竝び存し、無統制な金融狀況を現出して、全金融機關には何等一貫せる秩序なく、各自の營業方針にも何等の統一なく、貨幣制度の紊亂、官銀號の橫暴の影響の下に、夫々不健全な經營方針を繼續してゐた。從つて金融の疏通は阻害せられ、產業界は萎靡沈滯し、經濟的發達は殆ど停止の狀態にあつたと言ふも過言ではないのである。

要するに建國前に於ける滿洲幣制の紊亂狀態は殆ど世界にその類例を見ず、ケメラー委員會が「奉天票、吉林官帖及び黑龍江官帖は、哈爾濱大洋票及び吉林大洋票と竝んで、滿洲通貨を全支那に於ける最惡の通貨たらしめた」と慨嘆した程であつた。從つて本行が創立されて、この紊亂せる通貨制度の統一に着手した當初に於て、リツトン調査團が「滿洲通貨の總てを統一し且つ安定せしめることを如何にして望み得るや了解に困難である」との結論を下したことも肯づけるのである。本行が短期間にこの通貨制度の統一に成功したことが、最近に於ける世界通貨史の一奇蹟とさへ謂はれるのも亦極めて當然である。

以下本行創立前に於ける滿洲通貨及び金融に就て稍〻詳細に論述する。

## 第二款　本行創立前に於ける金融機關

### 第一項　新式銀行

#### 第一目　東三省官銀號

光緒三一年（一九〇五年）、時の盛京將軍趙爾巽の創設した奉天官銀號が、東三省官銀號の濫觴である。その目的は表面上兵燹に基く商業の萎縮を救濟するにありとしたが、その眞實に就ては、利權回收の一策としてこれを利用し、一面紙幣發行に依る利得を獨占せんとする主旨に出でたものであると解された。當初の資本金は濟平銀三十萬兩、全部省政府より出資し、翌年倍額增資してこれを六十萬兩と爲した。徐世昌が東三省總督となるや、宣統元年（一九〇九年）同行の營業圈を吉林及び黑龍江兩省にも擴大せんとして、改組を斷行すると同時に、名稱を東三省官銀號に改めた。其後張作霖の治世となつたが、民國五年（一九一六年）兌換請求の風潮が發生し、同行はこれに應ずる能力がなかつた爲め、本位を奉大洋に改め、玆に民國六年（一九一七年）新たに匯兌券を發行して漸く兌換の騷擾を免れた。同時に資本金六十萬兩はこれを市價に換算して奉大洋八十一萬二千元と爲し、省政府の追加出資に依つて資本金を奉大洋一百萬元に增額した。次

いで民國八年（一九一九年）一百四十萬元に、民國一二年（一九二三年）五百萬元に增資し、更に民國一三年（一九二四年）東三省の紙幣統一を圖る爲に、奉天興業銀行及び東三省銀行の二發券銀行を合併し、その資本金を奉大洋二千萬元に增額したが、實收資本は一千三百八十八萬百二十五元三角一分であつた。

同行は紙幣發行の外に、省政府の金庫事務、省內外の爲替、地金銀及び各種貨幣の賣買、貸付、預金、倉庫、手形割引、證券、證書及び貴重品の保管事務を取扱ひ、又多くの附屬事業を經營した。その奉天省に於て發行した紙幣は前後七種に及び、憑帖、銀票、龍元票、小洋票、一二大洋票、滙兌券及び現大洋票がこれである。又附屬事業は糧棧（特產買付）、當舖（質屋）、燒鍋（釀造）、油坊、磨房（製粉）、紡織、貿易等極めて廣範圍に亘り、東三省購運特產事務所（特產買付業）、利達公司（貿易業）、公濟棧（特產業）、公濟當（質屋業）、純益繅織公司（柞蠶絲紡織業）、公濟平市錢號（金融業）等總計二十八店を算した。

同行は張政權の機關銀行であり、官金を取扱ふ外、張政權の各種營利事業と頗る密接な關係を持つてゐた。一方、奉天省の首腦者が吉林及び黑龍江二省に對し優越的地位に立ちながら、未だこれを完全に隷屬せしめ得なかつた關係上、同行はその名稱にも拘らず、他の官銀號に對して何等の命令、指揮權を有しなかつた。

尙ほ滿洲事變直前に於ける同行の分支行數は八十八店の多きに達してゐた。

### 第二目　邊業銀行

民國九年（一九二〇年）外蒙古に於ける西北籌邊使署が邊陲地方各事業不振の理由は金融機關の缺如にありと爲して、庫倫に邊業銀行を創立したが、同行は株式組織にして資本金は現大洋百萬元であつた。併し乍ら同行設立後幾許もなくして蒙古に動亂が起り、庫倫が陷落した爲めその損失は頗る大にして遂に營業繼續の能力を失ふに至つた。時恰かも第二次奉直戰に依つて關內に進出し、東三省官銀號發行の奉天票及び新規の現大洋票の發行を試みつゝある奉天派が、中央政府財政部の新規紙幣發行禁止に關する幣制整理方針の爲に、同行の發券既得權に着目してその民有株を一手に買收し、別に新株を募集して資本金を二千萬元に改め、民國一四年（一九二五年）財政部から組織改造の認可を得、總行を天津に設けた。その實收資本は五百二十五萬元であるが、張學良一家の出資金が五百萬元に上り、同行は事實上張一家の機關銀行として活躍した。從つて民國一七年（一九二八年）國民革命の北伐に依り、奉天派が關內を撤退するや、同行も亦總行を天津から奉天に引揚げた。

同行は形式上邊業銀行を繼承した關係上、その定款には業務として「邊疆金融の調濟、沿邊實業に對する放資」又「官廳の委託に依る金庫事務の代理」等が揭げられてゐたが、實際上發券業務を營む外は、純然たる商業銀行として立つてゐた。その營業方針は比較的健實にして、特產の收買に對しても消極的態度を採り、殊に附屬事業に就ては、他の官銀號の如き單獨投資を行はず、僅に慶泰祥（製粉、油坊業）、東三省購運特產事務所及び六合成（製紙業）の三者に共同出資を爲したに過ぎなかつた。これが爲めその紙幣發行は他の官銀號に比して甚だしい濫發でなかつた。

尙ほ滿洲事變直前に於ける同行の分支行數は二十九店であつた。

同行は創立と同時に現大洋票を發行したが、民國一四年（一九二五年）の改組に依り總行を天津に設置してからは、同地に於て新たな現大洋票を發行した。奉天派の關內撤退後に於ては、この天津票を回收する名目の下に、民國一七年（一九二八年）財政部の許可を得て奉天に於ける現大洋票を發行した。同行は右の奉天現大洋票及び天津現大洋票の外に、哈爾濱に於て哈大洋票を發行してゐた。而して奉天現大洋票の發行に對しては、相當の準備金を保有して、無制限兌換に應じてゐたことが、他の官銀號の紙幣發行に對する特異點にして、これが爲に同行の奉天現大洋票は相對的に一般の信用を受けてゐた。

### 第三目　吉林永衡官銀錢號

光緒二四年（一八九八年）吉林將軍延茂が通貨の統制と金融の圓滑を圖る爲に、銀三萬兩を以て永衡官帖局を設立し、木版の銀圓官帖を發行せしめたのが、吉林永衡官銀錢號の嚆矢である。其後光緒三四年（一九〇八年）吉林巡撫朱家寶が永衡官帖局に命じて同局內に官錢局を附設し、銀兩票及び銀元票の二種の紙幣を發行せしめ、これに强制通用力を賦與した。越えて宣統元年（一九〇九年）吉林都督陳紹常は官帖、官錢兩局を合併して名稱を吉林永衡官銀錢號と改めた。資本金は總て省政府がこれを出資し、その額は大洋一千萬元と稱せられた。

同行は他の官銀號と同樣に省政府との關係が極めて密接にして專ら省政府の金庫として活躍し、省政府の財政窮迫と共に、吉林官帖、吉林大洋票、吉林小洋票、哈大洋票を濫發した。その取扱業務はこの外に一般銀行業務にも及んだが、他面廣範圍に亘つて附屬事業をも經營した。その數は永衡茂（錢莊及び糧棧）、永衡長（同上）、永衡和（同上）、永衡裕（同上）、永衡昌（當舖）、永衡泰（糧棧及び當舖）、永衡印書局（印刷業）、吉林電燈廠（以上吉林）、永衡通（糧棧及び錢莊）、永衡德（錢莊及び當舖）、長春電燈廠（以上長春）、永衡達（當舖及び糧棧）、公主嶺）、永衡厚（糧棧、雙陽）、永衡宏（當舖、糧棧及び錢莊、雙城）、永衡發（糧棧及び當舖、沐石河）、哈爾濱電業局等

の多きに上つてゐた。

尙ほ滿洲事變直前に於ける同行の分支行數は二十四店であつた。

### 第四目　黑龍江省官銀號

光緒三〇年（一九〇四年）黑龍江都統程德全は北滿の邊境たる同省の開發を目的として、官有株二十萬兩、民間株三十一萬二千三百兩を以て官民合辦の廣信公司を設立し、黑龍江省官帖を發行する外、銀行業、開拓業、土木業、運送業等を經營せしめた。これより四年後れて光緒三四年（一九〇八年）東三省總督徐世昌及び黑龍江省巡撫周樹謨が省庫より江平銀三十萬兩を支出して黑龍江官銀號を設立した。同行設立の目的は廣信公司の官帖濫發に因る通貨の紊亂を整理することゝし、兩者の取扱業務は殆ど同一であつたが、官銀號は常に廣信公司から壓迫を蒙り、豫期の成績を擧げるに至らなかつた。一方廣信公司は民國三年（一九一四年）大部分の民間株を買收し、實質上官銀號と同樣の官業となり、省政府當局に於ても同種の機關の竝存對立するの不利を認め、民國八年（一九一九年）兩者を合併して、黑龍江省廣信公司と改稱し、資本金を二百萬兩に增額した。其後民國一九年（一九三〇年）改組を行つて名稱を黑龍江省官銀號と改め、資本金も現大洋二千萬元と爲した。

廣信公司は設立以來官帖、黑龍江大洋票、哈大洋票、四釐債券の各種紙幣を發行し、又黑龍江官銀號は小洋票、銅元票、滙兌券を發行したが、滿洲事變勃發當時に於ては小洋票、銅元票、滙兌券が既に跡を絕ち、官帖、黑龍江大洋票、哈大洋票及び四釐債券が流通してゐた。

同行は省金庫たると同時に、一般銀行業務を行ひ、且つ省內の殖產興業をも自ら營んだ。從つてその附屬營業は極めて廣範圍に亘り、鑛業、林業、鹽業、牧畜、電燈、航運、糧業、油坊、磨房、當舖、錢莊等二十四店の多きに上つてゐた。

尙ほ同行は總行を齊々哈爾に置き、滿洲事變直前に於ける分支行數は三十七店であつた。

### 第五目　熱河興業銀行

光緒三二年（一九〇六年）熱河都統廷杰は幣制の樹立及び經濟活動の助長を圖る爲に、資本金五萬兩を以て官辦の熱河官銀號を創設し、總行を承德に置き、銀兩票、大洋票、小洋票、銅元票、制錢票を發行した。同行は其後數次に亘つて增資を行つたが、積極的活動を爲すに至らず、單に都統公署の機關銀行として終始した爲め、熱河地方に於ては商業金融機關設立の必要が痛感された。玆に於て民國二年銀（一九一三年）商務會長高錫恩の提唱に依り、資本金二萬四千九百八十六兩を以て官民合辦の承德公益錢局が設立され、金融の圓滑、商業の發達を圖ることにした。この公益錢局は熱河官銀號と同樣長期及び短期の預金、抵當及び信用貸出、金銀塊の賣買、爲替、紙幣の發行兌換等を行つたが、營業方針が健實にして、その發行に係る小洋票は一般の信用を受け、その勢力は官銀號を凌駕する有樣であつた。其後官銀號の更生策が試みられたが、民國六年（一九一七年）これを改組して熱河興業銀行を設立し、同時に殆ど强制的に公益錢局を併合した。資本金は當初一百萬元、官商合辦の株式組織としたが、民國一〇年（一九二一年）これを二百萬元に增資し、實收資本は七十餘萬元であつた。

尙ほ民國三年（一九一四年）一切の取引は總て銀元建と決定されたに拘らず、銀兩建が混用されつゝあつた爲め、この熱河興業銀行の成立と共に、銀元建の確立を圖ることになつた。

同行の發行紙幣は小洋角票、大洋票、銅元票、銀角票、補幣流通券、滙兌券、補幣滙兌券、粮秣通用券等であつたが、民國一三年（一九二四年）以後紙幣恐慌を繰返してゐた。從つてこれ等の紙幣は單一に流通したものではなく、恐慌を惹起した紙幣を收拾する爲に新紙幣を發行したが、恐慌紙幣の回收を終らざるに先だち、新紙幣自身が更に恐慌過程を辿るに至り、その流通狀況は實に複雜無比であつた。

同行は省金庫たると同時に一般銀行業務を行つたが、兵變が頻發した爲め、軍費の膨脹に基く紙幣の濫發が繰返され、一般業績は概して不振であつた。

同行は他の官銀號と同樣に、電燈廠、當舖、皮毛莊、復興公司等の各種附屬事業を營み、その數は九店に上つたが、當舖、皮毛莊を除いては、紙幣の下落、兵亂、天災、責任者の不正行爲等に因り豫期の成績を收めるに至らなかつた。

尙ほ熱河聖戰直前に於ける同行の分支行數は十三店であつた。

### 第六目　中國銀行

光緒三〇年（一九〇四年）支那に於ける中央銀行たらしめる目的を以て設立された戶部銀行は、光緒三四年（一九〇八年）資本金一千萬兩を以て大清銀行と改稱されたが、同行は光緒三三年（一九〇七年）滿洲に進出し、奉天、營口、安東、錦州、大連、蓋平、鐵嶺に分行又は分號を設置して預金、貸付、爲替其他の一般銀行業務を取扱ひ、銀兩票、銀元票及び銅元票を發行した。民國時代に入るや、同行は中國銀行と改稱し、長春に分行を設立して東三省に於ける同行各分行號を統轄し、民國三年（一九一四年）より民國五年（一九一六年）に至る間

に遼源、新民、洮南等に分號を設け、又公主嶺、西豐、遼陽、法庫等に滙兌所を設立した。同行は小洋票、滙兌券、現大洋票及び哈大洋票を發行し、兌換請求に對して適當の方策を講じた爲め、これ等の紙幣は相當の信用を博したが、後に奉天票と墮した。民國八年（一九一九年）東三省當局の命令に依り「吉黑」「長春」の加印ある小洋票を回收することにし、且つ長春分行の管轄區域の過大なるを理由として奉天分號を分行に改め、奉天省内の分號をその管轄に移した。尚ほ滿洲事變當時に於ける同行の發行紙幣は現大洋票、哈大洋票、滙兌券及び小洋票であつた。

### 第七目　交通銀行

交通銀行は光緒三三年（一九〇七年）郵傳部が鐵道、電信、郵便、航運の各種款項を經理する爲に北京に創設したものにして、光緒三四年（一九〇八年）滿洲に進出して營口に分行を設け、其後相踵いで奉天、長春、哈爾濱、黑河、吉林、齊々哈爾、開原、四平街、大連等の各地に分行號を設立した。民國二年（一九一三年）中央政府より金庫代理の特權を與へられ、民國三年（一九一四年）資本金を庫平銀五百萬兩より一千萬兩に增額し、官有株四百萬兩、民間株六百萬兩、實收資本は七百五十萬兩であつた。同行の營業科目は略ゝ中國銀行と同じく、その發行紙幣は當初郵便、電信、鐵道、航運の各機關にこれが通用を强制したが、各地方局所、稅關、釐金局の受入れる錢糧稅捐、官銀號の收納金等も亦これを收受することになり、漸次一般に流通するに至つた。同行が滿洲に於て發行した紙幣は、中國銀行と同じく現大洋票、哈大洋票、滙兌券及び小洋票であつた。

### 第八目　遼寧省城四行號聯合發行準備庫

民國一八年（一九二九年）五月奉天に於ける東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行及び交通銀行の四行が幣制の紊亂に基く通貨價値の暴落金融の梗塞に鑑み、愼重な紙幣發行を期する爲に、省政府の許可を得て、遼寧省城四行號聯合發行準備庫を組織し、專ら現大洋兌換券の發行、準備金の保管及び兌換事務を取扱はしめた。同準備庫は固定的資本を有せず、その經常費は加盟四行號が兌換券領用額の多少に按分してこれを負擔した。その發行紙幣は現大洋兌換券（又は準備庫券）の一種のみにして、加盟行號がこれを領用するときには、現銀七割、保證三割の發行準備を同準備庫に引渡すことを要した。而して同準備庫の經營方針は極めて健實であつた結果、その現大洋兌換券は一般の信用を受けた。

### 第九目　其他の新式銀行

滿洲に於ける新式普通銀行の發達は極めて最近のことに屬する。併し乍らこれ等の銀行の監督取締に就て何等の法令がなく、舊政權は唯私利私慾の爲に干涉を恣にするのみであつた。從つてこれ等の銀行は雖然として存在し、相互に何等の連絡もなく、その機能を充分に遂行してゐなかつた。

滿洲事變前に於ける新式普通銀行は略ゝ次の通りである。

(1)滿洲に本店を有するもの

| 名稱 | 設立年度 | 公稱資本金 | 拂込資本金 | 本店所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 遼寧商業銀行 | 民國三年（一九一四年） | 大洋一、〇〇〇、〇〇〇元 | 八七五、〇〇〇元 | 奉天 |
| 東邊實業銀行 | 民國七年（一九一八年） | 大洋三、〇〇〇、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 安東 |
| 東華銀行 | 民國七年（一九一八年） | 大洋三〇〇、〇〇〇 | 三〇〇、〇〇〇 | 長春 |
| 益通商業銀行 | 民國八年（一九一九年） | 大洋一、〇〇〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 | 長春 |
| 濱江儲蓄銀行 | 民國一〇年（一九二一年） | — | 五〇〇、〇〇〇 | 哈爾濱 |
| 大同銀行 | 民國一一年（一九二二年） | — | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 奉天 |
| 東北銀行 | 民國一二年（一九二三年） | — | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 奉天 |
| 世合公銀行 | 民國一三年（一九二四年） | — | 一二五、〇〇〇 | 奉天 |
| 農業銀行 | 民國一三年（一九二四年） | — | 一二〇、〇〇〇 | 綏化 |
| 益發銀行 | 民國一五年（一九二六年） | — | 二〇〇、〇〇〇 | 長春 |
| 遼寧滙華銀行 | 民國一五年（一九二六年） | 大洋一、〇〇〇、〇〇〇 | 六三〇、〇〇〇 | 奉天 |
| 林業銀行 | 民國一六年（一九二七年） | 五〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 奉天 |
| 濟東銀行 | 民國一七年（一九二八年） | — | 大洋五、〇〇〇、〇〇〇 | 奉天 |
| 遼寧民生銀行 | 民國一八年（一九二九年） | 大洋一、〇〇〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 | 奉天 |

(2)中國に本店を有するもの

| 名稱 | 設立年度 | 公資資本金 | 拂込資本金 | 滿洲に於ける支店所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 浙江興業銀行 | 光緒三三年（一九〇七年） | —元 | 大洋二、五〇〇、〇〇〇元 | 奉天、哈爾濱 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金城銀行 | 民國六年（一九一七年） | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 大連、哈爾濱 |
| 東萊銀行 | 民國七年（一九一八年） | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 大連 |
| 大中銀行 | 民國八年（一九一九年） | 一、六〇〇、〇〇〇 | 哈爾濱 |
| 中國國貨銀行 | 民國一九年（一九三〇年） | 大洋五〇〇、〇〇〇 | 奉天 |

これ等の新式普通銀行は廣く預金を吸收して營業資金を得ることが困難な事情にあつたが、この間にあつて儲蓄會が貯金を奬勵し、これを專ら安全且つ有利に運用することを主眼とする特殊貯蓄機關として、滿洲事變前急速な發展を遂げた。民國二年（一九一三年）鐵嶺儲蓄會が設立されてから漸次に各地に普及し、事變前に於てはその數が約百を算し、資本金額總計が五千萬元を超え、庶民金融上の一大勢力を形成しつゝあつた。同會の資本金は數種の株式に分ち、會員は一又は二以上の株式を分擔して每月一定額の拂込を爲し、數年後全額拂込となつたときに、正式株式の交付を受けるのである。業務としては當座預金、定期預金、通知預金、積立預金、特別預金、有償預金（抽籤償還割增金附預金）等の各種預金を取扱ひ、又擔保貸付及び信用貸付を行ふ以外に、倉庫業、保險業其他各種の企業にも參與してゐた。

尙ほ右の外に舊政權時代に華盛官錢局、華豐官銀號及び殖邊銀行等の銀行が一時存在した。前二者は孰れも奉天に設立され、紙幣を發行したが、詳細は不明にして、奉天官銀號設立以前の舊式銀行であるとも謂はれてゐる。殖邊銀行は民國三年（一九一四年）北京に創立され、翌年奉天に分行を開設した。同行は大洋票の外に主として小洋票を發行し、その券種は十元券、五元券、一元券、五角券、二角券及び一角券であつたが、開業後幾許もなく、當時既に起りつゝあつた兌換問題に遭遇し、民國七年（一九一八年）には早くも業務整理の爲に休業の已むなきに至り、幾多の曲折を經て民國一一年（一九二二年）に至つて漸くその整理を完了した。

## 第二項　舊式金融機關

新式銀行は歐米より移植又は移入した洋式金融機關にして、根本構造に於ては歐米銀行と全然同一であり、特にそれ等と區別すべき性質を持つてゐないのに對し、舊式金融機關は全く中國竝びに滿洲獨自のものにして、その社會的經濟的特性に因つて發生したものである。山西の票莊は舊式金融機關の最初のものとして發生した。票莊の起源に就ては唐初說、明朝中葉說、清初說等が存在するが、清初說が一般說と認められてゐる。最初票莊は支那各地間に於ける商業爲替決濟を任務として成立したが、次いで預金、貸付をも行ふに至つた。殊に其後官金を取扱ふに至つて漸次營業方針を變更して行き、官金を中心とするに從ひ、專ら各省市の爲替決濟を事とし、或は官衙、軍隊の經費支辨に關し、これ等の仲介的爲替業務を中心とするに至つた。光緒後半期の公金爲替額は數百萬兩より二千萬兩の多きに達し、平均每年七百萬兩に上つたと推定されてゐる。併し乍ら預金、貸付業務をも相當巨額に行ひ、更に莊票（小切手）をも發行してゐたのである。當時官金の保管に任ずべき公的金融機關が存在しなかつたと言ふ消極的理由と、票莊と官僚との利益的結合關係が極めて密接に行はれてゐたことに因り、官金は專ら票莊に預託され、斯くて票莊の預金業務は、その爲替業務に於けると同樣、官金を中心としてゐた。而して票莊は斯かる官金を大體無利息で預かり、これを他に轉貸することに依つて巨利を收めた。

官金に依つて繁榮した票莊が、後に官金を失ふことに因つて沒落したことは頗る當然である。革命後軍閥の壓迫が加はるに及んで、約百年間全支金融の牛耳を握り、特に嘉慶、道光、咸豐の極盛時代を誇つた山西票莊も遂に自然消滅するに至つた。換言すれば官僚國家的社會に順應して生起した票莊は、飜てその社會の變遷につれて新しい經濟地盤に適應し得られなくなるや、必然的にその社會的機能を喪失し、沒落し去つたのである。

康熙の末より山東、直隸よりの多數の流民が滿洲の茫漠たる荒野に鍬を入れ、これに續いた直隸商人に依つて、滿洲の農產物と支那內地の商品との交易が開始されるや、山西の票莊も亦滿洲に移入された。爾來漸次に發展を遂げたが、光緒三一年（一九〇五年）以後、奉天官銀號を始め、滿洲各省に官銀號が創設されてからは、票莊はこれに官金預託業務を奪はれた爲め、衰退の一途を辿つた。

一方、山西票莊より幾らか後れて南方に成立し發展した錢莊も、最初僅に爲替業務を取扱つたが、後商業の發展を見るに及び、預金、貸付及び莊票發行等の業務をも營むに至り、商業界及び中小產業界に牢固たる勢力を築いた。而も錢莊は官僚との利益的結合關係の濃薄に於ては票莊と異り、且つ新たに支那社會へ移入された資本主義經濟機構に順應して自己補强を圖つた結果、票莊の沒落後に於ても、依然としてその社會經濟上に於ける地位を保持したのである。

滿洲に於ける錢莊、錢舖は各自任意にその欲する名稱を附するものが多く、單に兩替業のみを營むに過ぎなかつたものもあるから、その總てが上海の錢莊と全く同一のものであつたと見ることは出來ないのである。

錢莊の營業組織は個人出資のものと共同出資のものとあり、普通は共同出資のものであるが、出資者數は多くて六、七人までゞあり、

一般には三、四人程度である。その何れも無限責任制度を採り、資本金は一般に少額にして、その業務は經理人を招聘してこれを行はしめるのである。滿洲事變當時に於ける奉天、長春、哈爾濱、營口に於ける一流錢莊錢舖に就て見るに、その資本金一萬元乃至四、五萬元のものが最も多く、三十萬元以上のものは寧ろ例外に屬する。

滿洲に於ける多種多樣の通貨の流通は、錢莊錢舖をして預金、貸出、莊票の發行、爲替等の諸業務の外に、通貨の賣買に依つて巨利を得しめた。これが爲に、事變を契機として滿洲の政治社會經濟金融諸制度が變革するにつれて、錢莊はその社會的經濟的基礎を失ふに至り、漸次にその固有の機構を變更し、他のものは衰退したのである。

最後に銀爐に就て見るに、最初はその地に通用する寶銀の鑄造を業としたが、次いで銀の預金及び貸付を爲すに至り、中には預金餘力を以て油坊又は貨物の卸賣、船積等の業務をも兼營するものもあつた。營業の性質上銀爐の資本は相當巨額にして、多いものは五十萬兩に上り、少いものと雖も三十萬兩に達してゐた。多くの商家は銀爐の金融的援助を受け、銀爐は一時繁盛したが、其後新式銀行が設立され、各種の銀元及び紙幣が流通すると共に、寶銀は流通面からその姿を消し、玆に各地の銀爐は存立の基礎を失ひ、唯營口の銀爐は過爐銀制度と關聯して特異の發展を續けた。

## 第三項　外國金融機關

### 第一目　日本側金融機關

#### 一、特殊銀行

滿洲に於ける日本側銀行の進出は明治三二年（光緒二五年一八九九年）橫濱正金銀行が營口に支店を設置したことを以て嚆矢とする。同行は翌年一月開業したが、當時營口に於ては露淸合辦の道勝銀行が勢力を占めてゐた爲め、業績甚だ振はず、明治三七年（光緒三〇年一九〇四年）二月日露開戰と共に、一時引揚げの已むなきに至つた。併し同年八月日本軍が大連を占領するや、同地に出張所が設けられ、翌年戰後の滿洲に於ける金融中樞機關としてこれが支店に改められたが、奉天、旅順、遼陽、鐵嶺、開原、安東、長春、哈爾濱等にも相踵いで支店の增設を見、日露戰役當時發行された軍用手票を回收する爲に、明治三九年（光緒三二年一九〇六年）日本政府より銀票（鈔票）の發行權を賦與され、又大正二年（民國二年一九一三年）勅令に依つて金票發行權を與へられた。

橫濱正金銀行より約十年後れて明治四二年（宣統元年一九〇九年）朝鮮銀行が安東に支店を設置したが、明治四四年（宣統三年一九一一年）安奉鐵道が竣工するに及び、朝鮮と滿洲との商業關係が愈〻密接となり、其後一兩年の中に同行の紙幣が安奉全線に流通するに至つた。次いで奉天、大連、營口、開原、長春、哈爾濱等に支店が設けられ、これと共に同行紙幣の流通圈は愈〻擴大された。大正六年（民國六年一九一七年）十二月勅令を以て南滿沿線に流通する金票は全く朝鮮銀行の發行に歸し、又從來橫濱正金銀行が取扱つた國庫金事務の移管を受けたが、他方、正金銀行の金票發行權は停止され、同時に鈔票は强制通用力を失ふに至つた。

#### 二、普通銀行

日本側普通銀行の最初のものは、明治三九年（光緒三二年一九〇六年）營口に創設された日支合辦の**正隆銀行**である。併し滿洲に於て日本側普通銀行が創期的の發展を遂げたのは、第一次世界大戰の勃發以後のことにして、當時の好景氣に乘じて本支店が增設されたが、遂には濫立の弊に陷り、普通銀行の數は大正七年（民國七年一九一八年）末には二十以上を算した。次いで大正九年（民國九年一九二〇年）の大恐慌に遭遇して漸く整理時代に入り、爾來銀行數は激減し、その營業內容も漸次改善されるに至つた。

滿洲に於ける日本側銀行の變遷

| 年次 | 本店數 | 支店出張所數 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 明治三九年（一九〇六年） | 一 | 七 | 八 |
| 四〇年（一九〇七年） | 一 | 九 | 一〇 |
| 四一年（一九〇八年） | 二 | 九 | 一一 |
| 四二年（一九〇九年） | 二 | 一〇 | 一二 |
| 四三年（一九一〇年） | 二 | 一二 | 一四 |
| 四四年（一九一一年） | 四 | 一四 | 一八 |
| 大正一年（一九一二年） | 五 | 一八 | 二三 |
| 二年（一九一三年） | 一〇 | 二二 | 三二 |
| 三年（一九一四年） | 一二 | 二二 | 三四 |
| 四年（一九一五年） | 一二 | 二四 | 三六 |
| 五年（一九一六年） | 一三 | 二九 | 四二 |

| | | |

以上の銀行の外に、在滿日本國金融機關として金融組合、輸入組合、其他金貨賣及び質屋が存在してゐた。金融組合は大正二年（一九一三年）以後關東州及び滿鐵沿線の各地に設立され、又輸入組合は都市に於ける商人間に組織され、その共同信用を利用して商品仕入資金の融通を圖る機關であつた。滿洲事變當時に於ける金融組合の業務概況は次の通りである。

都市金融組合業務概況

（昭和七年四月末現在）

| 組合別 | 組合員數 | 出資口數 | 出資金 | 借用金 | 預金 | 貸付 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大連 | 一、四六三 | 一、八五三、九五〇 | 一、八五〇、〇〇〇圓 | 一三、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |
| 沙河口 | 一、三五二 | 一、二六五、〇〇〇 | 一、二六五、〇〇〇 | 一二、〇〇〇、〇〇〇 | 一四、一四二 | 一〇七、八一一 |
| 瓦房店 | 一、一〇六 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一、〇六四、〇〇〇 | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 五、一四六 | 四五、六七四 |
| 蘇家屯 | 一、二〇二 | 一、一三五、〇〇〇 | 一、一三五、〇〇〇 | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 四、四二一 | 二四、六七四 |
| 奉天 | 一、九五五 | 一、八一五、〇〇〇 | 一、八一五、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一八、七二九 | 一五八、四六五 |
| 鐵嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 四平 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 公主嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 長春 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 總計 | 一三、三〇六 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |

村落金融組合業務概況

（昭和七年四月末現在）

（單位＝圓）

| 組合別 | 組合員數 | 出資口數 | 出資金 | 借用金 | 預金 | 貸出 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大連 | 一、四六三 | 一、八五三、九五〇 | 一、八五〇、〇〇〇圓 | 三、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |
| 沙河口 | 一、三五二 | 一、二六五、〇〇〇 | 一、二六五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一四、一四二 | 一〇七、八一一 |
| 瓦房店 | 一、一〇六 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 五、一四六 | 四五、六七四 |
| 蘇家屯 | 一、二〇二 | 一、一三五、〇〇〇 | 一、一三五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 四、四二一 | 二四、六七四 |
| 奉天 | 一、九五五 | 一、八一五、〇〇〇 | 一、八一五、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一八、七二九 | 一五八、四六五 |
| 鐵嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 四平 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 公主嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 長春 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八五、七二二 | 四一、一五五 |
| 總計 | 一三、三〇六 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |

（單位＝圓）

| 組合別 | 組合員數 | 出資口數 | 出資金 | 借用金 | 預金 | 貸出 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大連 | 一、四六三 | 一、八五三、九五〇 | 一、八五〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九七、四一九 | 一四六、三八九 |
| 沙河口 | 一、三五二 | 一、二六五、〇〇〇 | 一、二六五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 瓦房店 | 一、一〇六 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 蘇家屯 | 一、二〇二 | 一、一三五、〇〇〇 | 一、一三五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 奉天 | 一、九五五 | 一、八一五、〇〇〇 | 一、八一五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 鐵嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 四平 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 公主嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 長春 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 總計 | 一三、三〇六 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |

（單位＝圓）

| 組合別 | 組合員數 | 出資口數 | 出資金 | 借用金 | 預金 | 貸出 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大連 | 一、四六三 | 一、八五三、九五〇 | 一、八五〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九七、四一九 | 一四六、三八九 |
| 沙河口 | 一、三五二 | 一、二六五、〇〇〇 | 一、二六五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 瓦房店 | 一、一〇六 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一、〇六四、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 蘇家屯 | 一、二〇二 | 一、一三五、〇〇〇 | 一、一三五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 奉天 | 一、九五五 | 一、八一五、〇〇〇 | 一、八一五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 鐵嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 四平 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 公主嶺 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 長春 | 一、一〇二 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一、〇二五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 四一、四二一 | 一〇五、九〇六 |
| 總計 | 一三、三〇六 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 六五、三〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓 | 三七、三九一圓 | 二〇七、三九一圓 |

す、同年九月株主總會がその閉鎖を決議したが、其後露支協定が成立し、再び北滿に活動することになつた。同行は東支鐵道を背景としてゐた關係上、その活動は頗る廣汎にして、中央購買組合及び其他の國營經濟機關を經營する傍ら、輸出貿易竝びに特產の買付にも出動した。

(3)極東借款銀行

宣統二年（一九一〇年）哈爾濱に創立された第二借款銀行がその前身であるが、民國七年（一九一八年）行員の行金私消事件が發生した爲め、第二借款銀行の業務は爾後極東相互信用組合に依つて經營されることになり、民國一〇年（一九二一年）中國官憲の承認を經て、極東借款銀行の名稱の下にその翌年より營業を開始した。斯かる沿革を有する關係上、同行は會員組織の相互信用組合にして、會員は出資額の十倍の責任を負ふ代りに、十倍の金融を受けられる規定になつてゐた。併し乍らその資本金が少額である爲め、一般銀行業務を行ふ程度に至らず、主として東支鐵道從業員の零細資金を取扱ふに過ぎなかつた。

二、英國系銀行

滿洲に於ける英國系銀行としては、**滙豐銀行**及び**麥加利銀行**の二行にして、前者は大連、奉天、哈爾濱に、又後者は大連及び哈爾濱に夫々支店を持ち、爲替業務がその營業の中心を爲してゐた。兩行の滿洲進出は比較的新らしいことに屬し、殊にその哈爾濱支店の開設は北滿に於ける露國系銀行の勢力失墜後であつた。

三、米國系銀行

滿洲に於ける米國系銀行としての**花旗銀行**は、大連、奉天及び哈爾濱に支店を有し、動產不動產擔保貸付をも取扱つてゐた。右の外に準米國系銀行として、**中華懇業銀行**、**信濟銀行**が存在したが、前者は北京に本店を有する資本金一千萬弗の米支合辦銀行にして、民國八年（一九一九年）哈爾濱に支店を開設し、輸入金融を取扱ひ、又後者は舊露亞銀行員の運動に依つて哈爾濱に設立せられた資本金二十萬弗の銀行にして、銀爲替に主力を注いでゐた。

四、其他の歐米側金融機關

以上の外に巴里に本店を有する**中法實業銀行**、**佛亞銀行**が存在し、前者は奉天に、後者は哈爾濱及び奉天に支店を有した。又哈爾濱には**猶太庶民銀行**及び**猶太商業銀行**が存在したが、兩行とも資本金が少額にしてその活動は殆ど見るべきものがなかつた。

## 第三款　本行創立前に於ける滿洲通貨

### 第一項　銅本位硬貨

#### 第一目　制錢

制錢は上代に始まり、圓形にして方孔を有し、含有量銅四六%乃至六〇%、錫四五%乃至五四%にして、計算は吊を以て單位と爲し、原則としては一吊に付錢一千個であるが、各地の錢法が一樣でなく、吊の大小も亦異つてゐた。奉天省に於ては通常銅錢一百六十個を以て一吊と爲し、これを東錢と稱したが、吉林省及び黑龍江省に於ては中錢と稱して銅錢五百個を以て一吊と爲したのである。

滿洲に於ては初め自鑄の制錢なく、多く中國本土から輸入されたものであつた。これが爲に南滿沿岸の各都市及び本土に近接せる地方に於ては、その流通が比較的多額であつたが、北滿各地に於ては大した數額ではなかつた。

建省に先だち光緒一四年（一八八八年）吉林將軍希元が吉林に寶吉錢局を設けて制錢を試鑄したが、鑄造能力低く且つ技術拙惡であつた爲め、市場の需要を充たすに足らず、他方鑄造費が徒らに嵩つて多大の損失を受けた。玆に於て民間に私鑄が行はれ、私錢の流通が漸次に擴まつたが、品質劣惡にして形狀も亦多樣であり、その結果、錢價が下落して官民の蒙つた損害が少くなかつた。これに對して政府は屢次取締法令を發したが、所期の效果を擧げるに至らず、而も商業の發展に伴ひ通貨需要の增大すると共に、一般の取引は專ら私錢又は私帖に依るの外なき狀態であつた。

光緒三三年（一九〇七年）建省以後、銅元及び小銀元が現はれ、その形質一定して使用に便利であつた爲め、次第にその流通圈を擴大し制錢は漸く用ひられざるに至つた。而してその市價が日を逐ふて下落し、遂にその銅含有量に比し著しく低廉となつた爲め、鎔解され、外部に輸出されたもの夥しく、これに對して制錢私運取締令が發せられたが、滿洲事變當時既に各都市に於ては制錢は殆どその影を沒し稀に僻邊の鄕村に於てこれを見るに過ぎなかつたのである。

#### 第二目　銅元

銅元は光緒二六年（一九〇〇年）廣東に於て始めて鑄造され、翌年上諭を以て各省に銅元の鑄造を命じ、制錢の不足を補はしめることに

したが、滿洲に於ては光緒二九年（一九〇三年）の頃奉天、吉林兩省が相踵いで鑄造廠を設け、銅元の鑄造に着手した。次いで光緒三四年（一九〇八年）東三省總督は銅元缺乏と保有銅塊四千餘石處分の爲め、度支部より當十、當五及び當二の三種の銅元の鑄造許可を得た。

流通當初に於ては錢價が甚だ昂騰し、大銀元一元に付九十枚を以て交換された。其後各省官吏は造幣を以て利殖の方便と爲し、任意に銅元の鑄造を行つた爲め、銅元は漸く市場に充滿して價値の遞落を來たした。

歐洲大戰が勃發して銅價が騰貴した結果、中國及び滿洲より巨額の制錢及び銅元が流出した。これが爲め民國四年（一九一五年）銅元及び制錢の運送が制限されるに至り、銅元一千枚以上又は制錢一萬枚以上の携行運送に就ては官廳の運送許可證を要することになつた。降つて民國八年及び九年には銅元が大量鑄造され、十年より十一年に亘つて銅元の銀元に對する價格が暴落し、現洋一元に對して百六十枚まで下落して、民國六年財政部訓令の一分銅幣一百枚が現洋一元に相當する旨の規定も一片の空文と化した。而して滿洲と京津地方との間に於ける銅元價値の變動に乘じて、關内より銅元が沿々として流入し、遂に銅元携帶搬入限度を最高五元に制限する旨の取締令及び銅元行使制限辦法の發布を見るに至つた。

其後吉林銅元鑄造廠の閉鎖、價値維持策の施行を見る等、幾多の變遷があつたが、銅元の品質、重量及び種類は區々にして、他の通貨との間には常に相場が變動し、民國一七年（一九二八年）の冬に於ては、現洋一元に對し五百八十枚の割合であつた。併し乍ら滿洲事變前に於ては銅元票と共に、重要な補助貨として使用されてゐた。

## 第二項　銅本位紙幣

### 第一目　私帖

私帖は最初銅錢を本位として發行され、其後漸次小銀元本位に發展したが、その生成事情の特殊性に鑑み、こゝではこれを銅本位紙幣に一括して取扱ふことにした。

古來滿洲には銀銅の生産がなかつた結果として、滿洲金融界は硬貨の缺乏と言ふ一の特異性を示してゐた。而してその市場に流通するものは多く關内より流入して來たものにして、これが爲に南滿沿岸及び中國本土に近接せる地方に於ては硬貨の流通量が常に北滿よりも多く、吉林及び黑龍江兩省殊にその北部僻邊の地に於ては從來硬貨の流通は極めて僅少であつた。凡そ商取引は帳簿上に於て爲されるもの多く、決濟期に於ける代金の決濟に際しては、彼此貸借を相殺し、その差額に對して債務者より支拂手形を發行するを例とした。この種の手形はその振出人が確實な商號にして信用强固なるものは、轉輾授受されて市場に流通し、殆ど現幣と異るところがなかつた。これが私商發帖の嚆矢であるが、次いで營口が開港して滿洲の商業、金融が繁盛となるに從ひ、通貨の需要が增大したに反し、新貨の鑄造がなかつた上に、離滿苦力の携帶現幣の增加、更に團匪事件及び歐洲大戰以後に於ける硬貨の鎔解又は輸出等の爲め、滿洲市場の硬貨缺乏甚だしく、遂に私帖の盛行を見るに至つた。卽ち雜貨商、油坊、當舖、糧棧等店舖の大小に拘らず、苟もその地に信用を有するものは任意にこれを發行して、或は農産物の買付資金と爲し、或は工賃支拂の用に充てたが、一般に錢商、糧商が最も多額の私帖を發行した。

これ等の私帖は當初銅錢を本位とし、吊を以て單位とした。而して南滿に於ては發行商號は常に私帖の兌換請求に應ずることゝし、唯硬貨缺乏の爲め、兌換と稱するも要するにその一部又は全部を他商號發行の私帖を以てするものにして、現幣と交換することは殆ど稀であつた。これに反し北滿に於ては全然兌換の責任を負はないものが多かつた。各私帖の流通圈は主としてその發行地に限定され、他地方に於ては通用能力がなく、概ね農産物出廻期に發行されて翌春に回收せられ、要するに農産物取引の繁閑に應じて發行高が伸縮してゐた。

其後小銀元が流通し、私帖の發行も漸次これを本位とする傾向となつたが、時日を重ねるに從ひ、弊害が簇生し、殊に建省後に於てその弊害が愈〻顯著に現はれた。玆に於て發券の獨占に努めつゝある省政府當局は私帖の發行を嚴禁し、大都市に於ては私帖の流通は一時その跡を絶つたが、全面的な斷絶を見るに至らなかつた。卽ち歐洲大戰中奉天一省に流通した私帖は約小洋一千五百萬元に上り、又吉林省に於ては民國一〇年（一九二一年）檢樹縣一縣だけで市場に流通せる私帖は實に三百餘種を算した。

其後銀銅補助貨及び大小洋紙幣の普及を見るに及び、私帖の流通は吉林及び黑龍江兩省の僻遠地方に稀にこれを見るに止まつたが、滿洲事變當時、金融梗塞の打開策として、各地方の商務會、金融救濟委員會、有力個人商店等が又幾多の私帖を發行し、その額は一千數百萬元の多きに達した。

### 第二目　官帖

官帖の起源は私帖の場合に於けると同じく、通貨の缺乏に由來するものである。殊に私帖が通貨としての機能を十分に果し得ないことに鑑み、光緒二〇年（一八九四年）頃官府に於て發帖のことを審議し、金融の疏通を圖ると共に、私帖濫發の弊害を除くことゝし、相踵い

で奉天に華豐官銀號、吉林に永衡官帖局、齊々哈爾に廣信公司を設立し、夫々官帖を發行せしめた。尤も其後奉天に於ては光緒三一年（一九〇五年）奉天官銀號が設立されて、華豐官銀號はその業務を停止し、奉天官帖を回收した結果、爾後滿洲に於ては吉林及び黑龍江官帖の二者が專ら北滿兩省に流通することになつたのである。

**吉林官帖**は光緒二四年（一八九八年）設立された永衡官帖局、後の吉林永衡官銀錢號に依つて發行され、當初は銀元本位であつたが、流通が圓滑でなかつた爲め光緒二六年（一九〇〇年）制錢官帖を改發し、更に光緒三四年（一九〇八年）官錢局を附設して從來の額面一吊、二吊、三吊、五吊の四種官帖の外に、十吊、五十吊、百吊の三種を增發することゝした。銀元本位時代官帖と銀元との公定相場は銀元一元に付二吊二百文であつたが、次いで制錢本位となるや、官帖一吊に付制錢五百文と公定された。併し乍ら吉林省財政の窮迫するに從ひ、官帖は濫發され、市場相場が漸次下落した爲め、光緒三四年（一九〇八年）上述の十吊、五十吊、百吊の大額券發行を契機として、公定相場が取消され、同時に從來の全額兌換制が廢止された。卽ち官帖に時價の二割を兌換する旨を明記し、且つ當時に於て制錢が既に激減した結果、兌換には銅元を以て交付することゝしたが、これが爲に官帖の制錢本位制は早くも消滅し、降つて宣統三年（一九一一年）には二割の銅元兌換すら廢止され、官帖は純然たる不換紙幣となつた。その結果、吉林官帖の價値は省財政の窮迫と永衡官銀錢號の附屬事業の擴大とに基く官帖の增發と相俟つて漸次下落し、殊に民國一〇年（一九二一年）以後の落調が極めて急激であつた。尙ほ吉林官帖の流通範圍は吉林省一帶にして、省內の穀類、木材等の產物は總てこの官帖を以て取引され、又輸入品の賣買に就ても滿人の間に於ては官帖建取引であつた。尤も省內にあつても哈爾濱は特別の事情に因り哈大洋票が流通し、重要商品の取引には專らこれが使用されたが、滿人間の小取引、農家との穀物賣買には官帖が用ひられた。

**黑龍江官帖**は光緒三〇年（一九〇四年）設立された廣信公司に依つて發行され、その規模は總て吉林官帖を模倣したものである。その券種は一吊券、二吊券、三吊券、五吊券、十吊券、二十吊券、三十吊券、五十吊券、百吊券の九種であつた。當初は銀元本位にして、宣統元年（一九〇九年）小銀元一元に付官帖三吊四百文と定められたが、其後制錢本位の不換紙幣に改められた。吉林官帖の吉林省に於ける如く黑龍江官帖は黑龍江省に於ける一般通貨にして、穀物取引には總てこれを利用した。その濫發及び價値下落は吉林官帖の場合とその過程を一にし、而も同省の開發が比較的遲く、且つ人口稀薄にして貿易の數額も吉林省に比して少い點よりすれば、その濫發振りは寧ろ吉林官帖よりも甚だしかつたのである。

吉林及黑龍江官帖價値變動（對金票一圓相場）

| 年次 | 吉林官帖 最高 | 吉林官帖 最低 | 吉林官帖 平均 | 黑龍江官帖 最高 | 黑龍江官帖 最低 | 黑龍江官帖 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 宣統三年（一九一一年） | 四吊・八一〇文 | 四吊・〇八〇文 | 四吊・三六四文 | 五吊・六六〇文 | 四吊・九〇〇文 | 五吊・二六六文 |
| 民國一年（一九一二年） | 七・八二〇 | 四・四〇〇 | 五・四九九 | 六・七九〇 | 五・〇九〇 | 六・一二八 |
| 二年（一九一三年） | 一一・九〇〇 | 六・五〇五 | 八・三五〇 | 一三・二五〇 | 八・〇七〇 | 一〇・一七六 |
| 三年（一九一四年） | 二三・〇〇〇 | 八・七四〇 | 一四・八二八 | 二二・七五〇 | 一二・二二〇 | 一六・四六五 |
| 四年（一九一五年） | 二〇・三〇〇 | 一一・三〇〇 | 一五・二一九 | 二二・一八〇 | 一四・八三〇 | 一八・八八七 |
| 五年（一九一六年） | 二〇・四〇〇 | 九・四五〇 | 一四・八二四 | 二一・四〇〇 | 一二・七四〇 | 一七・二〇一 |
| 六年（一九一七年） | 一六・六〇〇 | 七・八〇〇 | 一三・六九七 | 三四・九〇〇 | 一五・六〇〇 | 一九・五〇〇 |
| 七年（一九一八年） | 一九・四〇〇 | 一一・二二〇 | 一四・四八二 | 二九・二〇〇 | 一八・二〇〇 | 二四・一七五 |
| 八年（一九一九年） | 三八・二三〇 | 一五・五〇〇 | 二五・〇六八 | 五四・七〇〇 | 二四・〇〇〇 | 三七・九七五 |
| 九年（一九二〇年） | 七五・六〇〇 | 一六・四八〇 | 三八・九八二 | 五五・五〇〇 | 一七・九〇〇 | 三六・八五〇 |
| 一〇年（一九二一年） | 一二二・五〇〇 | 六五・三二〇 | 九二・四二六 | 七一・二〇〇 | 五九・三〇〇 | 六五・九〇〇 |
| 一一年（一九二二年） | 一六九・五〇〇 | 九五・六〇〇 | 一一八・九三〇 | 一〇一・四〇〇 | 六六・七〇〇 | 八一・五一七 |
| 一二年（一九二三年） | 一五九・三〇〇 | 一〇二・三〇〇 | 一三二・八〇三 | 一三二・一〇〇 | 八一・〇〇〇 | 一一三・五〇八 |
| 一三年（一九二四年） | 一七五・〇〇〇 | 一〇〇・五〇〇 | 一三三・三二八 | 一七七・五〇〇 | 一一六・八〇〇 | 一五一・八三三 |
| 一四年（一九二五年） | 一六四・〇〇〇 | 一一七・二〇〇 | 一三五・九九〇 | 一八三・八〇〇 | 一三二・九〇〇 | 一六〇・六五八 |
| 一五年（一九二六年） | 一九八・〇〇〇 | 一三一・六〇〇 | 一六五・〇三七 | 三〇一・六〇〇 | 二〇三・九〇〇 | 二五一・七一七 |
| 一六年（一九二七年） | 二一〇・五〇〇 | 一五八・〇〇〇 | 一八〇・五九九 | 三四五・二〇〇 | 二九二・八〇〇 | 三二一・六四二 |
| 一七年（一九二八年） | 二〇六・〇〇〇 | 一五八・八〇〇 | 一八〇・〇一三 | 四〇二・四〇〇 | 三一六・二〇〇 | 三五五・〇九六 |
| 一八年（一九二九年） | 二五六・四〇〇 | 一七三・六〇〇 | 二〇七・四四〇 | 五〇九・〇四〇 | 三七八・二〇〇 | 四三七・五七〇 |
| 一九年（一九三〇年） | 四七九・〇〇〇 | 二五八・五〇〇 | 三四三・四二〇 | — | — | 八五九・九〇〇 |
| 二〇年（一九三一年） | 九四七・〇〇〇 | 五四八・〇〇〇 | 七七六・一八〇 | — | — | 三、〇五〇・二〇〇 |

既述の如く官帖は吉林及び黒龍江兩省に於て流通範圍が極めて廣く、凡ゆる取引に利用されてゐたが、その流通圈はこれを發行した當該省に限られ、他省には殆ど通用しなかつた。兩省間に於ける資金移動は多くの場合濱江貨幣交易所の媒介に依つてこれを爲し、又兩省の官帖は直接對外爲替相場が成立しない爲め、その奉天省又は中國本土への送金は主として金票を媒介とした。

### 第三目　銅元票

滿洲に於ては黒龍江省銅元票、奉天公濟平市錢號銅元票及び熱河興業銀行銅元票の三種の銅元票が流通したが、熱河銅元票は滿洲事變勃發前既に廢業處分に附されて、流通面から消えてゐた。

**黒龍江省銅元票**は光緒三四年（一九〇八年）黒龍江官銀號に依つて發行された。當時奉天及び吉林兩省は何れも造幣廠を設立して銅元を鑄造してゐたに反し、黒龍江省は地域僻陬にして未だ工廠の設立を見るに至らず、銅元の供給は專ら他省鑄造のものに待つたが、交通運輸不便の爲め、補助貨の缺乏が甚だしく、玆に銅元票が發行されることになつた。その種類は五枚券、十枚券、二十枚券、三十枚券、五十枚券、百枚券、二百枚券、五百枚券及び一千枚券の九種であつた。而して公定價格を官帖一吊に付銅元票三十枚と定め、兌換を實行してゐた。發行當初に於ては銅元票は銅元と同一價値を以て流通したが、其後濫發されて價値が次第に下落した結果、遂に兌換を停止されて一の不換紙幣と化した。民國八年（一九一九年）同官銀號が廣信公司と合併したときの發行額は約二十億枚に達したが、幾許もなくしてその發行を停止された。

奉天の**公濟平市錢號銅元票**は民國八年（一九一九年）に始めて發行された。同號の前身は公義商局にして光緒二七年（一九〇一年）資本藩平銀十萬兩を以て設立され、錢業を營んだが、業績擧らず、光緒三三年（一九〇七年）官銀號がこれを經營することゝして小洋二十萬元を出資し、名稱を公濟錢號と改めて專ら兌換及び爲替業務を取扱はしめた。次いで民國三年（一九一四年）露國紙幣の賣買に大損失を蒙つた爲め、官銀號は更に五十萬元を出資して營業を繼續せしめたが、民國六年（一九一七年）遂にこれを合併し、翌年これを公濟平市錢號と改稱して、銅元票發行機關として再び獨立せしめ、民國八年（一九一九年）一月その開業を見たのである。券種は五枚券、十枚券、二十枚券五十枚券及び百枚券の五種にして、發行當初は銅元票百枚は銅元百枚又は小洋票一元と交換するを得、公濟平市錢號は隨時隨處にこれが兌換に應じ、何等の制限をも設けなかつた爲め、その流通は一時盛況を呈した。其後奉天票が暴落し、銅元票の發行が增加するや、その發行準備も漸く充實を缺き、銅元票の兌換に對しては漸次制限を加へるに至り、百枚銅元票と小洋票一元との交換は可能であつたが、銅元百枚との交換は不可能となり、從つてその價値は著しく下落した。滿洲事變直前に於ける銅元票發行高は、小洋に換算して七千萬元以上に達してゐた。

右の外に銅本位紙幣に屬するものとして、光緒三一年（一九〇五年）奉天官銀號が一吊、二吊、三吊、四吊、五吊、六吊、七吊、八吊、十吊、十五吊、二十吊、二十五吊、三十吊、四十吊、五十吊、六十吊、七十吊、一百吊の十八種の東錢本位の憑帖（又は錢帖）を發行したが、二年後にその回收燒棄に着手し、宣統三年（一九一一年）にこれを完了した。

又民國一三年（一九二四年）黒龍江省廣信公司は省内幣制整理の目的を以て、黒龍江省制錢を本位として、一元、五元、十元の三種の**四釐債券**を發行した。同債券一元は江錢百二十吊とし、利息は年四%、毎年二回舊曆四月及び十月を利息支拂期と定め、黒龍江省全省に亘つて流通した。其後軍費を主とする省財政の窮迫と共に、幣制整理の當初の目的は沒却されて濫發されるに至り、遂に官帖と略ゝ同一の價値變動を辿つた。滿洲事變當時に於ける發行高は約四千萬元であつた。

尙ほ熱河興業銀行は民國一〇年（一九二一年）末より十枚券、二十枚券、五十枚券、一百枚券、二百枚券の五種の**熱河銅元票**を發行したが、該地域に於ける銅元流通高が少い爲め發行の翌年兌換を制限し、その結果、銅元票は著しく下落して、民國一六年（一九二七年）遂に大洋票と共に金融公債を以て回收された。

## 第三項　銀本位硬貨

### 第一目　銀

滿洲に於ては制錢及び紙幣の外に、早くから寶銀が使用せられ、公金の出納、取引の決濟等大口の資金運轉は總てこれを用ひたが、單なる銀塊ではなく、通貨として形式、分量、純分等に於て一定の標準を持つてゐた。尤も各地寶銀は分量、純分等が異り、次の如く奉天の濟平銀、營口の營平銀、錦州の錦平銀、安東の鎭平銀、長春の寬平銀、吉林の吉平銀、齊々哈爾の江平銀等夫々異つてゐた。その結果として甲地の寶銀が乙地に流入するときは必ず步引又は割增を生じ、若干の格差を見るは當然である。而して銀爐はこの種の外來寶銀ある場合には、これを改鑄してその地の公估局の鑑定を經、公式に格付されて再び市場に流通せしめるのである。

#### 第一節　本行創立前に於ける滿洲通貨及金融

| 寶銀名 | 重量（每一兩グラム數） | 純分 | 換算率（對瀋平銀千兩） |
|---|---|---|---|
| 瀋平銀 | 五五五・四二 | 九九五 | 一、〇〇〇兩〇〇 |
| 營平銀 | 五五六・五三 | 九九二 | 九九八兩〇〇 |
| 鎭平銀 | 五六三・二一 | 九九二 | 九八七兩一六 |
| 錦平銀 | 五六七・六六 | — | 九八九兩一二 |
| 寬平銀 | 五五三・四三 | 原 九九二 | 一、〇〇四兩九〇 |
| 吉平銀 | 五五一・五七 | 實 九八〇 | 一、〇〇二兩九〇 |
| 江平銀 | — | 九九五 | 九九四兩五三 |
| | | 九九二 | |

光緒二六年（一九〇〇年）頃から小銀元が使用便利の爲に廣く普及し、寶銀は漸次に鎔解されて小銀元と化し、南滿の安東及び北滿の呼倫貝爾附近を除くの外、滿洲の各地に於ては寶銀の流通は殆どその跡を斷つに至つた。而して商民の取引、公金の出納等に於て時に銀兩建に依ることがあつても、それは從來の慣習上傳統的に用ひられたに過ぎず、實際の授受に當つては、總てその市價に換算して奉天票又は官帖等の現行通貨を以てこれを行つたのである。

北滿呼倫貝爾一帶に於て寶銀の流通が其後も引續き行はれたのは、家畜を主とする滿蒙貿易に共通の通貨が必要であつたからである。安東の鎭平銀は普通に馬蹄銀と稱せられ、一塊の重量は概ね五十三兩四錢にして柞蠶、木材、大豆、豆粕、豆油等の大口取引に使用された。民國七年（一九一八年）安東に東邊實業銀行が設立され、鎭平銀を對價とする支票（小切手）の流通を見たが、漸次濫發となり、民國一二年（一九二三年）頃には支票の價格が慘落して安東金融界の動搖を來たし、遂に安東總商會に依つてその回收を命ぜられた。鎭平銀の相場は元來が現銀の相場であるから、大體に於て上海兩の相場と略ゝ同樣の變動を示すが、市場が狹隘であり、且つ現銀兩が少い爲め、その騰落が甚だしく、又特產物の特殊事情に依り上海兩とは異つた騰落を示した。

鎭平銀流通高及價値變動

| 年次 | 流通高 | 對金票相場（鎭平銀一兩に付） 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|---|
| 宣統三年（一九一一年） | 一、八〇〇千兩 | 圓 一・三〇三 | 圓 一・二〇〇 | 圓 一・二五四 |
| 民國一年（一九一二年） | 一、七〇〇 | 一・五一五 | 一・二八七 | 一・三九八 |
| 二年（一九一三年） | 八三〇 | 一・五二八 | 一・三三七 | 一・四〇六 |
| 三年（一九一四年） | 七五〇 | 一・三四五 | 一・一一五 | 一・二五九 |
| 四年（一九一五年） | 六〇〇 | 一・二八八 | 一・一三二 | 一・一七一 |
| 五年（一九一六年） | 五〇〇 | 一・八二五 | 一・二一四 | 一・四三七 |
| 六年（一九一七年） | 三〇〇 | 二・五九二 | 一・〇一一 | 一・三七八 |
| 七年（一九一八年） | 四五〇 | 二・五六四 | 一・九五七 | 二・一七三 |
| 八年（一九一九年） | — | 三・三一一 | 二・〇一〇 | 二・四四七 |
| 九年（一九二〇年） | 三〇〇 | 三・二二六 | 一・三五三 | 二・一九〇 |
| 一〇年（一九二一年） | — | 一・六九五 | 一・一九八 | 一・三九八 |
| 一一年（一九二二年） | — | 一・四〇八 | 一・二一二 | 一・三七八 |
| 一二年（一九二三年） | — | 一・三五九 | 一・一七八 | 一・二五九 |
| 一三年（一九二四年） | 一、二〇〇 | 二・〇三〇 | 一・二七七 | 一・六六三 |
| 一四年（一九二五年） | 八〇〇 | 二・一三九 | 一・七一一 | 一・九七一 |
| 一五年（一九二六年） | — | 一・七六一 | 一・一七八 | 一・四九三 |
| 一六年（一九二七年） | 二、五〇〇 | 一・四四七 | 一・二二六 | 一・三三一 |
| 一七年（一九二八年） | — | 一・五四二 | 一・三三九 | 一・四〇三 |
| 一八年（一九二九年） | 二、〇〇〇 | 一・四一八 | 一・〇五七 | 一・二八八 |
| 一九年（一九三〇年） | — | 一・〇五七 | 〇・六九二 | 〇・八五九 |
| 二〇年（一九三一年） | — | 〇・九九八 | 〇・五六九 | 〇・六五五 |

## 第二目　銀元

開港と共にスペイン及びメキシコ銀貨が流入して中國に於ける銀元の流通を見るに至つたが、光緒一五年（一八八九年）兩廣總督張之洞が始めて廣東に造幣廠を設け、メキシコ銀貨を模倣して銀貨の鑄造を行つた。一方、咸豐八年（一八五八年）營口が開港するや、滿洲の地にも外國銀元が流入し、次いで日清戰役以後に於ては、日滿間貿易が繁盛を呈し、日本銀圓も亦滿洲各都市に普及した。

光緒二二年（一八九六年）將軍延茂に依つて吉林に機器局が設置され、光緒一六年（一八九〇年）公布された造幣條令に從ひ、五種の銀元を鑄造したのが、滿洲に於ける銀元鑄造の最初である。

造幣條令の規定する銀元の種類、重量、純分

| 種類 | 重量 | 純分 |
|---|---|---|
| 一元本位貨 | 庫平七錢二分 | 九〇〇 |
| 五角補助貨 | 同　三錢六分 | 八六〇 |
| 二角補助貨 | 同　一錢四分四厘 | 八二〇 |
| 一角補助貨 | 同　七分二厘 | 八二〇 |
| 五分補助貨 | 同　三分六厘 | 八二〇 |

次いで光緒二四年（一八九八年）奉天銀元局が一角及び二角の補助銀貨を鑄造し、品質良好、量目一定してゐた爲め、廣く通用して奉天省の本位貨たる觀を呈した。降つて光緒三三年（一九〇七年）徐世昌が東三省總督になるや、天津造幣廠をして滿洲通用の大小銀元を鑄造せしめ、後更に奉天及び吉林兩造幣廠を合併して東三省造幣廠と爲した。

銀元は大銀元及び小銀元の二種に分れ、**大銀元**は現大洋又は大洋錢とも稱せられ、既述の造幣條令の定める一元本位貨を指し、又**小銀元**は現小洋又は小洋錢と呼ばれ、五角、二角、一角及び五分の補助貨を言ふのである。東三省造幣廠の大小銀元鑄造技術は從來に比して大に進歩したが、その品質は造幣條令の補助貨規定に比し稍〻低位にして、これが爲に小銀元の鑄造が利得多く、他方零細な價値單位を常用する一般民衆の需要に應ずる目的を以て小銀元が多く鑄造された。民國二年（一九一三年）財政部泉幣司の調査に依れば、滿洲鑄造の大小銀元の數額は次の如くにして、小銀元が大銀元の三倍以上に達してゐた。

滿洲に於ける大小銀元鑄造高

| | | |
|---|---|---|
| 大銀元 | 一四、六四〇、〇〇〇元 | 二四% |
| 小銀元 | 四五、七九〇、〇〇〇元 | 七六% |
| 合計 | 六〇、四三〇、〇〇〇元 | 一〇〇% |

斯くの如く同一市場に於て補助貨の數量が本位貨の三倍以上に上り、遂に一種の獨立通貨たるの觀を呈し、從つて兩者の建値が異り、市價の脫落も亦同じからざるに至つた。而して大銀元は支那本土に於て多く用ひられる爲め、これ等少數の大銀元は離滿苦力がこれを携帶搬出し、大銀元の流通高は漸次減少して、滿洲は小銀元の獨占市場となつた。この傾向は清末民初に於て頂點に達したが、民國時代となるや、奉天票の前身たる小洋票の通用が增加し、小銀元はグレシヤムの法則に從つて流通面から漸次驅逐された。當時の小銀元の種類重量、純分は次の如くである。

| 地名 | 年代 | 種類 | 重量 | 純銀 | 純銅 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東三省 | 光緒三三年 | 五角 | 庫平三錢六二五 | 三錢二二六 | 〇錢三九九 |
| 同 | 同　三三年 | 二角 | 同　一錢四六八 | 一錢三〇七 | 〇錢一六一 |
| 同 | 同　三三年 | 一角 | 同　〇錢六九三 | 〇錢六一九 | 〇錢〇七四 |
| 吉林 | 同　三一年 | 二角 | 同　一錢四一四 | 一錢一四五 | 〇錢二六九 |
| 同 | 同　三一年 | 一角 | 同　〇錢六九五 | 〇錢五六八 | 〇錢一二七 |

次いで民國五年（一九一六年）及び六年の間奉天省に於て不換紙幣たる奉天票が增發されると共に小銀元が悉く驅逐され、又北滿に在りては吉林及び黑龍江官帖が全域に行使されて小銀元流通の餘地がなかつた。殊に第一次歐洲大戰中に於ける銀價の暴騰に伴ふ銀元輸出の激增は一層この傾向を促進し、大戰終了當時に於ては、安東及び關東州を除いて全滿に亘り小銀元は一部の間に死藏され、市場に於ける流通は遂にその跡を絕つた。

尙ほ當時關東州に於ける小銀元の流通高は四百萬元と推定され、又安東に於ける流通高は一百萬元を越えると稱せられた。その價値變動は次の如くである。

小銀元相場（大連現物對金票百圓相場）

| 年次 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 宣統三年（一九一一年） | 一三三・四〇 | 一一七・五〇 | 一二六・九〇 |
| 民國一年（一九一二年） | 一二八・三〇 | 一一〇・〇〇 | 一一九・九二 |
| 二年（一九一三年） | 一二九・〇〇 | 一一三・二〇 | 一二三・〇〇 |
| 三年（一九一四年） | 一五〇・八五 | 一二四・六〇 | 一三六・〇三 |
| 四年（一九一五年） | 一五四・三五 | 一三三・五〇 | 一四七・五五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五 | 年(一九一六年) | 一四〇・二五 | 九〇・〇〇 |
| 六 | 年(一九一七年) | 一〇七・五〇 | 六四・三〇 |
| 七 | 年(一九一八年) | 八八・八〇 | 四二・〇七 |
| 八 | 年(一九一九年) | 八〇・〇四 | 四四・九一 |
| 九 | 年(一九二〇年) | 一一二・七九 | 九〇・七九 |
| 一〇 | 年(一九二一年) | 一三〇・八三 | 九七・五二 |
| 一一 | 年(一九二二年) | 一一二・六一 | 一〇三・六九 |
| 一二 | 年(一九二三年) | 一一四・〇〇 | 八〇・〇二 |
| 一三 | 年(一九二四年) | 一〇八・八八 | 八一・〇〇 |
| 一四 | 年(一九二五年) | 一〇二・一〇 | 九三・八〇 |
| 一五 | 年(一九二六年) | 一四二・四〇 | 一一六・六五 |
| 一六 | 年(一九二七年) | 一四二・三五 | 一一二・八五 |
| 一七 | 年(一九二八年) | 一三一・五〇 | 一一七・七五 |
| 一八 | 年(一九二九年) | 一四六・一〇 | 一四一・一〇 |
| 一九 | 年(一九三〇年) | 一二八・八五 | 一五三・四〇 |
| 二〇 | 年(一九三一年) | 二八七・四〇 | 一一六・一〇 |
| 二一 | 年(一九三二年) | 一八一・二〇 | 一二〇・一〇 |
| 二二 | 年(一九三三年) | 一四二・六〇 | |

## 第四項　銀本位紙幣

### 第一目　小洋票

光緒三一年（一九〇五年）奉天官銀號が設立され、銀錠及び銀元を基礎とする紙幣の發行權を賦與された。これに基き翌年より小洋票（小銀元票）、次いで龍元票の二種の紙幣が發行されたが、最も廣く商民の間に流通したのは小洋票にして、龍元票は民國七年（一九一八年）に回收燒棄された。小洋票の前後發行されたものを券種別に見れば老十元、龍元票改造十元、老五元、老一元、老百角、新百角、老五十角、新五十角、老十角、新十角、帶樓十角、老五角、新五角、小五角、老二角、紅兩角、老一角、新一角、半角の十九種の多數に上り、發行の當初に於ては信用固く、圓滑に流通してゐた。

次いで大清（後の中國）及び交通兩銀行の滿洲進出竝びに吉林永衡官銀錢號及び黑龍江官銀號の成立を見るや、各行號共相踵いで小洋票を發行し、奉天の興業銀行、殖邊銀行も亦これが發行權を賦與された。併し乍ら兌換準備が十分でないに拘らず何れも急激に發行を增加した爲め、次第に價値の下落を來たし、民國三年（一九一四年）頃よりこの傾向が愈〻顯著となつた。

大清銀行の小洋票は流通圈が最も廣く、殆ど全滿各都市に行渡り、吉林及び黑龍江兩省の官帖回收に利用されたこともあつたが、民國革命後中國銀行に改組されるや、その小洋票の回收に着手した。交通銀行の小洋票も早くより滿洲に通用したが、民國二年（一九一三年）奉天及び營口の二分行が兌換を停止してからは、遂に奉天票と墮した。東三省官銀號の小洋票も元來兌換券であつたが、民國五年（一九一六年）兌換取付紛擾發生して所謂奉票の變を演じ、玆に不換紙幣と化し、其後回收されることになつた。吉林永衡官銀錢號の小洋票（小執帖又は永小洋票）は一角券、二角券、五角券、一元券、五元券、十元券、五十元券の七種であるが、常にその官帖に壓倒されてゐた。黑龍江官銀號の小洋票の券種は一角券、二角券、五角券、十角券、五十角券、百角券、五元券、十元券であり、一時吉林及び奉天兩省にも流通したが、奉票の變の餘波を受けて遂に奉天に於ける兌換を停止し、民國八年（一九一九年）より回收されることになつた。

以て官帖を回收して幣價を維持せんとした計畫は遂に畫餅に歸し、民國八年（一九一九年）より回收されることになつた。

斯くて一時盛行を見た小洋票は漸次回收され、滿洲事變當時に於ける流通狀況を見るに、東三省官銀號及び中國銀行の各小洋票は夫々百萬元足らずであり、吉林小洋票は約一千四百萬元であつたが、何れも價値が甚だしく下落してゐた。

尙ほ小洋票の發行と相前後して銀本位紙幣として銀票（銀兩票）が發行された。卽ち小銀元を本位とする小洋票に對し、銀兩を本位として、東三省官銀號は光緒三四年（一九〇八年）一兩券、五兩券及び十兩券の銀票を、又廣信公司は光緒三二年（一九〇六年）一兩券、二兩券、三兩券、五兩券、十兩券、三十兩券及び五十兩券の銀票を發行した。併しその發行高は何れも少額に止まり、流通も亦普遍的でなく兩者とも民國七年（一九一八年）より夫々回收された。

又熟河小洋票に就ては熱河票に一括して後述する。

### 第二目　奉天票

奉天票の起源は小洋票に由來する。既述の如く小洋票は小銀元を基礎とする兌換券であつたが、各行號共濫發した爲め、遂に兌換不能となり、これを整理する目的を以て、民國五年（一九一六年）末、**一二大洋票**（大銀元票）を發行して、小洋票を回收することゝした。一二大洋票は七錢二分の大銀元を以て發行の基礎と爲し、公定價格が大洋票一元に付小洋票十二角である爲め斯く呼稱され、券種は一元券、五元券、十元券、五十元券の四種であつた。その發行は民國一〇年（一九二一年）まで行はれ、民國一三年（一九二四年）よりその回收を開始されたが、滿洲事變當時に於ては尙ほ少額ながら流通してゐた。

一二大洋票の發行に次いで民國六年（一九一七年）東三省官銀號は從來屢〻繰返される兌換紛爭問題に鑑み、在滿日本當局の援助を求める一方、**滙兌券**（奉大洋票）を發行し、一二大洋票と同一の本位及び效力を有せしめ、これを以て漸次後者に代位せしめんとした。東三省官銀號の外、奉天に於ける中國、交通兩行もこれを發行したが、東三省官銀號の滙兌券發行額が最も多かつた。「民國六年印」及び「民國十一年製」の東三省官銀號滙兌券には「此券在北京天津作滙上海規元銀」又「民國十三年印」滙兌券には「此券每元作奉小洋十二角在東三省通用並作滙上海規元」と夫々記載し、要するに滿洲内に於ては兌換の義務を回避することにした。併し乍ら發行後幾許もなくして價値が下落し、殊に民國九年（一九二〇年）より同一〇年に亘る銀價の暴落及び同一一年に於ける第一次奉直戰の勃發に基く軍費の膨脹に因り、その低落が愈〻顯著となつた。この落調を阻止する爲に、奉天當局は城内各交易所に對して、對金票相場百三十八元、出來高五十萬元を限度とすべきことを嚴命し、次いで民國一二年（一九二三年）秋次の如き金融整理辦法十條を公布した。

一、現洋金票ノ賣買ヲ嚴禁ス必要ノ場合ハ金額ヲ一定シ公價ニ依リ賣買ス
二、現洋ヲ携行出境シ又ハ之ヲ購入貯藏スルコトヲ禁シ違反者ハ嚴重ニ處罰ス
三、各地濫發ノ紙幣ハ其ノ通用ヲ禁止ス又官帖其他紙幣ハ今後發行スルヲ得ス
四、東三省各地方ハ銅元ノ通用ヲ提唱シ之ヲ以テ官帖其他紙幣ヲ收買スヘシ
五、各銀行及ヒ金融機關ノ貸出ヲ嚴禁ス
六、三省官銀本號ハ悉ニ分號ノ資金ヲ引出スヲ得ス
七、三省官銀號カ錢鈔ノ業務ニ携ハリ或ハ他種投機事業ヲ營ムヲ得ス
八、三省官銀號ノ行員ニ多額ノ貸與ヲ給付スルコトヲ禁ス
九、三省官銀號ノ冗員ヲ整理ス
一〇、貨幣交易所ヲ禁止シ投機ニ因ル失敗ト金融ノ紊亂ヲ防止ス

次いで民國一三年（一九二四年）東三省官銀號が奉天興業銀行及び東三省銀行を合併し、幣制整理を斷行した結果、東三省官銀號及び中國、交通兩行の滙兌券を以て奉天省の本位貨と爲し、公濟平市錢號の銅元票を以て補助貨と爲すことに定め、從來各行號の發行した大洋票及び小洋票は悉くこれを回收することゝした。斯くて滙兌券及び銅元票は**奉天票**と稱せられ、その券種は東三省官銀號發行滙兌券舊券一元券、五元券、十元券及び新券一元券、五元券、十元券、五十元券、百元券、中國銀行發行滙兌券一元券、五元券及び十元券、交通銀行發行滙兌券一元券、五元券及び十元券、公濟平市錢號發行銅元票五枚券、十枚券、二十枚券、五十枚券及び百枚券の十九種であつた。而して銅元票百枚を以て奉小洋一元とし、百二十枚を以て奉大洋一元と爲したが、清末小銀元全盛時代の餘風を受けて、通常商民間の取引に於ては小洋が計算の單位とされ、所謂一元と言ふときは小洋票十角又は銅元票百枚を指稱した。

民國一〇年（一九二一年）以後奉天軍は軍備の擴張を行ひ、その結果、軍費の膨脹すると共に省財政は愈〻窮迫し、東三省官銀號をその唯一の軍費調達機關としてこれに巨額の奉天票を發行せしめ、特產物を收買し、その輸出代金を以て軍需品の輸入に充てる方法を繰返すの外なきに至つたが、殊に民國一三年（一九二四年）冬第二次奉直戰が勃發するや、奉天票の發行が急激に增加した。これが爲め奉天票の價値は低落し、現洋との交換相場が二元以上となり、翌年には稍〻平穩に歸したが、同年冬郭松齡の叛亂に因つて市場が動搖し、對現洋相場は二元八角一分に崩落した。民國一五年（一九二六年）奉天軍が中原を確保し一般情勢が甚だ平穩であつた爲め、奉天票の價値は稍〻恢復したが、同年十二月張作霖が安國軍總司令に就任するに及び、奉天票は再び暴落を演じた。蓋し張作霖の安國軍總司令就任に依り、奉天軍は政治上優勢を占めるに至つた反面、京津地方に於ける軍需、軍餉及び治安等に要する費用は全部これを奉天に於て調達し、奉天票の濫發となつたからであり、民國一六年（一九二七年）に於ては對現洋十四元三角の最低相場を示現し、同年一年間に於ける低落率は實に一四八%に達した。奉天當局はこの暴落を阻止する爲に、金融整理公債五千萬元の强制募集、銀行貸付金の回收、現大洋及び金票の使用禁止、物價取締等の外、極刑を以て威嚇したが、何等の效果をも收め得なかつたことは言を俟たないところにして、民國一八年（一九二九年）五十元券及び百元券の大額券の發行を見るに及び、市場は恐慌狀態を現出し、六月二十四日遂に現洋に對して七十二元に慘落し、奉天票價値變動史上の最低相場を記錄した。斯くの如き奉天票の慘落振りと民衆に與へた苦痛に就て、東三省金融整理委員會報告書は「一般民衆は奉天票に對して、最初は恢復の希望を有し、次いで希望より失望し、更に失望が絶望となり、遂に萬衆共にこれを棄物と爲し、

その下落を怪しまざるに至つた」と巧みに表現してゐる。

玆に於て奉天當局は漸く從來の欺瞞的對策の效果なきを悟り、民國一八年（一九二九年）五月遼寧省城四行號聯合發行準備庫を設立して現大洋の兌換に應ずる準備庫券（現大洋票又は現大洋兌換券）を發行せしめ、他方同年六月に奉票維持辦法及び東三省官銀號滙兌章程を發布して、奉天票回收の爲に整理金融公債二千萬元を發行すると同時に、滙兌券五十元を以て現大洋一元に相當する固定率を定め、且つ制限的ではあつたが、上海及び其他に向けこの率を以て爲替取組に應ずることにした。尙ほ奉票維持辦法は次の如くである。

一、奉大洋五十元ハ現大洋一元ニ相當スルヲ固定ノ價格トシ官銀號ヨリ充分爲替取組ニ應ス此ノ辦法ノ詳細ハ別ニ之ヲ定ム

二、凡ソ省庫ニ屬スル徵收機關ハ凡ユル賦課稅捐及ヒ一切ノ收入ニ對シ現洋ヲ徵收スヘキモノハ一律ニ右奉票ノ定價ヲ以テシ現洋ヲ收納ス可カラス

三、凡ソ商民ノ交易ニ屬スル私人ノ賣買ハ總テ右官價ヲ以テ奉票ヲ使用セシム

四、爲替資金ヲ充實スル目的ヲ以テ第一次捲烟統稅公債現大洋二千萬元ヲ發行シ奉票ヲ回收スル其ノ條令及ヒ細則ハ別ニ之ヲ定ム

これに依り奉天票の價値は漸次に安定し、市場相場と法定價格とが接近するに至つたが、要するに最惡の不換紙幣の典型とされる奉天票の濫發の最大の原因が舊政權當局の無節制にあつたことは多言を要しないところにして、換言すればその財政支辨が悉く金融攪亂の方法を以てしたことに因由するものである。その金票に對する價値變動は次の通りであるが、これには銀價の騰落が重大な要素として作用してゐたことは言ふまでもない。

奉天票價値變動（對金票百圓相場）

| 年次 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 民國一年（一九一二年） | 一二八・八〇元 | 一一〇・〇〇元 | 一一八・二五元 |
| 二年（一九一三年） | 一二九・六〇 | 一一四・〇〇 | 一二三・一三 |
| 三年（一九一四年） | 一五二・五〇 | 一二四・六〇 | 一三八・六一 |
| 四年（一九一五年） | 一五五・一〇 | 一三三・〇〇 | 一四七・九二 |
| 五年（一九一六年） | 一四三・三〇 | 九三・〇〇 | 一二四・四三 |
| 六年（一九一七年） | 一一一・六〇 | 七〇・〇〇 | 一〇〇・九四 |
| 七年（一九一八年） | 一一八・〇〇 | 八四・一〇 | 九六・九五 |
| 八年（一九一九年） | 一一五・二〇 | 六二・〇〇 | 九三・四八 |
| 九年（一九二〇年） | 一四六・三〇 | 五四・〇〇 | 一〇〇・一九 |
| 一〇年（一九二一年） | 一六六・五〇 | 一〇七・〇〇 | 一三九・四八 |
| 一一年（一九二二年） | 一四八・六〇 | 一一六・九一 | 一二四・八九 |
| 一二年（一九二三年） | 一四八・〇〇 | 一二八・〇〇 | 一三八・八五 |
| 一三年（一九二四年） | 一九四・〇〇 | 一二一・九〇 | 一二八・四八 |
| 一四年（一九二五年） | 二三三・〇〇 | 一三〇・〇〇 | 一六八・一九 |
| 一五年（一九二六年） | 五七〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 | 三五八・七七 |
| 一六年（一九二七年） | 一、三六〇・〇〇 | 四八〇・〇〇 | 九五六・六五 |
| 一七年（一九二八年） | 三、三〇〇・〇〇 | 一、五一〇・〇〇 | 二、五〇九・六五 |
| 一八年（一九二九年） | 七、七六〇・〇〇 | 二、六七〇・〇〇 | 五、六八二・六八 |
| 一九年（一九三〇年） | 一一、八〇〇・〇〇 | 七、九〇〇・〇〇 | 一〇、〇三七・九三 |
| 二〇年（一九三一年） | 一七、〇〇〇・〇〇 | 八、二〇〇・〇〇 | 一三、四八三・五九 |

## 第三目　現大洋票

奉天票が暴落を重ねて大恐慌を惹起し、その通貨としての機能を漸次失つた爲め、一般民衆の現大洋利用が激增すると共に、これに代るべき確實な兌換券の必要が痛感されるに至り、玆に於て從來奉天票整理の具體案として考慮されつゝあつた現大洋兌換券の發行が急速に實行される運びとなつた。一方、國民革命に依る支那統一が略ゝ完了し、民國一八年（一九二九年）二月以後南京國民政府が數次に亘つて滿洲に於ける各種紙幣の回收及び新國幣の流通に就て要求した爲め、これに對抗すると共に、右の省內に於ける實際取引上の急需に應ずる目的を以て、奉天當局は東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行及び交通銀行の參加を求め、遼寧省城四行號聯合發行準備庫を設けて現大洋票（現大洋兌換券、準備庫券）を發行せしめることゝした。尤も從來に於ても邊業銀行、中國銀行及び交通銀行が北京及び天津に於て現大洋兌換券たる所謂天津票を發行し、奉天地方にも多少流通してゐたが、奉天票價格維持の爲に、東三省官銀號が極力その流通を抑壓して來た。又邊業銀行は奉天に於て現大洋票を發行してゐた。

遼寧省城四行號聯合發行準備庫は民國一八年（一九二九年）五月正式に成立し、その發行紙幣は邊業銀行券を利用してこれに「聯合發行準備庫」の文字及び印章を押捺した。準備庫章程に依れば、同準備庫は專ら兌換券の發行印刷、兌換及び準備金の保管を掌り、其他の業

務はこれを行はないことになつてゐた。而してその發行準備は大銀元、銀塊、寶銀等の現銀七割、有價證券三割と定められ、各加盟行號が兌換券を領用する場合にはこの規定に從ひ現銀及び有價證券を準備庫に引渡すことを要するが、準備庫に於て直接兌換の責任を負ふた。

現大洋票は奉天省に於ける法貨として廣く流通し、發行後早くも奉天票に代位するの形勢を示した。同準備庫の成立以後、他地銀行の發行紙幣は直ちに回收し流通を許さず、又發行權ある銀行の紙幣發行は總て準備庫を經てこれを行ふことゝし、唯既發行の邊業銀行券は例外とされてゐたが、民國一九年（一三九〇年）十月東三省官銀號は準備庫を經ずして單獨に現大洋票（國幣券）を發行し、又邊業銀行は既に現大洋票發行權を取得してゐた結果、準備庫に加盟しても、實際上はその領用發行を受けずに、從來の如く單獨にこれを發行した。

斯くてこのとき以後所謂現大洋票の種類としては、東三省官銀號、中國銀行及び交通銀行の準備庫より領用發行した準備庫券、東三省官銀號の發行に係る國幣券、邊業銀行の單獨に發行する現大洋票及び中國、交通兩銀行が從來發行した所謂天津票の四種があつた。而して準備庫發行の現大洋票の券種は領用三行號共五元券、十元券の二種であるが、東三省官銀號單獨發行のものは右の外一角券、二角券、五角券、一元券及び百元券があり、邊業銀行發行のものは一元券、五元券、十元券、五十元券及び百元券の元票と一角券、二角券及び五角券の角票とあり、又中國、交通兩銀行發行の天津票は一元券、五元券及び十元券の三種にして角票がなかつた。滿洲事變當時に於ける發行高は、準備庫券約六百萬元、國幣券約二千五百萬元、邊業銀行券約八百萬元、天津票九十萬元であつた。

尙ほ現大洋票の相場は概ね橫濱正金銀行鈔票と同一傾向を辿つてゐた。

現大洋票價値變動（對金票百圓相場）

| | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 民國一八年（一九二九年）一一月 | 一二二元・九〇 | 一一九元・二〇 | 一二一元・二七 |
| 一二月 | 一二九・五〇 | 一二二・三〇 | 一二五・九〇 |
| 民國一九年（一九三〇年） | 一九五・三一 | 一三二・二一 | 一六四・二三 |
| 民國二〇年（一九三一年） | 二四五・七〇 | 一四四・八四 | 二一六・二二 |

### 第四目　哈大洋票

哈大洋票（哈爾濱大洋票）とは哈爾濱に於ける東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行、廣信公司、吉林永衡官銀號の六行號分

行の發行せる大銀元本位兌換券であつたが、其後不換紙幣となり、哈爾濱市を中心とし、東支鐵道沿線一帶に亘つて流通してゐた。

光緒二一年（一八九五年）東支鐵道の建設を契機として道勝銀行が設立され、哈爾濱市は露國の北滿進出の中心地として露國通貨の獨占市場であつたが、日露戰役後露國通貨は漸次勢力を失ひ、支那通貨及び日本通貨の流通を見るに至り、次いで第一次歐洲戰爭の勃發、露國革命の發生に因り露國通貨が廢紙に歸すると共に日本通貨の進出が目覺ましかつた。其後民國八年（一九一九年）冬中國、交通兩銀行哈爾濱分行が哈大洋票を發行し、翌年海關に於てはその收受を始め、又東三省當局はその兌換を絕對に保證する旨を聲明した。時恰かもオムスク政府が沒落すると共に露國通貨が流通能力を失ひ、東支鐵道運賃支拂通貨問題に就て露支兩國が協議折衝を重ねた結果、運賃は露國金留建とするも、大銀元又は哈大洋票を以て換算收受することに決定を見た。斯くて哈大洋票の流通範圍は急激に擴大され、特產物の賣買は勿論、各種取引は總て哈大洋建となつた。

更に民國九年（一九二〇年）東三省官銀號哈爾濱分行、民國一〇年（一九二一年）廣信公司哈爾濱分行も亦哈大洋票の發行權を取得し、民國一三年（一九二四年）東三省銀行が東三省官銀號に合併されてからは、その哈大洋票發行權はその儘繼承された。次いで民國一四年（一九二五年）奉天派の掌中に歸した邊業銀行の哈爾濱分行も同じく哈大洋票の發行權を取得した。

中國、交通兩行がその發行する哈大洋票に對し哈爾濱に於て無制限兌換に應ずる旨を發表したのは、民國九年（一九二〇年）三月であつたが、爾後哈大洋票は兌換券として、北滿に流通する幾多の紙幣中に於て獨りその聲價を擅にした一方、露蒙境內に流出して死藏される現大洋が巨額に上つた。玆に於て民國一一年（一九二二年）二月現銀輸出禁止辦法が公布されて、現大洋の携帶搬出最高額を二百元に制限し、翌年には現洋現銀密輸出査禁及兌換暴利取締辦法の實施を見た。これに因り民國一〇年（一九二一年）京津地方に於ける中國、交通兩行の兌換騷擾に從つて發生した哈大洋票の兌換風潮が再燃し、これに伴ひ哈大洋票は遂に不換紙幣と化した。

各行號の哈大洋票發行額に就ては、三省當局に於て法定の制限を設け、中國銀行五百萬元、交通銀行五百萬元、東三省官銀號一千萬元廣信公司二百萬元、邊業銀行三百萬元と爲し、これを超える發行を許さないこと、してゐた。併し乍らこの法定發行限度は嚴守されず、省政府の財政窮乏を救濟する爲に、その發行權が屢〻利用された。殊に民國一三年（一九二四年）の第二次奉直戰、民國一四年（一九二五年）の郭松齡叛亂、民國一五年（一九二六年）の張作霖安國軍總司令就任等の爲め、張政權の軍事費は著しく膨脹し、その財源の一部は東三省官銀號及び邊業銀行の哈大洋票增發と北滿特產の買占とに依つてこれを調達した。その結果當初兌換券として相當の信用を博した哈大洋

票は、民國一五年（一九二六年）四月に於ける倫敦銀塊の大暴落と相俟つて、價値の下落を招來し、同年十二月に至つて遂に重大な危機に瀕するに至つた。玆に於て東省特別區行政長官は哈大洋維持辦法を公布すると共に、哈爾濱總商務會に對して强硬な訓令を發し、金圓と大洋との引換を停止せしめ、錢鈔交易所に於ける金圓の上場を禁止し、露支商店の金圓受入を許さず、治外法權なき各國民の金圓使用を禁ずると同時に、金圓爲替の取組を禁壓するの擧に出でた。この措置に對しては在滿日本當局が嚴重な抗議を提出し、又哈爾濱外國爲替銀行團を形成する橫濱正金銀行、朝鮮銀行、滙豐銀行及び花旗銀行が好意的忠告を與へたが、幾多の紆餘曲折を經て結局張作霖等の斡旋に依つて問題の解決を見るに至り、商取引の建値を大洋建とすることを除いては大體事前に復した。其後漸く濫發を阻止するに非ざれば哈大洋票の價値維持の不可能なることが悟られ、哈券維持辦法を公布し、鋭意哈大洋票の回收に努めた結果、その價値安定は漸次恢復の曙光を見るに至つた。又民國一八年（一九二九年）四月より發行額統制の目的を以て流通哈大洋票七割を回收し、これに代換する新券は監理官の印章なき限り、發行及び流通を許さないこととした。

ところが民國一九年（一九三〇年）銀價が暴落し、世界的不況と共に、北滿特產貿易が深刻な打擊を受けた結果、東省特別區行政長官が北滿商民の救濟的特產買上要望に應ずる爲に、東北政務委員會の承認を經て民國二〇年（一九三一年）二月遂に次の如く哈大洋票の增發を決定した。これを機會として吉林永衡官銀錢號も亦哈大洋票の發行權を取得した。

哈大洋票增發決定額（單位千元）

| 行號別 | 發行開始年月 | 既發行額 | 增發決定額 | 合計 | 券種別 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東三省官銀號 | 民國九年一〇月 | 一五、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 二〇、五〇〇 | 十元券、五元券、一元券、二角券、一角券、五分券 |
| 邊業銀行 | 同　一四年五月 | 九、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 一二、五〇〇 | 十元券、五元券、一元券 |
| 中國銀行 | 同　八年一一月 | 三、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 十元券、五元券、一元券、五角券、二角券、一角券、五分券 |
| 交通銀行 | 同　八年一〇月 | 九、〇〇〇 | 五〇〇 | 九、五〇〇 | 同右 |
| 黑龍江省官銀號 | 同　一〇年六月 | 二、五〇〇 | 五、五〇〇 | 八、〇〇〇 | 十元券、五元券、一元券、五角券、二角券、一角券 |
| 吉林永衡官銀錢號 | 同　二〇年二月 | — | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 十元券、五元券、一元券、二角券、一角券、五分券 |

| 合計 | 三九、〇〇〇 | 二一、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇 |
|---|---|---|---|

哈大洋票價値變動（哈爾濱に於ける哈大洋票百元對金票相場）

| 年次 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 民國一〇年（一九二一年） | 一二一・九〇圓 | 八九・五〇圓 | 一〇四・八四圓 |
| 一一年（一九二二年） | 一一七・九〇 | 一〇一・二〇 | 一一〇・二三 |
| 一二年（一九二三年） | 一一四・六〇 | 九八・四〇 | 一〇六・二五 |
| 一三年（一九二四年） | 一四一・一〇 | 一〇三・五〇 | 一一七・二〇 |
| 一四年（一九二五年） | 一三八・一〇 | 一〇八・五〇 | 一二一・八一 |
| 一五年（一九二六年） | 一二二・九五 | 七一・一〇 | 九四・一三 |
| 一六年（一九二七年） | 八三・〇〇 | 七一・四〇 | 七七・五五 |
| 一七年（一九二八年） | 八〇・一五 | 六二・一〇 | 七三・二七 |
| 一八年（一九二九年） | 七二・四八 | 五五・三〇 | 六五・一〇 |
| 一九年（一九三〇年） | 六二・七〇 | 四一・六〇 | 四九・九二 |
| 二〇年（一九三一年） | 五五・三五 | 二五・〇〇 | 三六・五九 |

## 第五目　吉大洋票及江大洋票

北滿に於ては大洋票として上述の哈大洋票の外に、吉大洋票及び江大洋票が流通してゐた。

吉大洋票（永衡大洋票、永大洋票、大執帖）は民國六年（一九一七年）吉林省內露國紙幣の充滿と現洋の缺乏とに處すると同時に、急增する軍費支出に對する方策として、吉林永衡官銀錢號より發行され、主として同省政府の財政收支に使用されて、課稅の收納及び俸給の發給等はこれを以て支辨した。その券面には「完納賦稅滙兌流通」の文言が記載され、その意味は納稅、送金、通貨として法貨たる性質を有するやに解釋せられたが、而も送金上如何なる貨幣を以て支拂はれるものなりやを明記せず、從つて吉大洋票流通地外に於ては結局時價を以て他種貨幣と交換の上送金するの外なかつた。事實に於て吉大洋票は送金其他の一般通貨として認識せられず、唯主として納稅及び官吏の俸給支拂用具たる外、僅に電信料、電燈料の支拂に使用されるに過ぎなかつた。要するに吉大洋票は吉林省の一般通貨たる官

帖と同じく時價を以てせざる限り、現洋との兌換の道を有せず、その性質は一の不換紙幣であつた。而してその流通範圍が租稅公課用に限定され、一般商取引に用ひられない結果、特産出廻りに關聯せる季節的價値變動を呈するの理なく、この點に於て官帖が概ね哈大洋票と共に季節的變動を爲したると著しく異つてゐた。

吉大洋票の券種は新券十元券、五元券、一元券及び舊券十元券、五元券、一元券、五角券、二角券、一角券、五分券の十種であつた。滿洲事變當時に於ける流通高は約一千萬元であつた。

次に**江大洋票**（江省大洋票）は民國一〇年（一九二一年）從來黑龍江省内に廣く流通せる露國紙幣の價値暴落に對處し、他方官帖の流通を調整すると同時に、小洋票を回收する目的を以て發行され、同省東支鐵道沿線地帶、黑河及び滿洲里等の城市に流通した。大銀元を以て發行の基礎とし、その兌換方法は哈大洋票發行諸行號の例に做つて處理すると共に、總分行號の間に於ては爲替手數料を免じ、相互に同省各地間の送金を無料にて爲すことに依つて價値維持を圖り、哈大洋票と等價を以て流通せしめた。その券種は美鈔十元券、五元券、一元券、美鈔哈字十元券、五元券、一元券、財局十元券、五元券、一元券、五角券、二角券、一角券及び彩局五角券、二角券、一角券の十五種であつた。滿洲事變當時に於ける發行高は約一千二百萬元であつた。

### 第六目　熱河票

由來熱河は僻隅瘴溪、交通不便の地であるが、清朝の康熙、乾隆時代には皇帝の避暑地として繁榮し、咸豐、道光以後光緒の末期まで滿洲八族の駐屯費、中央政府の補助金あり、京津方面より制錢、銅元、銀貨、寶銀等の流入を見た。當時大口取引は主として銀兩建、日常小口取引は主として制錢建であつたが、民國三年（一九一四年）銀兩建及び制錢建が一律に銀元建に改變されるに及び、銀元を本位とする中國、交通兩銀行の紙幣の流入を促し、漸次その流通圈を擴大して、從來の寶銀は對蒙古交易に使用されるに止まり、又制錢は漸次使用されざるに至つた。

一方熱河官銀號の小洋票及び大洋票竝びに公益錢局の小洋票は發行日尚ほ淺く、その流通圈も狹小であつたが、民國五年（一九一六年）の**モラトリアム**令に依り、中國、交通兩銀行の所謂京鈔は轉落し、其後を襲つて熱河官銀號及び公益錢局の紙幣が漸次流通圈を擴大するに至つた。當時に於ける發行高は熱河官銀號大洋票一百萬元、小洋票二十五萬元、公益錢局小洋票三十萬元と推定されてゐた。

次いで民國六年（一九一七年）熱河官銀號及び公益錢局の合併に依つて熱河興業銀行が成立し、その翌年より**小洋角票**を發行して合併前の舊小洋票を回收することゝし、更に民國九年（一九二〇年）**大洋票**を、降つて民國一〇年（一九二一年）には**銅元票**を發行した。小洋角票の券種は一角券、二角券、三角券、四角券、五角券、六角券、十角券、二十角券、三十角券、五十角券の十種であり、大洋票は一元券、五元券、十元券の三種、又銅元票は十枚券、二十枚券、五十枚券、百枚券、二百枚券の五種であつた。發行當初に於ては全額兌換に應じた爲め、一般の信用を博したが、民國一三年（一九二四年）第二次奉直戰が起るや、熱河都統は軍費捻出の爲め、同行をして前後五百萬元に上る熱河票を提供せしめると共に、兌換停止を命じた結果、その價値が低落するに至つた。これに對し新任の都統は銳意價値維持に努め、民國一四年（一九二五年）阿片を主とする對京津輸出の代金を準備として一元券、五元券、十元券の**遷兌券**を發行し、從來市場に流通せる大洋票を回收することにした。併し乍ら熱河特別區はその政治的特殊性の爲に都統の更迭が頻繁に行はれ、その度に通貨金融政策を變改したから、同年秋都統の再更迭と共に大洋票回收工作は停頓して、一度恢復した大洋票は再び下落に轉じ、又遷兌券は濫發されて民國一六年（一九二七年）初頭には發行高が早くも六千五百萬元以上となり、遂に大洋票とその運命を共にするに至つた。これに對處して當局は民國一六年金融公債二百五十萬元を發行し、現大洋一に大洋票二十の割合を以て大洋票系紙幣の回收を開始したが、前年より始められた兌換銀行券たる銀元票の新規發行に因り、既に不換紙幣化した大洋票一千對現大洋一の恐慌的相場さへ現出するに至り、熱河興業銀行は民國一八年（一九二九年）五月大洋票系紙幣の殘存流通額を一定期限を以て大洋票二百對現大洋一の割合に依り回收し、其後は廢棄して無效とするの强行手段に訴へざるを得なかつた。

斯くの如く民國一三年（一九二四年）秋以來再三繰返される大洋票の下落は、熱河經濟金融界に重大な影響を及ぼし、商業は日に萎微凋落し、貨幣價値不安定に商民は常に脅かされてゐた。玆に於て民國一七年（一九二八年）に於ける金融善後會議の開催等、相踵いで大洋票下落の影響を受けた經濟界立直しに關する金融整備振興工作が講ぜられ、殊に金融善後會議に於ては熱河興業銀行の資本充足、天津向爲替の開始、貸付利率の低減、銀元票及び補助券の增發等に就て協議決定を見た。**銀元票**は既述の如く民國一五年（一九二六年）に發行され、兌換銀行券とは言へ、唯京津地方の分行に於てのみ兌換の請求に應じてゐたが、右の決議に基き五百萬元增發され、京津方面への阿片及び毛皮の輸出代金を兌換準備とした。又補助券としては民國一六年（一九二七年）一角券、二角券及び五角券の三種の**補幣流通券**を發行してゐたが、金融善後會議の決議に依り、銀角票百五十萬元、補幣流通券百萬元を增發した。尚ほ銀元票の券種は一元券、五元券及び十元券の

三種であつた。

銀元票は通俗に流通券又は本鈔と呼ばれ、最初は圓滑に流通し、信用も厚かつたが、民國一八年（一九二九年）には早くも價値動搖し、殊に民國一九年（一九三〇年）六月に於ける禁烟罰款の現大洋に依る收受決定は、この趨勢に拍車をかけて遂に大暴落を演ずるに至つた。玆に於て當局は銀元票の現大洋換算率を五對一と公定し、且つ各機關の諸收入金はこれを銀元票及び現大洋に折半して受入れることに定めて銀元票の下落阻止策としたが、效果なく、民國二〇年（一九三一年）五月熱河興業銀行は新規に滙兌券を發行し、五對一の換算率を以て銀元票系紙幣を回收するの措置を執らざるを得ざるに至つた。

滙兌券の券種は一元券、五元券、十元券及び一角券、二角券、五角券の補助券にして、券面には「天津分行卽付通用國幣」なる文字を印し、天津分行に於てのみ兌換に應ずるものであつたが、發行後僅に數箇月にして早くも下落の兆候を示し、殊に滿洲事變の發生に因つて動搖甚だしく、民國二〇年（一九三一年）十月熱河興業銀行は遂に滙兌券の兌換を停止し、且つ許可主義に依つて天津向爲替取組を制限して價値の維持に努め、他方、熱河整頓金融維持市面辦法が公布されたが、滿洲事變の發生に因る經濟界の混亂と財政的要求に基く滙兌券の增發とに因り、その價値維持策は何等の效果をも收め得ず、熱河與業銀行券は玆に三度大洋票、銀元票、滙兌券と前者の輜を履むに至つた。これに對して現大洋の流通禁止、滙兌券の現大洋換算率五十對一の公定等が爲されたが、間もなく熱河聖戰となり、當時發行高一千萬元以上に達する滙兌券沒落の幕を閉ぢた。

尙ほ民國一九年（一九三〇年）頃熱河財政が窮乏し、糧秣委員會は各地より徵發する糧秣に對する代金支拂が不能であつた爲め、熱河興業銀行をして軍糈通用券と稱する一種の特別紙幣を發行せしめ、券種は二角券、五角券の二種であつたが、その額は僅に十八萬元に過ぎず、流通圈も亦狹小であつた。

## 第七目　過爐銀

過爐銀は營口商界特有の振替通貨にして、兩を以て單位としたが、現實の寶銀があるのではなく、通常市場に流通するものは總て銀爐發行の支票であつた。

咸豐八年（一八五八年）營口が天津條約に依つて開港し、滿洲に於ける商業及び金融の中心地となつて、輸出入貿易、從つて內外爲替は悉くこれを經由することになつたが、貿易の繁盛と共に資金の流動が頻繁となり、滿洲各地の寶銀が輸入代價支拂の爲に營口に集まり、一方、南方各省の寶銀は南方向輸出商品の受入代金として營口に流入した。その結果、營口に集中した寶銀は種類多樣にして形式、分量及び品質等が一樣でなく、且つ各地共通の商慣習として他地の寶銀が一度流入すれば、必ずこれをその地の寶銀に改鑄して使用するを例としてゐた爲め、營口に於ける各銀爐の外來寶銀改鑄業務が急速に繁忙を呈した。併し乍ら貿易の隆盛と共に、銀爐の寶銀改鑄能力は不足を來たし、他方商人に於ても改鑄寶銀を受取りこれを使用するよりも、銀爐が寶銀改鑄受託證として發行する一種の手形をその儘紙幣の如く流通せしめるの便利なるを悟り、玆に手形の授受が行はれるに至つた。次いで銀爐に於ては寶銀の受入あるときには帳簿上に口座を設けて記帳し、各寄託者相互間の受拂は、これを銀爐に通知すれば、帳簿上の口座間の振替を以てこれを處理することになつた。

斯かる制度が行はれつゝある間に、漸次當座貸越又は信用貸付が行はれることになつたが、銀爐の授信が增加すると共に支拂準備銀の不足を來たし、寄託者の寶銀引出請求に對しては猶豫を乞ふか又は若干の歩引を求め、その結果寶銀と過爐銀との間に相場が立つに至つた。光緒九年（一八八三年）公議會が設立されて、右振替勘定の差引寶銀決濟を年四回（舊三、六、九、十二の各月一日）の卯期（決濟期）に行ふことに定め、卯期以外には一切寶銀と兌換せず、次の卯期に繰越す勘定には卯色（利息）を附することゝした。玆に於て過爐銀制が確立されたのである。

其後民國元年（一九一二年）爐銀公社が設立され、振替制度は三聯支票と言ふ小切手を使用することゝし、又民國三年（一九一四年）より決算に奉小洋票を使用することが協定され、更に現大洋票の出現と共にこれを使用することゝした。

過爐銀制度が確立された當初は過爐銀は寶銀と同一價値であつたが、光緒二〇年（一八九四年）日淸戰役、光緒二六年（一九〇〇年）拳匪事變、光緒三〇年（一九〇四年）日露戰爭が相踵いで勃發し、この危險な信用制度は動搖を來たして、銀爐の授信過大と共に、過爐銀は寶銀に對して價値低落し、殊に光緒三三年（一九〇七年）營口の巨商東盛和が破產した結果、銀爐の信用は著しく失墜した。其後銀爐の信用を强固ならしめる爲に、民國六年（一九一七年）營口爐銀歸卯條規及び營口爐銀歸卯處理組織章程が公布されたが、民國八年（一九一九年）大銀爐の一たる西義順が破產し、又民國九年（一九二〇年）にもこれに類する事件が續發した結果、銀爐の信用は根柢より動搖した。其後民國一八年（一九二九年）爐銀管理暫行章程が發表され、銀爐の開設には過爐銀五十萬兩以上を必要とし、且つ同業者に非ずして十萬兩以上の資產を有する二商店の保證を必要とするに至つた。これ等の對策にも拘らず、過爐銀の價値變動は依然として甚だしく、その滿洲經濟に貢獻した役割は過去の事實となり、殆ど投機の對象とされつゝ滿洲事變を迎へ

た。尙は事變當時に於ける流通高は一千五百萬兩と見られてゐた。

過爐銀價値變動（對金票百圓相場）

| 年次 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 宣統三年（一九一一年） | 一二二・六一兩 | 九二・二七兩 | 九九・二九兩 |
| 民國一年（一九一二年） | 一二〇・六三 | 一一三・六八 | 一一七・〇〇 |
| 二年（一九一三年） | 一二〇・四九 | 一〇〇・五八 | 一一〇・五二 |
| 三年（一九一四年） | 一二八・八七 | 一〇三・六一 | 一一二・五〇 |
| 四年（一九一五年） | 一〇七・三七 | 一〇〇・七三 | 一〇三・五五 |
| 五年（一九一六年） | 九八・六四 | 七四・〇六 | 八八・〇六 |
| 六年（一九一七年） | 七九・八七 | 六九・〇三 | 七四・四三 |
| 七年（一九一八年） | 八八・五〇 | 六三・二〇 | 七二・二四 |
| 八年（一九一九年） | 一四〇・〇〇 | 七五・〇〇 | 一〇三・五四 |
| 九年（一九二〇年） | 一三三・〇〇 | 五二・〇〇 | 七八・四三 |
| 一〇年（一九二一年） | 一二〇・〇〇 | 七四・四〇 | 九六・一六 |
| 一一年（一九二二年） | 九二・五〇 | 七六・〇〇 | 八四・四九 |
| 一二年（一九二三年） | 九〇・四〇 | 七七・七〇 | 八四・四四 |
| 一三年（一九二四年） | 一一七・五〇 | 七一・二七 | 八三・二七 |
| 一四年（一九二五年） | 一三三・三五 | 八五・一五 | 一〇八・五三 |
| 一五年（一九二六年） | 二九九・五〇 | 一二三・六〇 | 二一〇・四六 |
| 一六年（一九二七年） | 三四七・五〇 | 二五四・五〇 | 三〇四・〇四 |
| 一七年（一九二八年） | 二七八・五〇 | 二一三・七〇 | 二四九・五一 |
| 一八年（一九二九年） | 二七九・〇五 | 二〇一・〇〇 | 二四九・七九 |
| 一九年（一九三〇年） | 四〇〇・〇〇 | 二八一・〇〇 | 三四六・八七 |



| | | |
|---|---|---|
| 二〇年（一九三一年） | 五五八・〇〇 | 三七八・〇〇 |
| 二一年（一九三二年） | 五一八・〇〇 | 三四六・〇〇 |

備考　一九一七年マデノ相場ハ八月平均ノ最高最低ナリ

尙は過爐銀に類似した通貨制度として、南滿各地には票錢、錢兌錢又は抹銀と稱する振替通貨が行はれてゐたが、民初以後各種紙幣の盛行を見るに及んで、この制度は漸次消滅し、唯蓋平に於ける抹銀は杵臺取引を中心として、滿洲事變直前まで存續してゐた。蓋平の抹銀は元來取引に際し現金授受の煩を避ける爲め、錢舖を介して決濟せしめる一支拂方法にして、抹錢と同じく現銀の缺乏に關聯して發生したものである。卽ち當初は實銀の缺乏に伴つて抹銀の相場は益〻騰貴し、その兩建呼値は實銀の實價を突破するに至り、遂に實銀より獨立して本位貨幣たる地位を占めることになつたのである。而してこの錢舖を介して行はれる決濟方法は、例へば甲なる商人があつて資金の融通に逼られた場合に、次期の決濟に於て抹銀一兩に付東錢十吊文を支拂ふ約束の下に、當日の相場を以て乙商に賣渡し、現銀を取得するにあつた。抹銀の賣買は最小限度十錠とし、一錠は五十三兩であつた。この賣買は取引人たる錢莊業者等の手を通じて行はれるを原則とし、決濟の責任は取引人に於て全部これを負擔した。抹銀は吊文建を以て賣買され、決濟期（每年舊曆五月、八月節句前、十二月末の三回）には抹銀一兩を十吊文とされたが、實際の授受には一定の換算率に依つて奉天票又は大洋票が用ひられた。

## 第五項　外國通貨

### 第一目　露國紙幣

東支鐵道の起工を契機として、光緒二二年（一八九六年）露淸合辦の道勝銀行が設立され、露國國立銀行を代理して金留を本位とする紙幣發行權を取得した。この露國舊紙幣は羌帖と稱され、その券種は一留券、三留券、五留券、十留券、二十五留券、五十留券、百留券、五百留券の八種にして、爾來漸次流通圈を擴大しつゝあつたが、北淸事變以後羌帖は南北滿洲に於ける有力なる通貨となり、特に北滿市場を獨占し、東支鐵道沿線地帶に於ける商工業者のみならず、一般家庭に於ても悉く留を單位として金錢の授受を行つた。其後第一次歐洲大戰が勃發して露國の財政經濟が大動搖を來たし、巨額の戰時公債の發行と過度の通貨膨脹とに因り、露國紙幣の價値が著しく低落し大いで一九一七年三月革命及び十月革命が起るや、大暴落を演じた。當時北滿に於ける羌帖の流通高は既に一億留に達し、その影響は甚

大であつた。

革命以後各種の露國紙幣が濫發され、ロマノフ紙幣、ケレンスキー紙幣、浦鹽政府紙幣、露亞銀行券等が北滿に流通して紙幣の混亂時代を現出し、絕えず價値崩落を繰返した。一九一八年より一九二〇年までの間に露西亞當局は通貨價値の恢復に凡ゆる對策を施したが、その效なく、民國九年（一九二〇年）四月東省特別區行政長官がロマノフ紙幣及びケレンスキー紙幣損傷券の强制通用に關し佈告を發するや、却て一般の危惧の念を惹起し、その授受は全く停止されるに至つた。

一方東支鐵道は革命以後に於ても露國紙幣の使用を强硬に主張し、通貨價値の下落に處しては數次に亘つて鐵道運賃を引上げたが、大戰終結の頃、北滿に哈大洋票が出現するや、運賃受拂はこれを收受することにし、一九二〇年には遂に一切の露國紙幣の取扱を停止した。尤も從來の慣習及び規則に依り其後も留を以て記帳の單位としたが、その現金授受は總てその日の換算相場に依り哈大洋票を以てした。

尙ほ第一次世界大戰後北滿に於ける露國金銀貨の流通は極めて少く、革命の勃發に因り來滿した露人の金銀貨携帶額は相當多額であつたが、其後漸次減少し、市場の一般取引には殆どその影を見ることが出來なかつた。

一九二二年ソ聯國立銀行が成立し、チエルボネッツ紙幣を發行したが、翌年哈爾濱に於ける極東銀行が同紙幣を以て爲替資金の授受を爲し、又一九二四年には同行はこれを以て、モスコーに於ける米弗相場に基いて哈大洋票及び金票に換算して、預金及び貸付業務を開始した。併し乍ら當時既に北滿に於ては日本通貨が進出し、中國官憲も亦利權の回收と哈大洋票の流布とに努力した爲め、露國紙幣の勢力は全然地に墜ち、チエルボネッツ紙幣は昔日の羌帖の如く流通することが不可能であつた。次いで民國一六年（一九二七年）末チエルボネッツ紙幣の市價が大暴落を演じ、中國側當局に於ては過去の惨禍の反復を防止する爲に、各銀行及び兩替店に對し、チエルボネッツ紙幣の交換竝びにこれに關する取引を一切禁止した結果、同年以降同紙幣は全くその影を沒するに至つた。尙ほ民國一六年（一九二七年）六月現在哈爾濱に於けるチエルボネッツ紙幣の流通額は七十萬留と推定されてゐた。

チエルボネッツ紙幣價値變動

| 年次 | 對哈大洋票（一元） | 對金票（一圓） |
|---|---|---|
| 民國一二年（一九二三年） | 一・二二二 | 一・一五〇 |
| 一三年（一九二四年） | 一・四〇二 | 一・〇八九 |
| 一四年（一九二五年） | 一・一六五 | 一・一〇一 |
| 一五年（一九二六年） | 一・四一〇 | 一・一〇一 |
| 一六年（一九二七年） | | |

## 第二目　鈔　票

日清戰役以後日滿間に於ける通商關係が急速に緊密となつたが、明治三五年（光緒二八年一九〇二年）橫濱正金銀行營口支店が一覽拂の銀手形たる銀支票を發行し、滿洲に於ける日本紙幣流通の第一步を發足した。次いで日露戰爭が勃發し、銀を本位とする十圓券、五圓券、一圓券、五十錢券、二十錢券、十錢券の六種の軍用手票が發行され、戰爭終結當時に於ける發行高は一億五千萬圓に達した。明治三九年（光緒三二年一九〇六年）これを整理する爲に、日本政府は橫濱正金銀行に鈔票の發行權を賦與し、これに强制通用力を持たしめた。その券種は一圓券、五圓券、十圓券及び百圓券の四種であつた。

尙ほ滿洲事變當時、軍用手票の未回收高は約三十二萬圓あり、多くは五十錢券以下の小額券にして、鈔票の補助貨として使用されてゐた。

鈔票は日本の舊圓銀（品位九〇〇、重量四一六グレイン、純銀三七四・四グレイン）を基礎とする銀本位紙幣にして、發行初期に於ては兌換紙幣として隨時銀元又は銀兩を以て兌換に應じたが、元來日本は滿洲に對して輸入超過の關係に立ち、他方圓銀の新規鑄造が行はれなかつた爲め、橫濱正金銀行の滿洲に於ける兌換準備金の收積は容易でなかつた。一方日本は中國南省に對しては輸出超過の關係にあり、玆に於て橫濱正金銀行は滿洲に於ける兌換の煩を避ける爲め、上海規銀を交付することにし、鈔票の所持者が兌換を請求した場合には、總てこれを規銀に振替へるに至つた。尤も大連取引所建値問題當時、兌換に應じたことはあるが、これは全く政策的立場から實行したものであつた。

斯くの如く鈔票が銀本位紙幣である以上、常に銀價の騰落と共に上下し、明治四〇年（光緒三三年一九〇七年）の銀價暴落に遭ふや、甚だしき價値變動を示した。この銀相場の下落竝びに換算上の不便等の爲め、同年より關東都督府の收支基準及び滿鐵運賃の收受は相踵いで金票建に改められ、且つ其後關東州及び滿鐵附屬地在住日本人間に於ける金票の流通が普及した結果、大正二年（民國二年一九一三年）橫濱正金銀行は勅令に基いて一圓券、五圓券及び十圓券の三種の金票をも發行するに至つた。併し乍ら大正六年（民國六年一九一七年）末滿洲に於ける金券統一主義の確

立の爲に、橫濱正金銀行の金票發行權は停止され、同時に鈔票は强制通用力を失ひ、次いで大正八年（民國八年一九一九年）滿鐵に於ける運賃其他の銀收入も一般的に廢止された。

併し乍ら銀本位通貨たる鈔票は滿洲人の慣習に適する爲め、其後に於ても依然として特產物取引に利用され、他方滿洲と中國本土との間に於ける爲替の仲介を爲したばかりでなく、雜多不確實な滿洲通貨と日本金票其他外國通貨との間に立ち、圓滑に流通してゐた。その流通圈は大連を主とし、長春其他の滿鐵附屬地であつたが、特に大連に於ける重要物產取引の建値として利用されてゐた爲め、特產貿易資金及び爲替資金として重きを爲してゐた。尤も大連取引所に於ては大正一〇年（民國一〇年一九二一年）銀建取引を禁じ、これを金建に改めたことがあつたが、大正一二年（民國一二年一九二三年）再び金銀兩建取引が行はれ、其後鈔票建取引のみが行はれた。鈔票は特產取引、爲替に利用されたばかりでなく、海關收入にも亦使用されてゐた。即ち大連の中國海關は海關兩百兩に付鈔票百五十六圓八十錢の換算率を定めてこれを受入れ、昭和五年（民國一九年一九三〇年）海關收入は金本位の孫（一海關兩＝一・七五孫）に依ることになつたが、その實際收入は橫濱正金銀行の每日第一回の日本向銀勘定相場に依り鈔票を利用した。

鈔票の相場は大連に於て金票との關係を以て建てられたが、世界の銀相場、特に上海の標金相場と日本金圓の爲替相場との影響を受け其他滿洲に於ける鈔票金票の需給關係に依つて動いた。從つて橫濱正金銀行は金融市場の狀況に應じて常に鈔票の流通高を調節し、その結果、每月の流通高が屢〻急激な增減を示したのである。

### 鈔票の發行高及價値變動

| 年次 | 發行高 | 大連現物・鈔票百圓對金票相場 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 光緒三三年（一九〇七年） | 四、九〇三 | 一〇六・〇〇 | 八四・三〇 | 一〇〇・一七 |
| 三四年（一九〇八年） | 三、九九九 | 九一・四〇 | 七九・〇〇 | 八五・二七 |
| 宣統一年（一九〇九年） | 二、八五六 | 八七・二五 | 八一・七五 | 八三・三六 |
| 二年（一九一〇年） | 三、六〇四 | 九二・七〇 | 八三・〇〇 | 八六・九九 |
| 三年（一九一一年） | 七、一九八 | 八九・六五 | 八四・七〇 | 八六・八四 |
| 民國一年（一九一二年） | 三、四三九 | 一〇四・五〇 | 八八・五〇 | 九七・九二 |
| 二年（一九一三年） | 四、〇四九 | 一〇三・二〇 | 九二・五〇 | 九六・九四 |
| 三年（一九一四年） | 二、九八四 | 九四・五五 | 七八・〇五 | 八七・六八 |
| 四年（一九一五年） | 三、五三五 | 九〇・九五 | 七八・五八 | 八一・七八 |
| 五年（一九一六年） | 六、八八五 | 一二四・六二 | 八七・三三 | 一〇〇・一八 |
| 六年（一九一七年） | 三、〇七四 | 一六七・五四 | 一〇五・四四 | 一二五・四九 |
| 七年（一九一八年） | 二、三六六 | 一七四・二六 | 一三五・五七 | 一五〇・四八 |
| 八年（一九一九年） | 二、九三八 | 二五二・八一 | 一四八・七二 | 一八一・七二 |
| 九年（一九二〇年） | 一、七六一 | 二三八・九三 | 一〇六・〇〇 | 一六七・七四 |
| 一〇年（一九二一年） | 一、〇三七 | 一二三・五〇 | 八八・九二 | 一〇四・八一 |
| 一一年（一九二二年） | 一、二三一 | 一二二・八〇 | 一〇二・六四 | 一一一・九六 |
| 一二年（一九二三年） | 一、四八四 | 一一三・九六 | 一〇〇・四六 | 一〇五・八九 |
| 一三年（一九二四年） | 四、二九六 | 一四八・六六 | 一〇七・七八 | 一二六・三二 |
| 一四年（一九二五年） | 三、〇八八 | 一四〇・七〇 | 一二三・〇八 | 一三二・三〇 |
| 一五年（一九二六年） | 三、三〇五 | 一二五・七三 | 八三・三六 | 一〇四・五五 |
| 一六年（一九二七年） | 五、四六〇 | 一〇二・一五 | 八六・三三 | 九五・一一 |
| 一七年（一九二八年） | 九、八六三 | 一〇八・一〇 | 九五・八五 | 九九・五二 |
| 一八年（一九二九年） | 五、九七一 | 一〇一・七五 | 七七・〇〇 | 九一・八八 |
| 一九年（一九三〇年） | 五、二一八 | 七五・九〇 | 四九・七五 | 六一・九七 |
| 二〇年（一九三一年） | 一四、三七二 | 七四・〇〇 | 四一・〇五 | 四六・八五 |
| 二一年（一九三二年） | 五、六一七 | 一〇九・四〇 | 六四・〇五 | 九一・七一 |
| 二二年（一九三三年） | 三、〇三七 | 一一三・八〇 | 九六・五五 | 一〇八・六〇 |



## 第三目　金票

滿洲に於て金票と稱せられるのは日本銀行券及び朝鮮銀行券である。

鴨綠江の鐵橋竣工後、陸路貿易は三分の一を減稅されることになり、朝鮮及び滿洲間の通商關係が急激に緊密となつて、金票が滿洲に

流入した。滿洲に於ける日本金票發行の嚆矢は、既述の如く、大正二年（民國二年（一九一三年））に於ける橫濱正金銀行の金票發行であるが、大正六年（民國六年（一九一七年））橫濱正金銀行の金票發行權は停止され、當時その流通高は約四百萬圓であつた。このとき以後滿洲に於ける金票發行權は朝鮮銀行に移り、安奉線及び滿鐵沿線各都市に流通してゐたが、第一次歐洲大戰に因る露國紙幣の暴落、橫濱正金銀行哈爾濱支店の金勘定開始、朝鮮銀行哈爾濱支店開設、西比利亞出兵等に依つて北滿にも普及した。又日本銀行券は主として日本內地よりの來滿者が携帶して來たものにして、俗に老頭票と稱せられ、朝鮮銀行券とは完全に同一價値であるが、その流通高は極めて少かつた。尙ほ日本の補助貨も流通してゐた。

金票は滿洲に於ては一切兌換が行はれなかつたが、その廣く流通した所以は、兌換の能否に非ずして能く支那及び外國に對する爲替の媒介たり得る點に存し、要するに金票が滿洲に流通する各種通貨中國際爲替市場に最も勢力を有してゐたからであつた。而して關東州及び滿鐵附屬地に於ては法貨として通用し、日本人關係の企業經營が總てこれを基礎としたばかりでなく、外國人の在滿取引も亦專らこれを利用し、滿人間に於ても對外人取引及び國外送金等にこれを用ひた。斯くの如く金票は漸次その流通圈を擴大しつゝあつたが、民國一五年（一九二六年）四月銀價暴落の餘波を受けて哈大洋票が慘落するや、金票は哈大洋票に代位するの形勢となつた爲め、東省特別區行政長官が金票排斥を目的として重要訓令を發し、哈大洋維持辦法を公布し、重大な紛議を醸したことは既述の如くである。

金票は日本の金圓を兌換準備とするものであるから、その相場は日本金圓の對外爲替と殆ど同一傾向を以て騰落してゐた。尤も後述する如く諸種の要因の爲に、滿洲の金票の方が屢〻不利な立場に立ち、所謂爲替送金制限問題を惹起したのである。

## 第四款　貨幣取引及對外爲替

### 第一項　貨幣取引

上述の如く舊政權時代滿洲に於ては多種多樣の通貨が存在し、夫々主要流通圈を有してゐたのである。その概貌を見るに、奉天省には奉天票が流通し、この外に同省內の安東には鎭平銀が、營口には過爐銀が行使されてゐた。吉林省に於ては吉林官帖が主要通貨であつたが、同省內の哈爾濱には特に哈大洋票が流通してゐた。又黑龍江省に於ける一般通貨は黑龍江官帖であつた。滿洲到る處に於て流通力を有するのは大銀元及び小銀元であつたが、その額は少く、又銅元は廣く補助貨の用を爲してゐた。

一方關東州及び滿鐵附屬地には朝鮮銀行券が法貨として流通する外、大連其他の滿鐵沿線重要各都市には橫濱正金銀行鈔票が特產通貨として流通した。

主要各都市に於ける通貨の流通狀況は概ね次の通りであつた。

**大　連**

| | |
|---|---|
| 金　票 | 日本人日常取引、官廳公課金、鐵道運賃、輸入品取引 |
| 鈔　票 | 稅關の納稅、特產物取引 |
| 小銀元 | 滿洲人日常通貨、苦力賃銀、關東州內農作物取引 |
| 銅　元 | 小銀元の補助貨 |

**奉　天**

| | |
|---|---|
| 奉天票 | 滿洲人一般通貨 |
| 現大洋票 | 滿洲人一般通貨、特產物取引 |
| 金　票 | 日本人日常通貨、鐵道運賃、輸入品取引、滿洲人貯藏用 |
| 鈔　票 | 特產物取引、滿洲人貯藏用 |
| 大銀元 | 兩替用、貯藏用 |
| 銅　元 | 補助貨 |

**安　東**

| | |
|---|---|
| 鎭平銀 | 柞蠶木材特產取引、南支雜貨取引、對南支爲替取組 |
| 大銀元 | 爲替取組送金用 |
| 小銀元 | 滿洲人日常小取引、特產物（汽車物）取引 |
| 奉天票 | 勞銀支拂、奥地特產取引 |
| 現大洋票 | 奥地特產取引 |
| 銅　元 | 補助貨 |
| 金　票 | 日本人日常取引、鐵道運賃、日本雜貨取引 |

**營　口**

第一節　本行創立前に於ける滿洲通貨及金融

奉天票　特産物取引（馬車物）、滿洲人一般取引
現大洋票　特産物取引（馬車物）、過爐銀の決濟、滿洲人一般取引
大銀元　稅關稅金、外國人の普通取引、送金用
過爐銀　特産物取引（河物、汽車物）、綿絲布支那雜貨取引
金票　日本人日常取引、日本輸入品取引、鐵道運賃
銅元　補助貨
紗票　爲替資金、特産物取引

開原

奉天票　滿洲人日常取引、特産物取引
現大洋票　特産物取引
大銀元　送金用、貯藏用
小銀元　滿洲人日常取引
銅元　補助貨
金票　日本人日常取引、鐵道運賃、輸入品取引
紗票　特産物取引

長春

吉林官帖　特産物、木材、滿洲人一般取引
實銀　蓄積、準備金
奉天票　投機物件
現大洋票　同右
大銀元　送金用
哈大洋票　對哈爾濱取引、現銀代用
紗票　日本取引所、特産取引
金票　日本人日常取引、鐵道運賃、輸入品取引
銀圓　紗票準備金



銅元　官帖補助貨

吉林

吉林官帖　滿洲人一般通貨
哈大洋票　大量商品取引
吉大洋票　公課金、電信料、電燈料、官吏俸給支拂用
奉天票　投機物件
金票　日本人資金、輸入品取引
紗票　特産物取引
銅元　補助貨

哈爾濱

哈大洋票　東支鐵道運賃、一般商品取引特に特産物取引
金票　日本人側取引、貿易資金
奉天票　投機物件
大銀元　發行準備
銅元　補助貨

齊々哈爾

黑龍江官帖　特産物原地取引、其他一般取引
江大洋票　同右
哈大洋票　特産物取引
銅元　補助貨

斯くの如く各種の取引に於て商品に依り又取引者に依つて夫々取引通貨が異つてゐた爲め、各種通貨別資金の調達の必要が起つたばかりでなく、他方、通貨制度の紊亂に基いて通貨價値が絕えず動搖し、これに伴ふ危險を防止する爲に諸種の對策が行はれ、玆に於て現物及び先物の取引を行ふ貨幣取引所の發達を見るに至つた。

貨幣の現物取引機關は錢莊及び錢舖にして、その最も盛大な地方は奉天及び長春の兩地であり、大連取引所錢鈔部に於ては鈔票對金票

鈔票對小銀元の現物取引をも行つた。これ等の錢莊及び錢舖は各地の貨幣市場と連絡を執り、極めて機敏に貨幣の需給關係を知得し、手數料を換算率に加減して迅速に交換の請求に應じた。

貨幣の定期取引機關としては、日本側の大連取引所錢鈔部、奉天取引所、長春取引所、開原取引所、公主嶺取引所、四平街取引所（以上官營）及び安東取引所（株式會社組織）竝びに滿洲側の長春貨幣交易所、奉天貨幣交易所、安東銀市、吉林省城銀錢貨幣有價證券市場濱江貨幣交易所、鄭家屯交易保證所等が存在してゐた。而して日本側の官立取引所には夫々株式組織の信託會社が附屬し、取引の擔保及び淸算事務を取扱つた。

滿洲に於ける日本側貨幣取引所が法律上の根據を持つに至つたのは大正五年（民國一九一六年）にして、關東都督府令に基いて開原及び長春兩官營取引所が特產物の取引の外に、錢鈔取引を附設したのを以て最初とする。大連に於ては以前より滿洲側商人が公議會に集合して金票、鈔票及び小銀元の賣買取引を爲してゐたが、大正三年（民國三年一九一四年）正隆銀行代表者と滿洲側商人とが官許を得て大連錢業公所を設立し、現物及び先物取引を爲すに至つた。次いで大正六年（民國六年一九一七年）開原及び長春兩取引所の錢鈔取引規程の公布を見、大連重要物產取引所內に錢鈔部が設けられ、同時に大連錢業公所は解散した。更に大正八年（民國八年一九一九年）大連取引所規程が公布されて、從來の大連重要物產取引所規程及び大連重要物產取引所錢鈔取引規程が廢止された結果、同取引所も大連取引所と改稱されるに至つた。其後四平街、公主嶺、鐵嶺、奉天、遼陽、營口の各官營取引所が相踵いで設立されたが、世界不況の激化に舊政權の壓迫が加はつて經營困難となり、遂に大正一三年（民國一三年一九二四年）遼陽、鐵嶺、營口の三取引所が廢止され、又大連取引所を除く他の取引所も漸次衰退を示した。日本側貨幣定期取引所の開設、取引種類、賣買方法、取引期限、賣買單位、受渡日、取引人身元保證金、手數料等は次の如くである。

日本側貨幣定期取引所一覽表

| 取引所 | 開設年月 | 先物取引種類 | 賣買方法 | 最長期間 | 賣買單位 | 受渡日 | 取引人身元保證金 | 手數料（賣買單位に付） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大連 | 大正二、九 | 鈔票百圓對金票 | 競賣買 | 一箇月 | 五千圓 | 十三日 廿八日 | 鈔票四千圓 | 金一〇〇 |
| 奉天 | 同九、四 | 〈金票百圓對奉天票 金票百圓對現大洋票 | 同 | 同 | 一千圓 | 十四日 廿八日 | 金票二千五百圓 | 同一〇 |
| 開原 | 同五、二 | 〈金票百圓對奉天票 鈔票百圓對現大洋票 | 同 | 同 | 末日 | 十五日 | 金票二千圓 | 同二五 |
| 四平街 | 同八、一〇 | 同右 | 同 | 同 | 同 | 十三日 廿八日 | 同 | 同二五 |
| 公主嶺 | 同八、九 | 〈金票百圓對奉天票 鈔票百圓對奉天票 | 同 | 同 | 同 | 十二日 廿七日 | 同 | 同二〇 |
| 長春 | 同五、四 | 〈鈔票一圓對吉林官帖 鈔票百圓對金票 | 同 | 同 | 同 | 十三日 廿八日 | 金票二千五百圓 同二千五百圓 | 同二〇 同一五 |
| 安東 | 同一〇、一 | 鐵平銀千兩對金票 | 同 | 同 | 同 | 十三日 廿八日 | 金票六千五百圓 | 同二五 |

一方滿洲側の貨幣定期取引機關としては民國二年（一九一三年）資本金二千萬元の株式組織を以て設立された濱江貨幣交易所がその最初のものにして、其後奉天、長春、安東、吉林、鄭家屯等の各地にも相踵いでその設立を見たが、何れも舊政權當局の壓迫を蒙り、定期市場が消滅して現物取引に限られてゐた爲め、兎角市場不振に陷り勝ちであつた。而して場內の取引が現物に限られてゐた關係上、その取引が相對賣買の方法に依ることは當然にして、取引人となることは極めて容易であり、取引證據金もこれを必要としなかつたのである。尤も時に相對にて一、二週間又は一箇月位の先物取引が袖裏に取組まれることもあり、相互の信用契約にて交易所に登錄せず、違約の場合には、先物取引が嚴禁されて居り、これを訴へる道がない爲め、一方の損失となり、相手方は單に信用を失墜するのみであつたが、實際上はこの種の契約を履行しない取引人は極めて稀であつたと謂はれてゐる。

舊政權、就中奉天省當局はその發行紙幣の價値維持の爲に、貨幣取引所に對して取引人の銃殺、滿洲側取引所の先物取引の禁止、乘替鞘の擴大等の凡ゆる壓迫を加へたが、彼等は自ら行ひつゝあつた紙幣の濫發に眼を掩ひ、他方、貨幣取引所を通ずる價値操作がその發行紙幣の急速な下落を一時的ながらも緩和した事實を看過してゐた。各取引所に於ける投機的貨幣取引は舊政權時代の政治的經濟的不安の存續に因つて激成されたものであるが、既述の如く各種通貨の價値騰落は根本的には各發券銀行の無節制な紙幣濫發に因由し、これに春季に於ける綿絲布等輸入の決濟と秋冬の候に於ける特產物の出廻りを織交ぜて季節的變動を呈してゐた。これ等の貨幣取引所は滿洲建國後幣制の統一竝びに通貨の安定に因つてその存立の基礎を失つたが、過去に於てその滿洲經濟界に寄與した貢獻は大なるものであつた。

尙ほ各貨幣取引所に於ける取引の結果たる相場は、前に示した通りである。

## 第二項　對外爲替

滿洲の對外爲替は對支、對日及び對第三國の關係に分けて見ることが出來るが、その內大連上海間爲替及び大連日本向爲替が最も重要であつた。先づ大連に於ては鈔票と上海兩との關係に於て滙申と稱せられる爲替相場が立ち、その平價は鈔票百圓に對し上海兩七二・二〇〇六兩にして、この大連の滙申市場は關東州は固より滿洲各地の上海との間に於ける爲替取引に廣く利用されてゐた。勿論大連の外に營口及び安東に於ては上海兩千兩に對し、夫々過爐銀九七三・九三兩、鎭平銀九八七兩の平價を以て上海向爲替相場が立ち、又奉天に於ける滙兌券、現大洋票、哈爾濱に於ける哈大洋票も直接上海向爲替に利用され、其他天津、靑島、芝罘、香港等と滿洲各地との間にも爲替取引が行はれてゐたが、滿洲通貨制度の紊亂の中にあつて、最も確實な鈔票の利用は蓋し當然であつた。金票は對日爲替ばかりでなく關東州及び滿鐵附屬地の對支爲替にも利用された。最後に對第三國爲替は英、米、印度、獨逸、蘭印を主とし、特產物輸出の決濟及び各種輸入品の代金支拂の必要に依つて起り、日本側及び外國側銀行がこれを行つてゐた。

大連に於ける滙申市場は既述の如く鈔票と上海兩との關係に於て成立するが、この滙申の賣買は大連の爲替銀行及び錢莊の間に於て行はれる外、大連取引所錢鈔部の上場物件でない爲め、同取引所の一隅に於て支那側取引人に依つて賣買されてゐた。この滙申市場に於ける仕手關係を大別すれば、上海筋、南支筋、油坊筋竝びに官銀號筋、地場輸入商筋、奥地筋に分たれ、前三者は滙申を賣進むことが多く殘りの三者は買手たることが多かつた。この外に橫濱正金銀行は上海筋、南支筋及び奥地筋等と竝んで滙申市場に於ける最大のオペレーターであり、從つて右の仕手關係の一手筋として區別する程の重要性を有してゐたが、同行の一擧一動が滙申市場の統制に威力を有したことは言ふまでもない。上海筋は上海市場の大連マーチヤントと呼應して大連錢鈔取引市場に活躍し、福和盛、裕昌祥、義成信等がこれを代表し、大連の錢鈔市場と上海の標金及び金爲替市場とに跨がり、兩地間に於ける金銀相場の鞘取を目的として、上海兩賣鈔票買に依り更に錢鈔市場に出て金票を入手するのが通例であつた。次に南支筋は大連より南支那、特に上海向滿洲特產物の輸出に從事する支那商人の一團を言ひ、輸出商談の成立と同時に輸出代金として上海に於て受入るべき上海兩を滙申市場に賣つて鈔票を買取り、鈔票建の特產物買付代金の決濟を爲すのが原則であつた。これが爲め特產年度の始まる每年十月頃より翌年の五、六月頃までは滙申市場に於ては南支筋の賣物多く、この期間は上海兩安鈔票高の材料が常に存在した。南支筋と同じく、大連の大小五十餘に上る支那側油坊を指稱する油坊



筋は、その製造に係る豆油、豆粕の南支那向輸出商談が成立すれば、滙申市場に於て上海兩を賣り、鈔票を買ふのであつた。これ等の滙申賣手に對し、その買手の一たる官銀號筋は東三省官銀號系に屬する福聚昌及び公濟棧、吉林永衡官銀錢號を盟主に戴く永衡通達等を指すものにして、これ等の官銀號は屢〻省當局の命令に依り上海方面から軍糧其他を購入する場合には、上海市場に於ては上海兩を必要とする爲め、大連に於て滙申の買手として現はれるのであつた。尤も奉天當局は民國七年（一九一八年）奉天票相場維持の爲に、公共滙兌所を設置して上海兩賣（奉天票買）を敢行したこともあつたが、幾許もなくして閉鎖した。官銀號筋の買物が滙申市場に現はれるまでの經路を示せば、奉天及び開原の取引所に於て奉天票又は現大洋賣金票買、大連錢鈔市場に於て金票賣鈔票買、滙申市場に於て鈔票賣上海兩買の手順となつてゐた。次に地場輸入商筋は大連に於て上海より雜貨を輸入する支那側商人を指すものにして、上海の輸出商との商談が上海兩を以て取極められる結果、鈔票を賣り、上海兩を買ふ必要が生ずるのであつた。最後に奥地筋は奉天、長春、哈爾濱及び其他滿洲奥地に營業の根據を有する滿洲側上海物資輸入商人竝びにこれを得意とする錢莊を指すものにして、これ等各地の輸入商人は奥地錢莊に就き現大洋票、奉天票、官帖、哈大洋票等を賣つて上海兩を買ひ、上海よりの輸入商品代金を決濟するが、一方上海兩を賣つた奥地錢莊はその買取つた不換紙幣を以て金票を買ひ、大連に於て金票賣鈔票買、鈔票賣上海兩買を爲すのであつた。

斯くの如く鈔票の滿洲對支爲替に於ける地位は決定的であつたが、他面、上海、大連、日本の三角爲替關係に於ける鞘取を目的とする投機筋に屢〻乘ぜられ、玆に所謂日本向送金制限問題の發生を見るに至つたのである。抑〻大連の銀相場と滙申相場とから算出された金票對上海兩の相場を、上海市場に於ける圓爲替と比較した結果、大連は上海に比べ銀の割高な市場であると謂はれた。換言すれば上海兩は大連に於て高く評價され、上海に於て安く評價されると言ふ意味に外ならなかつたが、これは反面大連に於て上海兩を以て表示される朝鮮銀行券の相場と、上海に於て上海兩を以て表示される圓相場との間に格差が存することを暗示するものであつた。而して大連の銀相場が割高である理由としては、大連が支那屈指の輸出港であるに反し、上海は支那最大の輸入港である上に、滿洲には幾多の不換紙幣が流通して絕えず相場が動搖しつゝある爲め、民衆の多くはこれ等不換紙幣を處分して滿洲各種通貨中最も信用ある鈔票を買はんとするが故に、勢ひ大連の銀相場が割高となり易いこと、朝鮮銀行が歐洲大戰後の好景氣に乘じて金票の流通を圖らんとして企業を擴張した結果各地に金票の過剩を來たしたこと及び日滿間國際收支に於て滿洲が貿易上受取超過であるに反し、對滿投資より生ずる日本向送金を主とする貿易外收支が支拂超過である爲め、その總收支尻は滿洲が例年支拂超過である結果、滿洲に於ける金票唯一の發行機關たる朝鮮銀行

は日滿爲替の受拂上常に日本に對し支拂超過となり、從つて朝鮮銀行券の立場が不利である點に存するとされてゐた。何れにしても日本も大連も共に金圓流通地域である以上、上海日本向爲替と大連向爲替との間に些少なりとも相違の存することは許されない筈であるが、大連に於ける上海筋はこれに乘じて、上海に於ける內外銀行に割安な大連向金爲替を賣却し、上海及び大連兩地間に於ける金銀相場の鞘取に跳梁した。この傾向は關東大震災を契機として激成され、上海市場に於ける巨額の日本向送金は、これを直送せずに、一旦大連に集中した上、更に直接間接（振替貯金利用）に朝鮮銀行を通じて日本に回金される事態が惹起された。朝鮮銀行の立場からすれば、大連よりの日本向送金は大連に於て朝鮮銀行券を受入れる代りに、日本に於て日本銀行券を支拂ふことを要し、從つて大連よりの日本向送金が增加するにつれて同行の資金繰りは重大な脅威を受けることになり、玆に於て大正一三年（民國一三年一九二四年）八月銀行の大連日本向送金に對して、百圓に付七十錢と言ふ禁止的高率の手數料を徵收し、又關東廳に懇請して一口一萬圓以上の日本向振替貯金に制限を加へるに至つたのである。この問題は、他方橫濱正金銀行の鈔票操作とも關聯し、一般の議論の對象となり、其後右の制限は緩和されるに至つたが、未だ完全な解除を見ない中に、滿洲事變が勃發したのである。

要するに滿洲の對外爲替は鈔票又は金票を介して取引されてゐたが、その騰落は根本的には滿洲特產の出廻狀況に依つて支配され、對日並びに對第三國爲替には世界の銀相場が重要な要素としてこれに加はつた。而して對日及び對第三國爲替は滿洲各種通貨の對金票又は鈔票相場及び日本の對外爲替相場に依つてその動向を見ることを得、一方、對支爲替は既述の如く大連の滙申が最も重要にして、其他の滿洲固有各通貨に在りては、滿洲事變直前數箇年間に於て、過爐銀及び哈大洋を除く外は、殆ど大なる變動が見られなかつた。

滿洲對上海爲替相場

| 年次 | | 大連滙申（上海九八規銀建鈔票百圓）（過爐銀） | 營口水銀（上海過爐銀建九八規銀千兩） | 安東向上海（銀平銀建上海九八規銀千兩） | 哈爾濱向上海（哈大洋建上海銀百元） |
|---|---|---|---|---|---|
| 民國一三年（一九二四年） | 最低 | 七二・〇五 | 一、七五二 | 九四・九 | 一四八・〇〇 |
| | 平均 | 七一・一〇三 | 一、二六四二 | 九七・二五 | 一三一・八〇二五 |
| | 最高 | 七二・三八 | 一、七二一 | 一、〇一・三 | 一四三・〇 |
| 一四年（一九二五年） | 最低 | 六九・三一 | 一、三〇二一 | 九九・六 | 一三八・二〇 |
| | 平均 | 七〇・七五 | 一、四七五 | 一、〇八・〇 | 一四三・九〇〇 |
| | 最高 | 七一・八 | 一、六七二 | 一、〇八・六 | 一四三・四〇六 |
| 一五年（一九二六年） | 最低 | 七〇・一四 | 一、二九二 | 九六・八 | 一三一・五〇〇 |
| | 平均 | 七〇・五六 | 一、四一八 | 九八・二 | 一三二・三七〇 |
| | 最高 | 七二・三二 | 一、六一八 | 一〇一・二 | 一四一・〇〇 |
| 一六年（一九二七年） | 最低 | 七二・六四 | 一、七五二 | 九四・九 | 一四八・〇〇 |
| | 平均 | 七二・二〇六 | 一、二六四二 | 九七・二五 | 一三一・八〇二五 |
| | 最高 | 七二・五八 | 一、七二一 | 一、〇一・三 | 一四三・〇 |
| 一七年（一九二八年） | 最低 | 七一・一〇 | 一、三〇二一 | 九九・六 | 一三八・二〇 |
| | 平均 | 七一・四三 | 一、四七五 | 一、〇八・〇 | 一四三・九〇〇 |
| | 最高 | 七二・一四 | 一、六七二 | 一、〇八・六 | 一四三・四〇六 |
| 一八年（一九二九年） | 最低 | 七一・一八 | 一、二九二 | 九六・八 | 一三一・五〇〇 |
| | 平均 | 七一・五六 | 一、四一八 | 九八・二 | 一三二・三七〇 |
| | 最高 | 七二・二〇 | 一、六一八 | 一〇一・二 | 一四一・〇〇 |
| 一九年（一九三〇年） | 最低 | 七一・八一 | 一、七五二 | 九四・九 | 一四八・〇〇 |
| | 平均 | 七二・一七 | 一、二六四二 | 九七・二五 | 一三一・八〇二五 |
| | 最高 | 七三・〇三 | 一、七二一 | 一、〇一・三 | 一四三・〇 |
| 二〇年（一九三一年） | 最低 | 七一・二八 | 一、三〇二一 | 九九・六 | 一三八・二〇 |
| | 平均 | 七一・六〇〇 | 一、四七五 | 一、〇八・〇 | 一四三・九〇〇 |
| | 最高 | 七二・〇五 | 一、六七二 | 一、〇八・六 | 一四三・四〇六 |

（參考）滿洲對外貿易（單位千海關兩）

| 年次 | | 貿易總額 | 輸出 | 輸入 | 輸出超過 | 海關兩平均相場（金票圓） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民國一三年（一九二四年） | | 四五五、九八九 | 二六二、四一四 | 一九三、五七五 | 六八、八三九 | 一・九五 |
| 一四年（一九二五年） | | 五四四、五四七 | 三〇六、三九〇 | 二三八、一五七 | 六八、二三三 | 二・〇四 |
| 一五年（一九二六年） | | 六三三、八二二 | 三六三、三一四 | 二七〇、五〇八 | 九二、八〇六 | 一・五八 |
| 一六年（一九二七年） | | 六六三、六二〇 | 四〇一、二八三 | 二六二、三三七 | 一三八、九四六 | 一・四四 |
| 一七年（一九二八年） | | 七二三、四七七 | 四二八、六四〇 | 二九四、八三七 | 一三三、八〇三 | 一・五三 |
| 一八年（一九二九年） | | 七四五、二七六 | 四二二、八七三 | 三一二、四〇三 | 一〇〇、四七〇 | 一・三八 |
| 一九年（一九三〇年） | | 六八六、六三九 | 三八九、九〇 | 二九六、六四九 | 九三、三四一 | 〇・九二 |
| 二〇年（一九三一年） | | 六九二、八一八 | 四七三、八六九 | 二二八、九四九 | 二二四、九二〇 | 〇・六九 |

備考　滿鐵經濟調查會「滿洲經濟統計圖表」ニ據ル

# 第二節　本行の創立

## 第一款　概　說

既述の如く滿洲建國前の幣制は紊亂その極に達し、民衆は張政權の苛斂誅求に泣き、塗炭の苦しみを嘗め、その窮狀は言語に絶するものがあつた。滿洲事變の兵火收まり新滿洲國の建設を見るに及んで、これ等無辜の民を救ひ王道の慈光に浴せしむる爲には幣制の統一が喫緊の要事となり、全滿金融機關の中核となるべき中央銀行の設立は必要缺くべからざるものとして焦眉の急を告げ、斯くて滿洲中央銀行設立要望の聲は澎湃として全滿に漲るに至つたのである。

一方事變勃發し、北大營及び奉天城の攻略が終るや、軍當局は逸早く東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行及び遼事省城四行號聯合發行準備庫の實力保護及び監視を行ひ、人心の安定竝びに經濟活動の復活を圖る爲に、利敵行爲を爲さゞる旨を誓言せしめた上、先づ中國、交通兩銀行の再開を許可し、次いで周到なる用意を整へて、十月十五日東三省官銀號及び邊業銀行を再開せしめた。當初紙幣の兌換請求の殺到が懸念されたが、幸に治安が早く恢復し、其他各種の善後措置效を奏して、營業再開後本行の開業直前までの各銀行兌換額總計は三百萬元に充たなかつたのである。又吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號首腦部の營業再開要望に對しても援助を與へ、その各地方に於ける金融機能の遂行に遺憾なからしめた。

この間滿洲中央銀行設立準備は着々進捗しつゝあつたが、その通貨制度を如何にすべきかに就ては、或は金本位制を唱ふるものあり、或は銀本位制を可とするものあり、或は又最高發行制限制を主張するところを知らず、議論百出の有樣であつた。併し究極のところ多彩な論議の結果は「理想としては金本位制を可なりとするも、急激にこれを實行に移すは困難なるを以て一先づ銀リンク制に依り統一し、後漸次金リンク制に移行するより外なし」と謂ふ意見に大體一致を見たのである。

## 第二款　創立準備

### 第一項　創立委員等の任命竝にその活動

一般民衆の要望に基き、關東軍統治部の斡旋に依り、滿洲事變勃發の翌年一月中央銀行の設立及び幣制統一の起案が着手され、二月中原案作成、これを基礎として三月十五日第一回創立準備會議が開催された。而して中央銀行の創立準備が頗る急速に進捗したのは、既述の如く事變勃發と同時に、軍當局が逸早く各官銀行號の實力保護及び監視を行ひ、その財產帳簿の敵對者の手に渡ることを完全に防いだ結果にして、當時萬一これ等各行號に速かに善良なる管理を加へずしてその資產が或は敵對者の手に渡り、或は散逸するに至つたならば今日の如き中央銀行の成立、幣制の統一を期することは極めて困難であつたと思はれる。卽ち奉天に於ては東三省官銀號及び邊業銀行を抑へてこれが監理官を任命し、その管理の下に同行號を開業せしめ、又吉林永衡官銀錢號に就ても同樣の措置を執つたが、一方黑龍江省官銀號は齊々哈爾にあつた爲め、これが管理は稍〻遲れ、馬占山東北事件が起つて馬占山がその總號を海倫に移し、又現銀を同地に持ち去つた爲め、管理の方法なく、結局事變勃發の年十一月二十日軍が齊々哈爾に入城すると共に、同號を管理するに至り、玆に於て舊軍閥の權力下にあつた發券銀行たる四行號は全部新國家に於て統制するの基礎が確立し、新國家成立直後に中央銀行の創立に着手し得るに至つたのである。當初に於ける各行號の監理官は次の通りである。

一、東三省官銀號竝に邊業銀行監理官

首　藤　正　壽（滿鐵）
向　井　　忠（鮮銀）
竹　內　德　三　郎（滿鐵）
川　上　喜　三（滿鐵）
田　中　德　義（正金）
福　田　琢　二（正金）
山　田　茂　二（鮮銀）

酒井輝馬（鮮銀）
鈴木輝之（滿鐵）
小島文友（滿鐵）
黒崎貞雄（滿鐵）
芝田研三（滿鐵）

二、吉林永衡官銀錢號監理官
久富治（滿鐵）

三、黒龍江省官銀號監理官
日岡惠二（鮮銀）
橋本義雄（鮮銀）

既述の如く事變勃發の翌年の初より新國家の幣制統一及び中央銀行設立に關する方針の立案が着手されたが、先づ同年一月四日統治部武部次長、五十嵐財務課長より滿鐵の安盛松之助及び南鄕龍音兩氏に立案を依囑し、兩氏は同月十四日までにその方針要綱草案及び說明並びに附屬書を作成した。これが審議に先だち、軍は新國家の法制經濟問題に就ては內外碩學、實際家多數の意見を尊重すべきものなりとの見解の下に、軍參謀長の名を以て日本內地及び滿洲に於ける學者及び實業家を多數選拔招聘して、同年一月十五日より同月二十日までの間奉天ヤマト・ホテルに於て諮問會諸を開催した。而して右會議に於ける意見を尊重參酌して、二月五日貨幣及び金融制度方針要綱が定められ、これに依り貨幣法、中央銀行法其他關係法規案を作成し、二月十一日一應その完了を見たのである。

**一、創立準備時代第一期**（大同元年三月初より四月末まで）

三月初、關東軍統治部財務課長五十嵐保司氏は中銀創立事務の一切を依囑され、長春に於て滿洲國政府主腦部たる臧式毅、熙洽等の諸氏との間に三官銀號を合併して中央銀行を設立することが政治的に決定され、一方後に創立委員に就任せる滿鐵參事竹內德三郎、朝鮮銀行員酒井輝馬、正金銀行員川上市松の三氏（以上何れも當時東三省官銀號顧問）も初代總務長官たりし駒井德三氏より中銀創立の要綱を授けられ、玆に於て三月十一日五十嵐、竹內、酒井、川上の四氏の外に、安盛松之助（滿鐵）、川上喜三（滿鐵）、富田規矩治（鮮銀）三氏がこれに加はり、既に脫稿せる貨幣法を始め、中央銀行關係法規草案に就て、全部に亘り逐條審議を爲した。この審議は翌日にも續行され、玆に始めて統治部としての滿洲中央銀行關係法規草案が纏まり、更に銀行開設に必要なる諸準備及び職制竝びに人事配置等に就て協議した。

斯くて三月十五日長春城內被服廠に於て中央銀行創立準備會議が開催され、國務總理の代理として國務院總務長官駒井德三氏より「滿洲中央銀行を設立し、各官銀號竝びに邊業銀行をこれに合併することになつた」旨を宣し、左の通り創立委員長及び創立委員を內命した。

委員長　五十嵐保司（關東軍統治部財務課長）
委　員　竹內德三郎（東三省官銀號竝びに邊業銀行顧問）
同　川上市松（同）
同　酒井輝馬（同）
同　日岡惠二（黒龍江省官銀號顧問）
同　久富治（吉林永衡官銀錢號顧問）
同　吳恩培（東三省官銀號總辦）
同　劉世忠（黒龍江省官銀號總辦）
同　劉燕藜（吉林永衡官銀錢號總辦）
同　郭尙文（邊業銀行經理）

次いで委員長助理員として難波勝二氏を任命した。

この會議は三月十五、十六及び十八の三日間に亘つて行はれ、貨幣法、滿洲中央銀行法、同組織辦法、舊貨幣整理辦法、定款案を一應議了したのである。而して翌十九日に第四回創立準備會を開催して實行細目を協議し、左の事項を決定した。

（一）創立事務所を吉林永衡官銀錢號長春分號に置くこと（現本行新京北大街支行）
（二）創立委員の補助として創立準備員を置くこと
（三）創立準備費は主任者の許可を經て東三省官銀號より支出すること、し、委員長より主任者に竹內委員を指名すること
（四）總行設置場所を吉林永衡官銀錢號長春分號とすること
（五）創立に先だち奉天に於ける四行號聯合發行準備庫の合併手續を執ること
（六）總行職制竝びに統轄店制度

## 第二節　本行の創立

越えて三月二十六日國務總理より創立委員長以下各委員を擧て內命せる通り任命した。而して同日創立事務所に於て創立委員全員參集阪谷財政部理財司長列席の下に創立委員會を開いて定款案を定めた。

其後創立委員の內、竹內委員は長春に在りて總務事務を擔任し、酒井委員は長春に在りて計畫事務を擔任し、川上委員は奉天に在りて主として東三省官銀號を管理し、又各官銀號の代表者は夫々一應歸任して常務を見るに至つた。

三月二十八日財政部總長より創立委員を輔佐し、創立事務に從事せしめる爲め、左記諸氏を創立準備員に任命した。

一、日本人側創立準備員（順序不同）

富田規矩治（鮮銀）
川上喜三（滿鐵）
中川芳三郎（元正隆銀行奉天支配人）
鈴木輝之（滿鐵）
黑崎貞雄（滿鐵）
渡邊伴（元久原商事會社員）
城谷洋海（鮮銀）
久原克彌（元鞍山滿鐵銑鐵代理販賣店事務員）
松田要（鮮銀）
石川洋爾（元百七銀行）
松本市之助（鮮銀）
比嘉良行（正金）
神村鶴雲（滿鐵）
山田鴻一郎（鮮銀）
永井利夫（鮮銀）
橋本義雄（鮮銀）

二、滿洲側創立準備員

(1)東三省官銀號

王德恩（長春）
鄒名信（奉天）
任明英（長春）
王激察（長春）
楊逢霖（奉天）

(2)吉林永衡官銀錢號

馮翊岐（長春）
王富海（吉林）
鐘顯德（吉林）
趙長林（長春）
張維禮（吉林）
范玉琛（吉林）
李廷佐（長春）
王鴻志（長春）

(3)黑龍江省官銀號

高桂芳（長春）
祖興儒（長春）
王世榮（長春）
董桂五（長春）
計寶源（長春）

(4)邊業銀行

王　運　豐（長春）
文　士　元（長春）
耿　宿　辰（長春）
李　景　芳（奉天）

又三月二十八日銀行設立に至るまで三官銀號及び邊業銀行の一般業務を管理せしめる爲め、財政部總長は左記の通り監理委員竝びに監理委員を輔佐する爲めの副監理委員を任命した。これは蓋し合併に際し從業員の人心動搖を防ぎ、又財產の取扱に萬一の誤なきを管理するの意に外ならなかつた。

一、東三省官銀號竝に邊業銀行

監理委員　竹內德三郎
同　酒井輝馬
同　川上市松
副監理委員　富田規矩治
同　川上喜三
同　中川芳三郎
同　黑崎貞雄
同　渡邊伴
同　久原克彌

二、吉林永衡官銀錢號

監理委員　久富治
副監理委員　松本市之助
同　神村鶴雲
同　山口正

三、黑龍江省官銀號

監理委員　日岡惠二
副監理委員　橋本義雄
同　山田鴻一郎
同　永井利夫
同　關根雄次

因みに監理委員規程は次の通りである。

## 監理委員規程

### 第一章　總　則

第一條　東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及ヒ邊業銀行ニ監理委員竝副監理委員ヲ置キ滿洲中央銀行創立委員長（以下單ニ創立委員長ト稱ス）ヲシテ統轄セシム

第二條　監理委員ハ滿洲中央銀行ノ營業開始ニ至ル迄各行號ノ一般業務及ヒ財產ヲ監理ス

副監理委員ハ監理委員ヲ補佐シ必要ニ應シ之ヲ代理ス

第三條　監理委員及ヒ副監理委員ハ各行號ノ總號詰トス但シ別ニ住所ヲ指定スルコトアルヘシ

第四條　監理委員及ヒ副監理委員ハ原則トシテ各行號ニ出勤スルモノトス但シ出勤ハ監理上必要ナル程度ニ止ムルコトヲ得

### 第二章　監　理　要　綱

第五條　監理委員ハ左記要綱ニ則リテ各行號ヲ監理スルヲ要ス

一　各行號ハ政府ニ反對スル者ニ對シ利益及ヒ便宜ヲ與フルコトヲ得ス

二　採算上不利ナル取引、債權確保上不當ナル取扱及ヒ財產保全上不合理ナル處置ヲ爲スコトヲ得ス

三　貸付金ハ成ル可ク回收スルコトヲ期スヘシ

四　無擔保貸付又ハ擔保不足貸付ニシテ回收困難ナルモノニ付テハ極力擔保取入ヲ爲スコトヲ期スヘシ

五　發行準備金ノ充實ニ留意スルコトヲ要ス

六　總テ重要ナル事項ニ付テハ創立委員長ノ承認ヲ經テ裁決スルコトヲ要ス

七　各行號ノ總辦以下業務擔當者ヲ監理シ事故ヲ防止スルコトヲ期スヘシ

### 第三章　事　務　準　則

## 第二節　本行の創立

第六條　左記各項ニ該當スル事項ニ關シテハ創立委員長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

一　貸付金其ノ他各行號ノ債權ト相殺シ得ヘキ預金ノ拂出

二　官廳預金ノ拂出但シ金額小ニシテ使途明瞭ナルモノハ此ノ限リニ在ラス

三　駐箚軍及ヒ其ノ一家其ノ他政府ニ反對スル者ト認ムル者ノ預金ノ拂出

四　新規ノ保證

五　貸付金擔保ノ返還但シ貸付金ノ完濟ニ依リ當然返還スヘキ擔保ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

六　貸付金擔保ノ變更

七　大口爲替及ヒ外貨ノ賣買

八　新規ノ借入金

九　所有不動產又ハ擔保不動產ノ處分及ヒ改造又ハ大修繕

一〇　重要ナル人事異動

第七條　監理委員ハ重要往復文書ヲ檢閱スヘシ

第八條　監理委員ハ每日日計表其ノ他必要ト認ムル諸表及ヒ帳簿類ヲ檢閱スヘシ

第九條　監理委員ハ每日特ニ現金ノ出入ニ注意スヘシ

第十條　監理委員カ必要ト認メタルトキハ隨時任意ノ部分ニ付帳重ナル檢査ヲ爲スコトヲ得

第十一條　監理委員ハ若シ事故ヲ發見シタルトキハ直ニ適宜應急處置ヲ講シ且之ヲ創立委員長ニ報告シテ其ノ指圖ヲ待ツヘシ

第十二條　監理委員ハ每日簡單ナル日誌ヲ創立委員長ニ提出スヘシ

**二、創立準備時代第二期**（大同元年五月一日以降）

五月六日滿洲國對朝鮮銀行二千萬圓借款が成立した。これは元來三井、三菱より借入れたるものにして、朝鮮銀行はこれを滿洲國政府に貸付け、同政府は更にこれを中央銀行に貸付け、中央銀行はこれを準備金に繰入れたものである。

五月七日副總裁たるべき山成喬六氏が長春に來着し、創立委員長は同氏到着前に準備し竝びに新たに手配を要する事項等三十五項目を詳細書類を以て山成氏に提出し、其後は創立委員長は萬事山成氏と協議して創立事務の進捗を圖ることになつた。

五月十、十一の兩日に亘り中央公館に於て在京創立委員の協議會が開催され、財政部の阪谷、松谷兩氏及び山成氏がこれに參加し、關係法規を更に審議補修し、兌換に關する規定が最も重要である爲め、首藤滿鐵理事及び西正金、武安鮮銀兩行各大連支店支配人の參加を乞ひ、その意見を徵して愼重にこれを決定することになつた。

右に基き五月十五日爲替兌換率に關する意見の交換が行はれたが、その結果、世界主要國が何れも兌換制度を事實上廢止し居る現狀に鑑み、貨幣法草案にありたる上海向爲替兌換に關する規定を削除し、一に銀行當局の手腕に依り適宜國幣價値の維持に努めることに落着した。玆に於て兌換に關し根本的に重大なる變更を見、銀本位の下に管理通貨たらしむることになつたのである。

五月二十七、二十八、二十九の三日間に亘り、關係法規を法律的見地より檢討する爲め、關東廳高等法院覆審部長判官筒井雪郎氏を聘し、中央公館に於て關係法規を逐條的に審査補修した。

五月二十八日日本內閣印刷局山上技師來着、五角紙幣を急ぎ印刷し、次いで十圓、一圓に及ぶことにし、日本內閣印刷局に新紙幣の註文を發した。

六月六日貨幣法、滿洲中央銀行法及び同組織辦法が閣議を通過し、同月十日參議府通過、翌十一日公報第一三號に依り公布された。

六月十三日中央公館に於て創立總會準備會議が開催され、六月十四日正午中央公館に於て正式に創立委員總會の開催を見、總裁たるべき榮厚氏及び監事たるべき關潮洗氏も來會し、又創立委員に非ずして役員たるべき左記諸氏は六月十四日附辭令にて創立委員となり、この日創立委員に加はつて、定款を決定調印し、創立總會を了した。

榮　厚（元吉林省財政廳長）
山成喬六（元奉銀理事）
鷲尾磯一（正金）
武安福男（鮮銀）
關潮洗（元陸軍上將、熱河都統）

六月十五日政府より左記役員を任命した。

總裁　榮　厚
副總裁　山成喬六
理事　鷲尾磯一
理事　吳恩培

第二節　本行の創立

理事　武安福男
理事　劉燏棻
理事　五十嵐保司
理事　劉世忠
監事　關潮洗

六月十五日創立委員長より總裁に對し、創立關係書類一切を引繼ぎ、總裁よりこの旨財政部總長に報告し、玆に銀行設立に關する一切の手續を了し、滿洲中央銀行が成立したのである。尙ほ創立準備の完了に當り、各創立委員は國務總理より、各創立準備員は財政部總長より夫々感謝狀を授與された。

六月十八日（六月十五日附）財政部指令第八號を以て設立認可及び定款認可の指令があつた。

六月二十七日附敎令第三八號を以て舊貨幣整理辦法を、同月二十八日財政部令第三號を以て新貨幣に對する舊貨幣の換算率を發表し、國幣一圓に對する舊行號發行紙幣十五種の換算率を明示した。

## 第二項　遼寧省城四行號聯合發行準備庫の整理

遼寧省城四行號聯合發行準備庫は既述の如く民國一八年（一九二九年）五月當時の奉票暴落に鑑み、確實な準備金を持つ兌換券を供給する爲め、東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行の四行號が省政府の認可を得て聯合組織したものにして、準備庫券を印刷し、各行號に對してこれを發行してゐた。

滿洲中央銀行の設立計畫着々と進捗するに及んで、同準備庫はこれを解散することにし、大同元年四月二十一日加盟各行號の代表者は東三省官銀號に參集し、準備庫閉鎖準備會議を開催したのである。斯くて大同元年四月三十日敎令第二二號を以て遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法が公布され、卽日施行を見るに至つた。

### 遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法

第一條　遼寧四行號聯合發行準備庫ハ本辦法ニ依リテ之ヲ解散ス

第二條　遼寧四行號聯合發行準備庫ノ發行シタル兌換券ノ內中國銀行及ヒ交通銀行ノ領用シタルモノハ各當該銀行ヨリ其ノ領用金額ニ準シテ東三省官銀號ニ現金若ハ東三省官銀號、邊業銀行ノ兌換券ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス

第三條　前條ノ辦法ニ依リ支拂濟ノ後ハ東三省官銀號ハ遼寧四行號聯合發行準備庫券ニ對シ發行額全部ノ兌換義務ヲ負ヒ中國銀行及ヒ交通銀行ノ兌換責任ハ直ニ終了スルモノトス

第四條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同準備庫の解散事務に就ては川上市松委員がこれに當り、右の整理辦法に基いて東三省官銀號が肩代りを爲し、五月十四日東三省官銀號へ現銀其他の引渡を完了し、聯合發行準備庫は玆に川上委員擔任の下に解散された。卽ち同準備庫兌換券一元は後に滿洲中央銀行に於て舊貨幣整理辦法及び新貨幣に對する舊貨幣の換算率に關する部令に依り、國幣一圓と引換を爲すことに定めたのである。而してその經緯に關しては大同元年五月十五日川上委員より左の如く口頭を以て報告が爲された。

「準備庫は大同元年五月十四日これを東三省官銀號に合併せるも、中國銀行はその領用準備庫券五十萬元の七割なる三十五萬元に就ては準備庫に現存の準備現銀を以て官銀號に支拂ひ、保證準備發行部分十五萬元に對しては現大洋票を提供し支拂を了した。又交通銀行の準備庫券領用額は七十三萬五千元にして、その七割なる五十一萬四千五百元は準備庫に供託中の現銀準備を以て支拂ひ、殘餘の二十二萬五百元に對しては現洋及び現大洋票を提供した。從つて準備庫は五月十四日を以て東三省官銀號に合併され、中國、交通兩行の準備庫券の兌換責任は終了した譯である。」

尙ほ五月十四日合併當時の準備庫券發行額は五百二十三萬五千元にして、その內譯は左の如くである。

| | | |
|---|---|---|
| 東三省官銀號領用 | | |
| 計 | 四、〇〇〇、〇〇〇元 | 一、八七二、〇〇〇元 |
| | 同　徠字十元券 | 三八七、〇〇〇元 |
| | 同　鎚字十元券 | 五八五、〇〇〇元 |
| | 同　述字五元券 | 七六七、〇〇〇元 |
| | | 三八九、〇〇〇元 |
| 交通銀行領用 | | |
| 計 | 七三五、〇〇〇元 | 三九五、〇〇〇元 |
| | 同　筑字十元券 | 三四〇、〇〇〇元 |
| 中國銀行領用 | | |
| 計 | 五〇〇、〇〇〇元 | 二五〇、〇〇〇元 |
| | 同　渢字十元券 | 二五〇、〇〇〇元 |
| | 同　五元券 | |
| 合計 | 五、二三五、〇〇〇元 | |

備考　邊業銀行ハ同準備庫ニ加盟セルモ實際上ハ領用發行シナカツタ

### 第三項　邊業銀行株式管理辦法の公布

邊業銀行はこれを他の三官銀號と同時に滿洲中央銀行に合併することになり、株式中敵對者及び逃亡者の所有する分に就ては、大同元年四月三十日教令第二一號を以て邊業銀行株式管理辦法が公布され、「邊業銀行株式中現時其ノ株主權ヲ行使スルコト能ハサル者ノ株式ハ政府ニ於テ之ヲ管理シ竝其ノ株主權ヲ代行ス」と定めて卽日施行した。その結果政府に於ては隨時株主權を代行することにし、同行合併は極めて容易に行はれ得るに至つた。

邊業銀行は元來張學良の個人銀行の如きものであり、同行拂込金五百二十五萬元の內五百萬元は學良一家の持株であり、其他の株主は僅に三名にして、その內在滿株主は一人に過ぎず、これは本人の同意を得て滿洲中央銀行創立委員長の名前に名義書換を行つた。尤も右は單に形式上の手續に過ぎず、邊業銀行は六月他の三官銀號と共に中央銀行に合併されるまで依然としてその營業を續けた。尙ほ東三省官銀號、黑龍江省官銀號及び吉林永衡官銀錢號の三官銀號の合併手續に就ては、その資本が全部省政府の出資であつた爲め省長の同意を得ただけで別段法理上の問題は發生しなかつたのである。

### 第四項　中國、交通兩銀行發行哈大洋票に對する處置

中國、交通兩銀行發行の哈大洋票整理に關しては、大同元年六月二十七日公布された教令第三八號舊貨幣整理辦法第六條に於て「中國銀行及ヒ交通銀行ハ其ノ現在旣ニ發行セル哈爾濱大洋票ノ額ヲ限度トシ之ヲ通用スルコトヲ得但シ本辦法施行後五年以內ニ政府ノ命スル所ニ依リ之ヲ回收スヘシ」と規定されると共に、同日附財政部訓令を以て左の如く中國、交通兩行に對し命令が發せられた。

一、每年發行限度額ノ五分ノ一以上ニ當ル金額ノ回收ヲ爲シ滿五ケ年ヲ以テ全部ノ回收ヲ爲スヘキコト、每年度ニ於テ回收シタル紙幣ハ速ニ穿孔ヲ施シ其ノ金額及ヒ種類ヲ財政部總長ニ具申スヘキコト及ヒ回收シタル紙幣ノ燒却ヲ爲サントスルトキハ財政部總長ノ許可ヲ受ケ其ノ指定スル方法ニ依リ官吏立會ノ上之ヲ行フヘキコト

二、適切ナル兌換ニ依リ紙幣相場ノ下落ヲ防止スヘキコト及ヒ每月ニ於ケル紙幣ノ回收高、月末現在總發行殘高竝ニ其ノ引換準備ノ內容ヲ財政部ニ提出スヘキコト

尙ほこれに先だち、中央銀行創立委員が任命された頃、中國、交通兩行哈爾濱分行の資產負債內容及びその發行紙幣の內譯は甚だ不明瞭であつたから、大同元年五月十四日には中央銀行創立事務所に於て兩行責任者と創立委員及び財政側役員との會見が行はれ、眞相究明が爲された。この際中國銀行側よりは哈爾濱分行々長卞福羣、總行秘書張君度、長春支行襄理吳賽慶の三氏、交通銀行側よりは奉天分行襄理吳善培、哈爾濱分行經理吳興基、通譯沙公超の三氏が出席し、主として哈大洋發行限度擴張の經緯に關し說明し、併せて哈大洋回收整理方針に關する意見を開陳した。

卽ち中國銀行代表は舊奉天省政府に對する貸金現洋三百四十萬元を回收して哈大洋整理資金に充てたき方針なる旨を述べ、且つ滿洲中央銀行より發行される新紙幣五百萬元の借款を得たき旨を申添へ、次いで交通銀行代表は舊茂通公司に對する同行の貸金哈大洋五百五十八萬元、舊奉天軍司令部に對する貸金哈大洋二百萬元及び吉林財政廳が吉林軍に代つて同行より借入れたる哈大洋二百三十萬元、合計哈大洋九百八十八萬元を回收して哈大洋回收資金に充當したき旨を申し述べたのである。

尙ほ滿洲國政府は中國、交通兩行の舊政權に對する積缺に就ては、積缺善後辦法に依つて一般の積缺と切離し別途にこれを處理したのである。

斯くて中國、交通兩行自體が積極的に哈大洋票回收に努力し、又滿洲中央銀行が新國幣を以て哈大洋票を買入れた爲め、哈大洋票の回收は順調に行はれることが出來たのである。

## 第三款　本行の成立及開業

### 第一項　貨幣法、滿洲中央銀行法及滿洲中央銀行組織辦法の公布

斯くて本行設立の爲めの諸般の準備は着々と整へられ、旣述の如く大同元年六月十一日には貨幣法、滿洲中央銀行法、滿洲中央銀行組織辦法の公布を見、同月十五日には本行設立の運びとなり、七月一日には全國一齊本行總分支行の業務開始を見るに至つた。

貨幣法、滿洲中央銀行法、滿洲中央銀行組織辦法の要綱は左の如くである。

#### 貨幣法要綱

第二節　本行の創立

一、貨幣の製造及び發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をしてこれを行はしめること
二、純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位としてこれを圓と稱すること
三、貨幣の計算は十進とし一圓の十分の一を角と稱し百分の一を分と稱し千分の一を厘と稱すること
四、貨幣の種類は左の九種とすること

紙幣　百圓　十圓　五圓　一圓　五角
鑄貨　一角　五分　一分　五厘

五、紙幣はその額に制限なく法貨として通用し、鑄貨はその額面の百倍まで法貨として通用すること
六、滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要し、右の準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其他確實なる證券若くは商業手形を保有することを要することを要すること
七、政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及び發行を監督せしめ、監理官は何時にても貨幣の發行高、未發行高及び帳簿を檢査するを得ること
八、從來流通したる鑄貨及び紙幣に關しては雜貨幣整理辦法の定めるところに依ること

## 滿洲中央銀行法要綱

一、滿洲中央銀行は株式會社とし、國內通貨の流通を調節しその安定を保持し金融を統制すること
二、滿洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、齊々哈爾及び哈爾濱に設置し、右の分行の外、政府の許可を受けて重要地に分行又は支行を設置し若くは他の銀行と代理店契約を締結するを得ること、又政府は必要ありと認めるときは分行、支行又は代理店の設置を命ずるを得ること
三、滿洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より滿三十年とすること、但し株主總會の決議に依り政府の許可を得てこれを延長するを得ること
四、滿洲中央銀行の資本は三千萬圓とし、これを三十萬株に分ちて一株を百圓とすること、但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て資本の增加を爲すことを得ること、右株式はこれを數回に分割して募集するを得ること
五、滿洲中央銀行の株券は總て記名式とし、特に政府の許可を受けたる者の外は株主たり得ないこと
六、滿洲中央銀行の株式發行の價額は券面額を下るを得ず、第一回拂込の金額は株金の二分の一を下るを得ないこと
七、政府は滿洲中央銀行の株式中五萬株以上を引受けるものとし、右の限度の株式に就ては政府はこれを讓渡又は處分するを得ないこと、又政府は滿洲中央銀行の資本の半額まで引受けるを得ること
八、滿洲中央銀行の營業は左の如きものとすること

(1) 政府發行の手形、爲替手形其他商業手形の割引又は買入
(2) 金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付
(3) 金銀塊、外國通貨の賣買
(4) 諸預り金及び當座貸越
(5) 金銀塊、外國通貨、貴重品竝びに諸證券類の保護預り
(6) 公債證書、政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付
(7) 確實なる擔保ある貸付
(8) 平常取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲めの手形取立
(9) 爲替及び荷爲替
(10) 右の外營業の都合に依り國債證券、地方債券及び其他政府の指定する確實なる有價證券の買入
九、滿洲中央銀行は營業の爲め必要なる物件を買入れ又は債務辨濟の爲め引受けたる物件を所有するの外、動產竝びに不動產を買取るを得ず、債務辨濟の爲め引受けたる動產は六箇月以內に不動產は一箇年以內にこれを賣却すべきも、必要ある場合は政府の許可を受けこれを延期するを得ること
一〇、滿洲中央銀行は自行株券を取得し又は質權の目的としてこれを受入れるを得ないこと
一一、滿洲中央銀行は貨幣法の定めるところに依り貨幣の製造及び發行を爲すこと
一二、滿洲中央銀行は政府の許可を得て借入金を爲すを得ること
一三、滿洲中央銀行は豫め政府の許可を得たる銀行に預け金を爲すを得ること
一四、滿洲中央銀行は國庫金取扱に從事するの外、地方團體の公金取扱の事務を代理するを得ること
一五、滿洲中央銀行は本法に定める以外の業務を營むを得ないこと
一六、滿洲中央銀行に總裁一人、副總裁一人、理事五人以上及び監事三人以上を置き、總裁、副總裁の任期は五年、政府これを任命し、理事の任期は四年、監事の任期は三年とすること
總裁の職務權限は左の如きものとすること

(1) 總裁は一切の業務に就き滿洲中央銀行を代表すること
(2) 總裁は法律、命令及び定款の規定竝びに株主總會、理事會及び役員總會の決議に從ひ一切の行務を執行すること
(3) 總裁は株主總會、理事會及び役員總會の議長たるべきこと

副總裁は總裁事故あるとき、その職務を代理し、總裁缺員のときその職務を行ふこと

總裁、副總裁共に事故あるときは政府は理事の一人をして總裁の職務を代理せしめること
副總裁及び理事は總裁を輔佐し、總裁の命を承けて滿洲中央銀行の業務を分掌すること
監事は滿洲中央銀行の業務を監査すること
一七、總裁、副總裁及び理事は理事會を組織し、總裁これを招集し、重要なる行務を決議すること
一八、重要業務の方針に關し理事會に意見を具申せしめる爲め、重要各分行に地方委員會を設けること
一九、監事は監事會を組織し、理事會に於て決議されたる事項の內特に定めたる事項を調査し、正當なりと認めるときはこれを承認すること
二〇、總裁、副總裁、理事及び監事は役員總會を組織し、總裁これを招集し、特に重要なる事項を決議すること
二一、滿洲中央銀行は每年二回通常株主總會を開き、必要生じたるときは臨時株主總會を開くを得ること
二二、株主總會に於ける株主の議決權及び議決の方法は定款に於てこれを定めること
二三、滿洲中央銀行は每決算期に於て資本の缺損を補ふ爲め、純益の百分の八以上を積立て、且つ利益配當の平均を得せしめる爲め純益の百分の二以上を積立つべく、右の積立の外、純益の百分の二十以上を積立て金塊、外國金通貨又は金勘定の預け金として保有すべきこと
二四、株主に對して配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年百分の十の割合を超過するときは、滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すべきこと
二五、株主に對して配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し每決算期に於て一年百分の六の割合に達するまでは政府持株に配當を爲すことを要せず、又右百分の六を超過した利益金額は政府持株にこれを配當すること、但し政府持株以外の株式に對する配當率を超えるを得ないこと
二六、株主に對して配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し每決算期に於て一年百分の六の割合に達せざるときは、政府は創立年度より五年を限りこれに達する金額を補給すること
二七、政府は滿洲中央銀行監理官を置き、銀行一般の事務を監理せしめること
二八、定款を改正又は變更せんとするときは、株主總會に於て決議し、政府の認可を受くべきこと
二九、政府は滿洲中央銀行業務監督上必要なる命令を發するを得ること
三〇、滿洲中央銀行開業の際合併する各銀行號の從來營みたる業務は、合併の年より一年間これを行ふを得ること
三一、設立初度の理事及び監事は特に政府これを任命すること

## 滿洲中央銀行組織辦法要綱

一、滿洲中央銀行創立の事務を掌らしめる爲め、政府は滿洲中央銀行創立委員若干名を命ずること
二、創立委員は滿洲中央銀行法に從ひ、定款を作成して政府の認可を受くべきこと
三、滿洲中央銀行の第一回株式募集額は資本の半額とし、政府及び創立委員の內特に政府に於て指名したる者これを引受けるものとすること、右の引受ありたるときは創立委員は遲滯なく株金額の二分の一を拂込ましめることを要し、その拂込ありたるときはその旨を政府に進達し、銀行設立の認可を受け、その事務を滿洲中央銀行總裁に引繼ぐべきこと
四、右の手續を終りたるときを以て滿洲中央銀行は成立したるものとすること
五、東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號及び黑龍江省官銀號（以下舊行號と稱す）は、滿洲中央銀行開業と同時にこれに合併したるものとすること
六、滿洲中央銀行は總行を新京に置き、舊行號總分支行號は總て滿洲中央銀行分支行とするも、滿洲中央銀行の都合に依りその一部を廢合することあるべきこと
七、中華民國內に於ける舊行號分支行號はこれを閉鎖し、その債務は當分の間これが支拂を停止すること
八、舊行號の行員にして滿洲中央銀行に於て特命したる者はその行員とし、特命なき者は免職せられたるものとすること
九、各舊行號に於ける資本及び諸積立は夫々合併直前その全額を取崩し、これを舊行號整理基金として整理し、後日不良資產の缺損償却に充つべきこと
一〇、各舊行號より承繼したる資產負債を精査し、缺損あるときは政府これを補償すること、右の資產の評價其他に因る缺損の査定は、滿洲中央銀行の役員と政府任命委員とを以て組織する査定委員會がこれを行ふこと
一一、舊行號は滿洲中央銀行開業の前日營業締切現在を以て公定率に依り換算したる新貨幣單位の貸借對照表を作成し、滿洲中央銀行に送付すべきこと、滿洲中央銀行はこれに依り合併貸借對照表を作成し、政府の許可を得てこれを公告すべきこと
一二、附屬事業に對する出資は貸金として整理すべきこと

## 第二項　本行の開業

大同元年七月一日滿洲中央銀行は東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行を合併し、吉林永衡官銀錢號長春分號の建物を總行及び總行營業處に當て、總行以外何れも從前の舊行號をその儘分行又は支行に改めて、滿洲中央銀行として營業を開始した。尚ほ諸外國の中央銀行の設立は何れもその準備に相當の年月を要したのであるが、本行の如く廣汎、複雜な貨幣制度確立に關する調査研究及び法規の制定等の至難な問題を斯くも短時日間に處理解決し、急速な開業を爲した如きは他にその例を見ないところである。

開業日たる大同元年七月一日には總行に　執政の台臨を仰ぎ、內外朝野多數の來賓を迎へて盛大な開業式が擧行され、同日より分支行百二十八店は一齊に業務を開始したのである。

尙ほ當日　執政より訓諭を賜はり、又鄭國務總理、熙財政部總長の訓辭、駒井總務長官、趙立法院長、張實業部總長等の祝辭があつたが、執政訓諭及び國務總理、財政部總長の訓辭竝びに榮厚初代總裁の挨拶は次の通りである。

執政訓諭

國家銀行爲利用厚生之根本與人民有極巨至切之關係各先進國無不注意於此今日滿洲中央銀行成立總裁榮厚等才識優長經驗宏富營立始基予甚嘉之所望益勵厥誠力求美善保持貨幣之安定調濟金融之均平國用民生實利賴焉

鄭國務總理訓辭

國家泰鼎之日、其財政必先泰鼎、國家振興之日、其財政必先振興、自古及今、歷歷不爽、東三省財政之壞、人民痛苦、過於土匪、今新國家成立、萬事尙未就緒、第一急務、先設中央銀行、雖爲政府統一財政之要策、實爲人民保全產業之先聲、今日銀行開張執政親臨賜諭、足見上下一心、視爲重大之事、孝胥承乏總理、竊懷欣幸、惟念銀行代理國庫、於行政上可省無數枝節、極爲利便、將來幣制劃一、全國人民之財產即以新幣爲本位、銀行實擔全國財產之責任、一切推行辦法、必使人民臻於極端之利便、若再使分行支店城鎭村鄉處處普設、則民間儲蓄必可盡入銀行、然則銀行不止爲國家之公庫、實可爲民間公共之私庫也、賀者但稱營業發達、尙非國立銀行之宗旨、區區之所望者在此

熙財政部總長祝辭

東北二十年來、種種弊政、擢髮難數、而人民最蒙苦痛者、厥惟金融之紊亂、紙幣之濫發、而當局者又無澈底挽救辦法、如病夫然、明知疾在膏肓、而無對症之藥以治之、于是我三千萬民衆含辛茹苦破產蕩家而莫可告訴、嗟乎吾民何辜而至於此、夫禍固禍所倚、禍亦禍所伏、幸而東北事變以後、我人民感極大之覺悟、復賴友邦之提攜、而樹立滿洲新國家、得以自救、此誠千載一時之機、吾人所額首相慶者、獨是千端萬緒胥待整頓、而憑前慫後、以爲此開創大業提綱挈領、則必自整理金融始、而整理金融、又必有偉大之銀行以統一三省紙幣、完全將舊紙幣收回、使民氣昭蘇、然後凡百庶政、舉不迎刃而解、吾人須知從前財政之紊亂、與紙幣之不良、其原因固在强有力者不惜予以破壞、而幣制之不統一、發行之無限制亦其主因、然而無相當專門人才從而改造之、雖有志整理、亦屬徒然、邦家鞏建、百度維新、而此偉大事業之中央銀行、首先成立、以爲救民之唯一機關、今日欣逢開幕鄙人躬逢其盛、快慰奚如

貴副總裁並理事監事諸君、或經驗有素或學問湛深、重承斯之、必能和衷共濟、痛糾軍閥之失、不蹈覆車之轍、同力合作、一德一心、圖勉前途、爲我金融界開一新紀元、鄙人抱滿懷熱望、等拭目以觀厥成焉、敬祝諸君健康、大滿洲國中央銀行前途萬歲

榮總裁挨拶

今日爲滿洲中央銀行開幕之期、仰蒙　大執政台臨不勝惶悚、荷國務總理以次官紳各界惠然肯來、而鄰邦有力諸先生、亦聯翩光降、得以成此盛會、本行具有光榮、誠爲感謝之至

查本行開始創辦以來、承政府當局者各位厚情指導、各方面多多援助、得有今日、又賴創立委員會諸君、苦心努力、先事綢繆、不遺餘力、余代表本行對於諸君、深表謝意

一國之興舉凡振興產業、發展經濟、不得不俟金融機關之活躍、而發紙幣、幣制因之紊亂、票價驟落、而民衆受莫大之損害、現時新國家成立、建設方始、政府對於此點、極爲致意、痛感整理幣制、不可一日忽略、以設立中央銀行爲急務、乃頒布法令而設立本行、本行之任務、實重且大、吾人當其任者、能以建國本義爲基體、本行設立之宗旨、努力從事、務使幣制確立、金融流通、產業開發、而完全發揚其機能、方不負政府當局及一般人之期望

本行爲遵滿洲中央銀行法及滿洲中央銀行組織辦法而設立之滿洲國之中央金融機關、將舊有東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及邊業銀行之四行號、合而併之、遂漸盡力於整備其業務、並擬速爲整理收回舊紙幣以期其完成本行遵照貨幣法、享有發行貨幣之特權、故努力運用此機、嚴重發行紙幣、努力不誤其統制、以圖準備之充實、而期財幣價值之安定、處於國際經濟之途、在外正貨保持豐潤、以便於滙兌之操縱、如斯以圖貨幣之安定、而貢獻於國家之財政又對於國內產業、則圖活資金之流通、注意於信用制度之發達、金利之低減、滙兌之流通、進而致力使不動產金融、中小工商業之金融等金融機構完成若夫舊行號所繼承之附屬事業、則使其逐漸分離、以期其獨立、希望各位今後更加援助及三千萬民衆之信認以舉一國中樞金融機關之實、斯對於滿洲國財界所願以貢獻者也

## 第三項　舊行號の合併と滿洲中央銀行繼承慶損補償公債條例の公布

開業と同時に本行の合併した舊四行號は既述の如く何れも紙幣の發行を爲し、同時に銀行業務以外の各種事業にも從事し、國內經濟機構の大綱を握つてゐた爲め、これが併合には頗る愼重を要するものがあつた。これが爲め、政府は滿洲中央銀行組織辦法中に舊行號合併

に關する必要事項を規定し、これに據らしめることゝしたのである。而して舊行號より承繼した資產負債の內容は到底短時日に精査出來ない爲め、開業と同時に一旦その儘資產負債の包括承繼を爲し、滿洲中央銀行組織辦法第十一條「各舊行號ヨリ承繼シタル資產負債ヲ精査シ缺損アルトキハ政府之ヲ補償ス前項資產ノ評價其ノ他ニ因ル缺損ノ査定ハ滿洲中央銀行ノ役員ト政府任命委員トヲ以テ組織スル査定委員會之ヲ行フ」と言ふ規定に據り後に整理されることゝなつた。

其後大同二年二月二十日敎令第一〇號を以て滿洲中央銀行繼承資產審定委員會官制の公布を見、鄭國務總理を會長に、熙財政部總長を副會長とせる委員會組織せられ、愼重審議の結果缺損額を三千三百萬圓と査定し、同年四月二十六日附敎令第二七號滿洲中央銀行繼承損補償公債條例に依り、同額の補償公債を交付され、玆に銀行の資產內容は確實鞏固なものとなつた。

滿洲中央銀行繼承虧損補償公債條例（大同二年四月二十六日敎令第二十七號）

第一條　滿洲中央銀行組織辦法第十一條第一項ノ規定ニ依リ滿洲中央銀行ニ虧損補償金トシテ交付スル爲政府ハ公債三千三百萬圓ヲ發行ス

第二條　本公債ノ交付價格ハ額面金額ニ依ル

第三條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五トス

第四條　本公債ノ元利ハ發行ノ日ヨリ十箇年以內ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第五條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

因みに滿洲中央銀行組織辦法第十二條に依り作成された舊四行號合併貸借對照表は左の如くである。

合併貸借對照表（大同元年七月一日現在）

| 資產之部 | | 負債之部 | |
|---|---|---|---|
| 未收資本金 | 二二、五〇〇、〇〇〇・〇〇 | 資本金 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 公署缺款 | 七三、四七六、七三五・一九 | 發行紙幣 | 一四一、五六二、八五七・二二 |
| 定期放款 | 三七、八五三、八八九・五一 | 公署存款 | 九四、九六四、五九七・一七 |
| 活存透支 | 一九、二二二、四三七・八五 | 定期存款 | 七、〇二四、一〇六・二三 |
| 附業放款 | 四九、〇八五、〇六一・一六 | 活期存款 | 三九、九二七、五八二・五二 |
| 他項放款 | 七四、五六一、八八七・二九 | 雜項存款 | 五、九三一、三八四・五七 |
| 存放同業 | 四五、七三二、九四六・二九 | | |
| 未決算項目 | 二〇、七二三、八二四・九四 | | |
| 兌換 | 一、一〇〇、九三三・九一 | | |
| 保證支付抵件 | 三、五二五、八〇九・五七 | | |
| 有價證券 | 一六、四五九、三一八・九五 | | |
| 生金銀 | 四、一三九、五五九・〇一 | | |
| 財產項目 | 二〇、一六一、一三八・七六 | | |
| 現金 | 三〇、七〇四、四〇八・五四 | | |
| 計 | 四一九、二四七、九五〇・九七 | 計 | 四一九、二四七、九五〇・九七 |
| 借入款 | 一五、五〇九、七四七・四四 | | |
| 滙款 | 七三五、三六四・六三 | | |
| 未決算項目 | 八〇、〇六六、五〇一・六二 | | |
| 保證支付 | 三、五二五、八〇九・五七 | | |

# 第二章　本邦經濟金融界の推移と本行の發展

我が滿洲國は建國以來既に十星霜を閲したが、其の間大體に於て三期の劃期的變遷を辿つたものと觀られる。第一期は建國より康德三年に至る基礎建設時代、第二期は康德四年より康德七年上半期に至る積極開發時代、第三期は康德七年下期以降今日に至る重點經營時代である。我が金融界竝びに本行の發展を回顧しても之と同樣であつて、第一期を金融の基礎確立時代、第二期を金融の整備進展時代、第三期を金融の重點調整時代と呼ぶことが出來る。而して斯かる時代的區分は亦大體に於て本行の首腦者の更迭期に相當し居るのであつて此の點から見れば第一期は榮・山成正副總裁時代、第二期が田中・蔡・關正副總裁時代、第三期が關・大澤正副總裁時代と云つても差支ないのである。勿論斯うした時代的區分はその時代の客觀的特徴に基いて便宜的に設けた區分に過ぎないのであつて、必ずしも各期の首腦者が前記時代別の金融のみに終始せられた譯ではなく、夫々其の時代に即應せる適切妥當なる諸方策を講じ、金融の疏通に遺憾なきを期せられたことは言ふ迄もないのである。

以下滿洲經濟金融界の推移を辿り乍ら本行の發展を概述することにする。

## 第一節　金融の基礎確立時代

### 第一款　概　說

此の時代は本行が創立せられた大同元年六月より康德三年六月に至る四箇年間にして大體に於て初代總裁榮厚氏、副總裁山成喬六氏の時代に相當する。滿洲國は本行創立に先立つこと三箇月有半、大同元年三月一日に建國を宣したのであるが、建國直後の統治活動としては專ら治安の確立、政治及び經濟の基礎的建設等國家體制の整備に全力が注がれ、金融界に於ても幣制の統一、金融機關の整備强化、低金利の普及が焦眉の急務として採りあげられたのである。而して此等の問題は大體に於て本時代に於て一應達成せられたものと見られるが、本行は其の中核として此等大事業の完遂に全力を傾注すると共に、內容の充實に專心努め着々業礎を確立し來つた。

先づ幣制の統一に就ては之を大別すれば舊通貨の整理回收工作と新通貨たる國幣の價値安定工作とが擧げられるが、前者は又舊四行號より繼承せる舊紙幣の回收と其他の地方的特殊通貨の整理とに分ち得る。舊四行號より繼承せる舊紙幣は幣種十五、券種百三十六、其の國幣換算額一億四千二百二十三萬餘圓に上つたが、本行は舊貨幣整理辦法並びに新舊貨幣換算率に基き、銳意此等の回收に努めたる結果法定流通期限滿了の康德元年六月末迄に九割三分一厘と云ふ驚異的回收率を示し一段落を告げた。然るに尙ほ約一千萬圓の未回收分が殘存せる爲め、政府に於て所持者の利益保護の目的を以て更に一箇年の交換期間設定せられたる結果、本行創業三箇年後の康德二年八月末現在に於て回收率九割七分二厘と云ふ世界通貨史上未だ曾て見ざる好成績を以て之が整理を完了するに至つた。一方この間に在つて新通貨たる國幣券は漸次發行せられたが、當初は應急的措置として舊東三省官銀號紙幣の改造券を以て之に充て、開業二箇月後の大同元年九月より日本內閣印刷局に註文の新紙幣が逐次市場に送らるゝに至り、補助貨も亦本行造幣廠の製造に係る新鑄貨が大同二年五月二十日より發行せられ、斯くて大同二年八月一日を以て全部の新券、新貨が出揃ふに至つた。本行は舊四行號繼承の舊紙幣回收に全力を傾注する傍ら、各地方に流通せる地方的特殊通貨の整理にも盡力したが、先づ梟雄馬占山の發行せる馬大洋票原幣百六十萬元並びに熱河地方流通の熱河票原幣一千萬元を夫々大同二年四月迄に整理し、次いで舊政權時代に於ける幣制紊亂又は建國前後に於ける金融梗塞の副產物たる各種私帖原幣大約一千六百萬元の整理を大體康德元年六月迄に完了するに至つた。更に營口地方通貨たる過爐銀制度（貸借額原幣一億三千萬兩）は大同三年一月末、之が整理に關する協定成立並びに營口商業銀行の新設により圓滿解決を見、安東鎭平銀原幣五百萬兩も亦康德元年十二月末に至り完全に整理せられた。其他補助貨的役割を以て流通せる現小洋錢、十進銅元及び舊銅元等も康德四年六月迄の間に全部回收整理せられ、最後に殘れる中國、交通兩銀行發行の哈大洋票原幣一千四百萬元も康德二年末には殆ど其の姿を市中より沒し、流通期限たる康德四年六月末には完全に之が回收を見るに至つた。斯くて舊紙幣、舊通貨は本時代に於て其の殆ど全部が回收整理せられたるに等しく、殘るは日本側通貨たる鈔票、鮮銀券の兩種のみとなつたが、此等も次の時代に入るや間も無く整理が實行せらるゝに至つた。次に然らば幣制統一の他の一面たる新通貨＝國幣の價値維持に就ては如何なる方策が講ぜられたであらうか。今之を大別するに、第一次通貨安定工作と第二次通貨安定工作とに分けられ、第一次としては創業當初に於ける銀にリンクせる管理通貨より銀を漸次離脫し金圓リンクに移行せる諸工作を謂ひ、第二次としては康德二年九月日滿通貨が完全にパーを示現せる以後に於ける日滿兩國政府に依るパ

ー維持に關する聲明及び本行對鮮銀間締結の業務協定竝びに滿洲國爲替管理法の實施等が擧げられるが、國幣價値の安定に就ては其の時々の情勢に應じ極めて賢明なる措置と巧緻なる操作とが採られたる結果、其の對外價値は安定し國民の信用を高め來つたが、就中康德二年十一月の國幣對金票バー維持の聲明以來其の基礎は愈〻大磐石の重きに置かるゝに至つた。

幣制統一の大業に次いで、否之と併行して金融界に課せられたる重要任務は金融機關の整備再建の問題であつた。建國當初に於ては實質的に見て所謂銀行の機能を發揮し居りたるもの皆無の狀態であり、且つ之が取締りの法令も存在せざりしを以て、先づ銀行再建の指針となるべき基礎法の制定が急務とせられ、大同二年十一月滿洲國に於て最初の銀行法が公布せられた。而して同法を以て康德元年末迄に營業許可を與へられたるもの四十六行の多きに及び、資本金五十萬圓以上のものは僅かに九行に過ぎざる狀態であつた。依つて政府は此等弱小銀行に對し增資又は合併を勸奬する一方、康德二年十月以降行政的措置を以て殘存せる個人組織銀行を悉く株式組織に改組せしむるの方策を採りたる結果、同三年末には個人組織銀行は完全に其の姿を沒するに至つた。尙ほこの間本行の幹旋に依り營口商業銀行、奉天商工銀行等の新設銀行も現はれ、普通銀行は漸次整備强化せらるゝに至つた。次に農村金融に於ては疲弊其の極に達して居た農村救濟の應急的對策として、政府は大同二年及び康德元年の兩年度に亘り本行をして春耕貸款其他の特殊貸出を行はしめたが、恒久的對策としては協同組合組織の金融合作社制度を採用し、之が大同二年二月及び四月に奉天省瀋陽及び復縣の兩縣に設立せられたるを濫觴として其後全國各地に擴充せられた。而して本行は之に對し全幅的援助を與へ、以て農村金融の疏通延いては民生の安定、農產物增產に寄與する處尠くなかつた。尙ほ右に加ふるに本行は舊行號より引繼ぎたる各種附業の整理に當り、當業を主として其他若干の附業を合せ、大同二年七月大興公司を設立せしめたが、同公司は其後漸次當業に專心するに至り、其の增設、金利引下等と相俟つて庶民金融に不動の地位を占むるに至つた。斯くて金融機關の整備は發券銀行たる本行の設立を首めとし、普通銀行の整備再建、金融合作社の新設、大興公司に依る當舖の擴充等に依り漸次其の體制を整へ、次いで康德三年十二月長期金融機關として滿洲興業銀行の設立を見るに及んで、一應其の機構は確立せらるゝに至つたのである。

幣制の統一、金融機構の整備に次いで採りあげられたるは、產業振興、民生向上に不可缺の低金利の普及浸透の問題であつた。舊政權時代に於ては金利は極めて高率にして且つ普遍性を缺いで居たのであるが、本行は創業以來通貨の安定策を講ずると共に漸進的金利引下方策を採り、其の手初めとして大同元年九月、舊行號より引繼ぎたる高金利の大巾引下を斷行し且つ之を全國的に統一した。而して康德三年六月末迄に都合六次に亘り金利の改定を行つたが、一般市中金利も概して順調に本行の金利方策に追從し來り、又金融合作社、大興公司當舖等に於ても逐次金利の引下を行つた結果、低金利は漸次全國都鄙に普及するに至つた。

斯くて金融界の基礎的體制の整備は本時代に於て一應達成せられたものと見らるゝが、一方政府の財政金融政策に於ても終始健全主義が堅持せられ、金融經濟界の整備育成狀態に卽應せる堅實且つ漸進的方針が採られた。他面一般經濟情勢よりするも、大同二年三月一日滿洲國經濟建設要綱が發表せられ、之に基き着々經濟建設の步は進められつゝありたりとは雖も、猶ほ產業開發の領域に於ては漸く基礎的建設の域を了したる程度に過ぎず、未だ積極的に資金の需要を喚起する迄に至らなかつた。斯くて本時代に於ては國庫支出を首めとし本行紙幣發行高、金融機關預金貸出高等の金融諸指標は極めて堅實なる推移を辿り、治安の確立、民生の安定、財政金融制度の整備に伴ひ漸進的伸暢を示したのである。

次に物價の推移に於ても斯かる財經政策に於ける健全主義を反映し、農產物價格の慘落と銀價の昂騰とに因り變動を示した大同二年末より康德元年四月迄の約半箇年を除いては大體に於て堅實順調なる推移に終始したのであつて、本行調査に係る新京卸賣物價指數に就て見るも、大同元年より康德三年に至る五箇年間に於て僅かに四%の騰貴を示したに過ぎないのである。又貿易に就て見るも、建國當初に於ては世界各國の經濟アウタルキーの傾向と國內治安の混亂又は天災の續出等に基く農產物の生產減に鞫され輸出貿易は極度に萎縮したが、輸入貿易は差したる停滯を示さず順調に推移した。其後建設工作の進捗、交通網の擴延、治安工作の進展等に因つて地方農村が漸次立直るに連れ輸出貿易も恢復の緖に就き、一方輸入貿易も建設資材の需要增大するに伴ひ逐年增加を示したが、併し乍ら次期の康德四年以降に於ける輸入貿易の急激なる膨脹に對比するとき、本時代の貿易狀況は未だ堅實なる進展步調の域を出でなかつたと云ひ得る。次に產業界を見るに、世界恐慌の餘波と滿洲事變、洪水等の國內異變に鞫され破壞の憂目に遭遇しつゝあつた農業に於ては、斯かる農村荒廢竝びに生產減の恢復が焦眉の急務として採りあげられ、應急的には春耕貸款、特產共販會等の措置が講ぜらるゝと共に、恒久的には合作社制度の擴充、農產物の轉換、優良作物の增植等の對策が採られた結果農業生產も漸次恢復を示すに至つた。尙ほ建國と同時に對滿日本移民の緊要性が高唱せられ、大同二年二月の第一次武裝移民を嚆矢として其後第二次、第三次と大量入植し、多大の辛苦を克服して成果を收めたが、一方康德元年十一月の大移民會議を經て、同三年一月には滿洲拓植株式會社が設立せられ、農業移民に對し積極的な國家的援助が加へらるゝことになつた。鑛工業界に在りては建國當初、工業生產の大宗を占めた油坊工業を首めとし、製粉業、釀造業、煉瓦製

造業、紡績業等總てが、打續く恐慌其他の諸原因に禍され殆ど休業狀態に沈淪して居たが、斯かる情勢下に於て滿洲經濟開發方針竝びに統制方策に關し檢討が行はれたる結果、前言せる如く大同二年三月一日の建國一周年を期し、それは滿洲經濟建設要綱となつて表明せらるゝに至つた。斯くて右要綱に基き新經濟建設の步が逐次實行に移され、土建關係工業を中心に工業界は漸次恢復の氣運を示すに至つたが、併し乍ら未だ一般購買力の增大に基く景氣の回復を示すものではなく、爲に土着工業たる油坊、製粉其他の諸工業は依然不況の域を脫するを得なかつた。最後に勞力問題に關し一言せば、建國當初に於ては治安の確保、資金の國外流出防止、土着勞働者の擁護等の見地より外國勞働者の入滿制限策が採られ、國內勞働力の自給自足化が圖られたのであつて、之を以て見ても建國第一期に於ては產業經濟界は猶ほ基礎的整備建設の域を出でず、恐慌の餘燼と相俟つて未だ活潑なる勞働力を喚起するに至らなかつたことが判るのである。

## 第二款　幣制の統一

### 第一項　舊通貨の整理

#### 第一目　舊紙幣の回收

新通貨制度の制定と共に、從來流通せる通貨は後揭舊貨幣整理辦法に據るものの外一切流通を禁止せられたが、同整理辦法に定められた舊紙幣は向ふ二箇年間の期限を限り通貨として認められ、本行が繼承して其の回收整理に當ることになつた。此等の舊紙幣は幣種十五券種百三十六に亘り、其の國幣換算額は一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓に上つた。之れ卽ち本行創業當初に於ける發行高である。

**舊貨幣整理辦法**（大同元年六月二十七日敎令第三十八號）

第一條　從來流通シタル舊貨及紙幣ハ本辦法ニ依ルノ外本辦法施行ノ日ヨリ一切其ノ流通ヲ禁止ス

第二條　從來流通シタル左ノ紙幣ハ本辦法施行後滿二年間一定ノ換算率ヲ以テ貨幣法ノ定ムル貨幣（以下單ニ新貨幣ト稱ス）ト同一ノ效力ヲ有ス期間滿了後ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

一　東三省官銀號發行ノ兌換券（天津券ヲ含マス）

二　邊業銀行發行ノ兌換券（天津券ヲ含マス）

三　遼事四行號聯合發行準備庫發行ノ兌換券

四　東三省官銀號發行ノ濟兌券

五　公濟平市錢號發行ノ銅元票

六　東三省官銀號發行ノ哈爾濱大洋票

七　吉林永衡官銀錢號發行ノ哈爾濱大洋票

八　黑龍江省官銀號發行ノ哈爾濱大洋票

九　邊業銀行發行ノ哈爾濱大洋票

十　吉林永衡官銀錢號發行ノ官帖

十一　吉林永衡官銀錢號發行ノ小洋票

十二　吉林永衡官銀錢號發行ノ大洋票

十三　黑龍江省官銀號發行ノ官帖

十四　黑龍江省官銀號發行ノ四釐債券

十五　黑龍江省官銀號發行ノ大洋票

第三條　前條ノ換算率ハ財政部令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　從來流通シタル奉天省ノ十進銅元ハ本辦法施行後滿五年間新貨幣一分靑銅貨ト同一ノ效力ヲ有ス期間滿了後ハ其效力ヲ失フモノトス

第五條　第二條及第四條ニ揭クル紙幣又ハ鑄貨ハ滿洲中央銀行總分支行ニ於テ第三條又ハ第四條ニ依リ新貨幣ト之ヲ引換フ但シ本辦法施行後滿一年間ハ新貨幣ニ代ヘ第二條第一號及第二號ノ紙幣ヲ以テ引換フルコトヲ得

第六條　中國銀行及交通銀行ハ其ノ現在既ニ發行セル哈爾濱大洋票ノ額ヲ限度トシ之ヲ通用スルコトヲ得但シ本辦法施行後五年以內ニ政府ノ命スル所ニ依リ之ヲ回收スヘシ

第七條　熱河省內ニ流通スル鑄貨及紙幣ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第八條　本辦法ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

**本行承繼舊紙幣明細**

| 幣種 | 發行銀行號名 | 券種 | 印刷局所名 |
|---|---|---|---|
| 小計 | | | |
| 內譯 | 1東三省現大洋票 | 東三省官銀號 7種 | 奉天普角券、奉天貳角券、奉天五角券 |
| | 第一節　金融の基礎確立時代 | | 奉天東記印刷所 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 奉哈大洋票 | 同 | 23 | 奉天壹圓券、奉天五圓券、奉天拾圓券、奉天壹百圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 美哈壹圓券、美哈五圓券、美哈拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 美哈簽印壹圓券、美哈簽印五圓券、美哈簽印拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 五分券、壹角券、貳角券、壹圓券、五圓券、拾圓券 | 奉天東記印刷所 |
| | | | | 京哈五分券、京哈壹角券、京哈貳角券 | 北京財政部印刷局 |
| | | | | 京哈簽印五分券、京哈簽印壹角券、京哈簽印貳角券 | 北京財政部印刷局 |
| 3 | 奉大洋票 | 同 | 8 | 津奉哈五圓券、津奉哈拾圓券 | 北京財政部印刷局 |
| | | | | 津哈壹圓券、津哈五圓券、津哈拾圓券 | 北京財政部印刷局 |
| 4 | 銅元票 | 同 | 5 | 壹圓券(新)、五圓券(新)、拾圓券(新)、五拾圓券(新)、壹百圓券(新) | 美國鈔票公司 |
| | | | | 壹圓券(舊)、五圓券(舊)、拾圓券(舊) | 奉天東記印刷所 |
| 5 | 準備庫券 | 同 | 2 | 壹百枚券、五拾枚券、貳拾枚券、拾枚券、五枚券 | 奉天東記印刷所 |
| | | | | 五圓券、拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| 6 | 邊業現大洋票 | 邊業銀行 | 14 | 壹角券、貳角券、五角券 | 奉天東記印刷所 |
| | | | | 奉天壹圓券、奉天五圓券、奉天拾圓券、奉天五拾圓券、奉天壹百圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 美奉壹圓券、美奉五圓券、美奉拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 壹圓券(舊)、五圓券(舊)、拾圓券(舊) | 美國鈔票公司 |
| 7 | 邊業哈大洋票 | 同 | 12 | 壹角券、貳角券、五角券 | 北京財政部印刷局 |
| | | | | 壹圓券、五圓券、拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 壹圓券(A舊)、五圓券(A舊)、拾圓券(A舊) | 北京財政部印刷局 |
| 8 | 吉林官帖 | 吉林永衡官銀錢號 | 7 | 壹圓券(B舊)、五圓券(B舊)、拾圓券(B舊) | 北京財政部印刷局 |
| | | | | 壹吊券、貳吊券、參吊券、五吊券、拾吊券、五拾吊券、壹百吊券 | 吉林永衡印書局 |
| 9 | 吉大洋票 | 同 | 10 | 五分券、壹角券、貳角券、五角券、壹圓券、五圓券、拾圓券 | 吉林永衡印書局 |
| | | | | 壹圓券、五圓券、拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| 10 | 吉小洋票 | 同 | 7 | 壹角券、貳角券、五角券 | 吉林永衡印書局 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 吉哈大洋票 | 同 | 6 | 壹圓券、五圓券、拾圓券、五拾圓券 | 北京財政部印刷局 |
| | | | | 五分券、壹角券、貳角券 | 吉林永衡印書局 |
| 12 | 江省哈大洋票 | 黑龍江省官銀號 | 8 | 壹圓券、五圓券、拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 彩局蓋印貳角券、彩局蓋印五角券、彩局蓋印壹圓券、彩局蓋印五圓券、彩局蓋印拾圓券 | 齊々哈爾彩文局 |
| | | | | 美鈔蓋印壹圓券、美鈔蓋印五圓券、美鈔蓋印拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| 13 | 江省官帖 | 同 | 9 | 壹吊券、貳吊券、參吊券、五吊券、拾吊券、貳拾吊券、參拾吊券、五拾吊券、壹百吊券 | 齊々哈爾彩文局 |
| 14 | 江省大洋票 | 同 | 15 | 彩局壹角券、彩局貳角券、彩局五角券 | 齊々哈爾彩文局 |
| | | | | 美鈔壹圓券、美鈔五圓券、美鈔拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | | | | 財局哈字壹角券、財局哈字貳角券、財局哈字五角券、財局哈字壹圓券、財局哈字貳圓券、財局哈字五圓券、財局哈字拾圓券 | 北京財政部印刷局 |
| | 財局 | 同 | | 美鈔哈字壹圓券、美鈔哈字五圓券、美鈔哈字拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| | 美鈔 | 同 | | 壹圓券、五圓券、拾圓券 | 美國鈔票公司 |
| 15 | 江省四釐債券 | 同 | 3 | | |
| | 15幣種 | | 136券種 | | |

而して右舊紙幣の內、發行高の最も多いのは吉林官帖であつて其の原幣額は實に百三億一千餘萬吊の巨額に上り、次いで黑龍江省官帖の八十一億七千六百餘萬吊、奉天票の九億四千九百餘萬圓等其の發行券面額は孰れも莫大な數字に達して居り、且つ同一官銀號發行に係る紙幣にても種類に依り各々換算率が異なつた爲め、其の回收整理の困難に至つては全く筆紙に盡し難いものがあつた。卽ち之が回收に當つては凡ゆる方法を以て極力宣傳に努めたが、地方殊に邊隅の地に於ける無智蒙昧なる憲村部落民に對し如何にして幣制統一の主旨を徹底せしめ、以て其の損失を蒙ること無からしむべきかに就ては最も腐心した所であつて、之が爲には建國匆々にて各地の治安は甚だ憂慮せられ、且つ交通機關の不備其他種々の不便困難があつたにも拘らず、全行員一致協力、献身的努力を以て宣傳の普及徹底、回收事務の進捗に當つたのである。

當時は政府の諸施設も未だ其の緒に就かず從つて各種の調査も不充分にて之が工作には非常なる困難を感じたが、各官公署は固より金融、交通、教育機關等を首め、農商工會、協和會等の如き凡ゆる地方團體を利用し、此等の援助を藉り國內到る處假令一憲村一部落と雖も洩れなく宣傳ポスターの配布をなし、地方の祭日集會等には飛行機、樂隊等を利用し宣傳ビラの撒布をなし、又火柴公賣處に依賴し

マツチに舊紙幣回收の廣告をなし全滿に限なく販賣せしめ、或はラヂオ放送に、講演に、映畫に、或は日々の各種新聞、政府公報等に滿日露三國の文字により廣告する等幣制統一舊幣回收の趣旨徹底に萬策を講じた。更に一方に於ては各方面の金融機關に回收事務の援助を請ひ、特に大興公司關係の當舖に對しては全面的に協力を依賴し、又斯かる金融機關なき地方に於ては縣公署を通じ各村落にて舊紙幣を取纏めしめ本行營業所にて交換せしむる等の手段を講ずると共に、本行各分支行處に於ては舊紙幣回收事務に限り營業時間の延長は固より日曜、祭日と雖も特に營業をなし、且つ分支行處なき僻遠の地方には之が引換の爲め巡回出張をなす等、回收事務に萬全を期したのである。斯くて政府各機關、諸會社、諸團體等の積極的援助と國民の自發的協力とに依り、流通期限滿了の康德元年六月末迄に九割三分一厘と云ふ驚異的回收率を示して玆に舊幣回收は一段落を告ぐるに至つた。

## 新舊貨幣換算率（大同元年六月二十八日財政部令第三號）

舊貨幣整理辦法第三條ヲ以テ規定スル新貨幣ニ對スル舊貨幣換算率左ノ通リ定ム玆ニ之ヲ公布シ一般ニ周知セシム

| | 換算率 | | |
|---|---|---|---|
| 一 | 東三省官銀號發行ノ兌換券（天津券ヲ含マス） | 新貨幣壹圓ニ付 | 壹圓 |
| 二 | 邊業銀行發行ノ兌換券（天津券ヲ含マス） | 新貨幣壹圓ニ付 | 壹圓 |
| 三 | 遼寧四行號聯合發行準備庫發行ノ兌換券 | 新貨幣壹圓ニ付 | 壹圓 |
| 四 | 東三省官銀號發行ノ滙兌券 | 新貨幣壹圓ニ付 | 五〇圓 |
| 五 | 公濟平市錢號發行ノ銅元票 | 新貨幣壹圓ニ付 | 六〇圓 |
| 六 | 東三省官銀號發行ノ哈爾濱大洋票（有監理官印） | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・二五圓 |
| 七 | 吉林永衡官銀錢號發行ノ哈爾濱大洋票（有監理官印） | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・二五圓 |
| 八 | 黑龍江省官銀號發行ノ哈爾濱大洋票（有監理官印） | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・二五圓 |
| 九 | 邊業銀行發行ノ哈爾濱大洋票（有監理官印） | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・二五圓 |
| 十 | 吉林永衡官銀錢號發行ノ官帖 | 新貨幣壹圓ニ付 | 五〇〇吊 |
| 十一 | 吉林永衡官銀錢號發行ノ小洋票 | 新貨幣壹圓ニ付 | 五〇圓 |
| 十二 | 吉林永衡官銀錢號發行ノ大洋票 | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・三〇圓 |
| 十三 | 黑龍江省官銀號發行ノ官帖 | 新貨幣壹圓ニ付 | 一、六八〇吊 |
| 十四 | 黑龍江省官銀號發行ノ四釐債券 | 新貨幣壹圓ニ付 | 一四圓 |
| 十五 | 黑龍江省官銀號發行ノ大洋票 | 新貨幣壹圓ニ付 | 一・四〇圓 |

附則

本令ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 舊紙幣承繼額（原幣額竝ニ國幣換算額）

| 發行銀行號名 | 幣種別 | 原幣額 | 國幣額 |
|---|---|---|---|
| 東三省官銀號 | 東三省現大洋票 | 三六、三〇八、五二二・八九 | 三六、三〇八、五二二・八九 |
| | 哈大洋票 | 一四、五六七、九九〇・八二 | 一一、六五四、三九二・六六 |
| | 滙兌券 | 九四九、六七三、一三五・五〇 | 一八、九九三、四六二・七一 |
| | 銅元票 | 六八、七七〇、九六八・五五 | 一、一四六、一八二・八一 |
| | 準備庫券 | — | — |
| 邊業銀行 | 邊業現大洋票 | 七、三四八、七五七・九〇 | 七、三四八、七五七・九〇 |
| | 哈大洋票 | 一一、八四二、〇〇三・三〇 | 九、四七三、六〇二・六四 |
| 吉林永衡官銀錢號 | 吉林官帖 | 一〇、三一〇、二五一、三三一・九七 | 二〇、六二〇、五〇二・六六 |
| | 吉大洋票 | 九、〇六五、四八八・七四 | 六、九七三、四五二・八七 |
| | 吉小洋票 | 一一、八四九、二八六・〇〇 | 二三六、九八五・七二 |
| | 哈大洋票 | 四、八二八、一七〇・七九 | 三、八六二、五三六・六三 |
| 黑龍江省官銀號 | 哈大洋票 | 七、九五四、二〇四・二〇 | 六、三六三、三六三・三六 |
| | 江省官帖 | 八、一七六、五七四、八九五・〇〇 | 四、八六七、〇〇八・八七 |
| | 江省大洋票 | 一六、六八〇、四八五・七〇 | 一一、九一四、六三二・六四 |
| | 江省四釐債券 | 三四、六〇〇、六七三・〇〇 | 二、四七一、四七六・六四 |
| 總計 | | | 一四二、二三四、八八一・〇〇 |

備考　準備庫券（遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券）ハ大同元年五月十四日準備庫ガ東三省官銀號ニ合併サレタル爲メ、同券ハ事實上東三省現大洋票ト同一ノ取扱ヲ受ケ本表同金額中ニ一括セラレテヰル。

然れども當時猶ほ約一千萬圓の未回收分あり、此等は當然通貨としての資格を失つた譯であるが、所持者の利益を保護する爲め、財政部佈告第六號を以て更に一箇年の交換期間が設定せられ、鋭意回收に努めた結果、滿了日たる康德二年六月末には九割七分一厘の回收率を示すに至つたが、右引換期間滿了日迄に邊陬の地域の政府各機關に於て受入れたる稅金等にて引換未了のものありたるに鑑み、特に此等に對し二箇月間の引換に應ずることにし、玆に舊紙幣の整理事務は康德二年八月末日を以て回收率九割七分二厘と云ふ世界通貨史上曾

て見ざる好成績を以て完了するに至つたのである。

尙ほ回收舊紙幣の廢棄燒却に關しては法令に從ひ嚴重なる鑑査を爲したる上監理官立會の下に燒却を行ふことにし、燒却紙幣は豫め穿孔するを普通とするも、官帖の如く大量のものは枚數、束數を點檢し切斷機を以て數片に切斷し燒却する場合もあつた。而して燒却方法は大體舊慣に準じたが、燒棄爐は從來の設備のみにては整理容易ならざる爲め、新たに燒棄爐を增設し、奉天、吉林、齊々哈爾及び哈爾濱に於て燒棄した。尙ほ回收舊紙幣を多額に分支行に保有するは危險なるを以て各分行には電動穿孔機を、各支行には小型穿孔機を備付け、回收した舊紙幣は直ちに穿孔し再び使用し得ざることにした。次に未回收分四百二萬七百六十圓の處置に就ては之を毀損滅失せるものとして處理し、回收整理費用を差引き三百萬圓を回收利益として政府に納入、以て本整理を完了した。

因みに舊四行號發行紙幣にして本行承繼紙幣以外のものは無監理官印哈爾濱大洋票竝びに東三省官銀號、邊業銀行發行の天津票等であるが、此等は舊貨幣整理辦法に依り流通禁止の儘、新政府は回收責任を負はざることにしたのである。

**舊紙幣回收實績**（康德二年八月末現在）

| 發行銀行號名 | 幣種別 | 承繼額 | 回收額 | 未回收額 | 回收率 | 大二、六月末現在回收率 | 康元、六月末現在回收率 | 康二、六月末現在回收率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東三省官銀號 | 一、東三省現大洋票 | 三六、三〇八、五二二・八九圓 | 三五、八五三、二九〇・九四圓 | 四五五、二三一・九五圓 | 九八・七% | 六七・六% | 九四・六% | 九八・六% |
| | 二、哈大洋票 | 一一、六五四、三九二・六六 | 一〇、九一三、九三六・二四 | 七四〇、四五六・四二 | 九三・六 | 一三・一 | 八四・二 | 九三・四 |
| | 三、滙兌券 | 一八、九九三、四六二・七一 | 一八、五一七、一七七・三八 | 四七六、二八五・三三 | 九七・五 | 七七・二 | 九五・四 | 九七・五 |
| | 四、銅元票 | 一、一四六、一八二・八一 | 五五四、〇三五・〇二 | 五九二、一四七・七九 | 四八・三 | 一六・七 | 四〇・七 | 四八・三 |
| | 五、準備庫券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 邊業銀行 | 六、邊業現大洋票 | 七、三四八、七五七・九〇 | 七、二一九、二八四・六〇 | 一二九、四七三・三〇 | 九八・二 | 六二・三 | 九五・八 | 九八・二 |
| | 七、哈大洋票 | 九、四七三、六〇二・六四 | 九、三四二、五七〇・一二 | 一三一、〇三二・五二 | 九八・六 | 三四・四 | 九三・〇 | 九八・五 |
| 吉林永衡官銀錢號 | 八、吉林官帖 | 二〇、六二〇、五〇二・六六 | 二〇、〇二二、六二二・二九 | 五九七、八八〇・三七 | 九七・一 | 六六・〇 | 九一・七 | 九七・一 |
| | 九、吉大洋票 | 六、九七三、四五二・八七 | 六、八九三、八四六・一七 | 七九、六〇六・七〇 | 九八・八 | 八二・一 | 九八・〇 | 九八・八 |
| | 十、吉小洋票 | 二三六、九八五・七二 | 一四九、三一三・二五 | 八七、六七二・四七 | 六三・〇 | 三〇・〇 | 五一・〇 | 六三・〇 |
| | 十一、哈大洋票 | 三、八六二、五三六・六三 | 三、八三〇、四八三・四三 | 三二、〇五三・二〇 | 九九・二 | 三七・七 | 九一・六 | 九九・一 |
| 黑龍江省官銀號 | 十二、哈大洋票 | 六、三六三、三六三・三六 | 六、二七五、二〇七・八〇 | 八八、一五五・五六 | 九八・六 | 四九・一 | 九四・七 | 九八・六 |
| | 十三、江省官帖 | 四、八六七、〇〇八・八七 | 四、六二八、二〇二・一六 | 二三八、八〇六・七一 | 九五・一 | 六七・四 | 九〇・一 | 九五・一 |
| | 十四、江省大洋票 | 一一、九一四、六三二・六四 | 一一、六〇四、八二一・三六 | 三〇九、八一一・二八 | 九七・四 | 六五・五 | 九六・一 | 九七・四 |
| | 十五、江省四釐債券 | 二、四七一、四七六・六四 | 二、四〇九、三二九・五一 | 六二、一四七・一三 | 九七・五 | 六三・三 | 九一・九 | 九七・五 |
| 總計 | | 一四二、二三四、八八一・〇〇 | 一三八、二一四、一二〇・二七 | 四、〇二〇、七六〇・七三 | 九七・二 | 六〇・一 | 九三・一 | 九七・一 |

備考　準備庫券（遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券）ノ回收狀況ニ就テハ、大同元年五月十四日準備庫ガ東三省官銀號ニ合併サレ

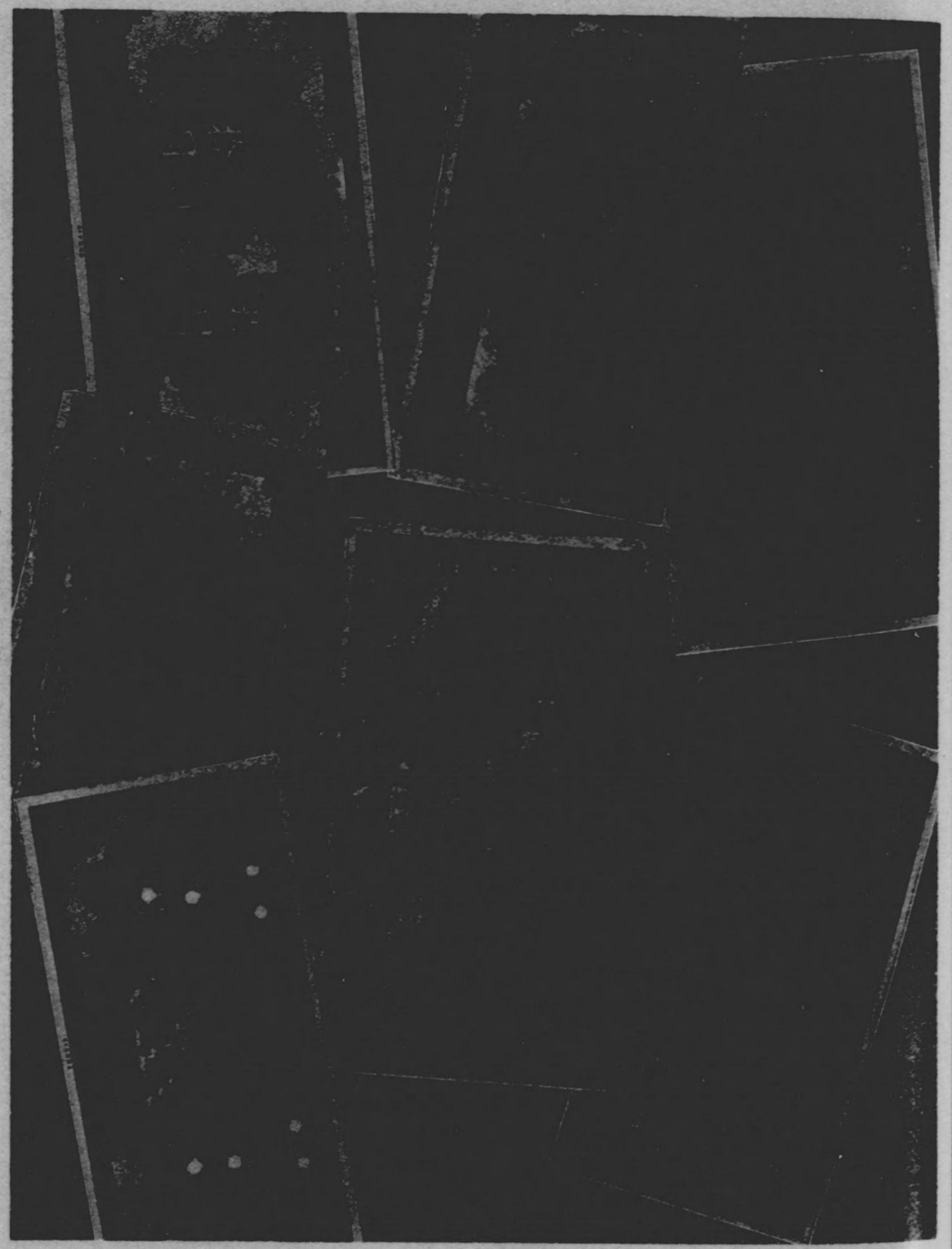

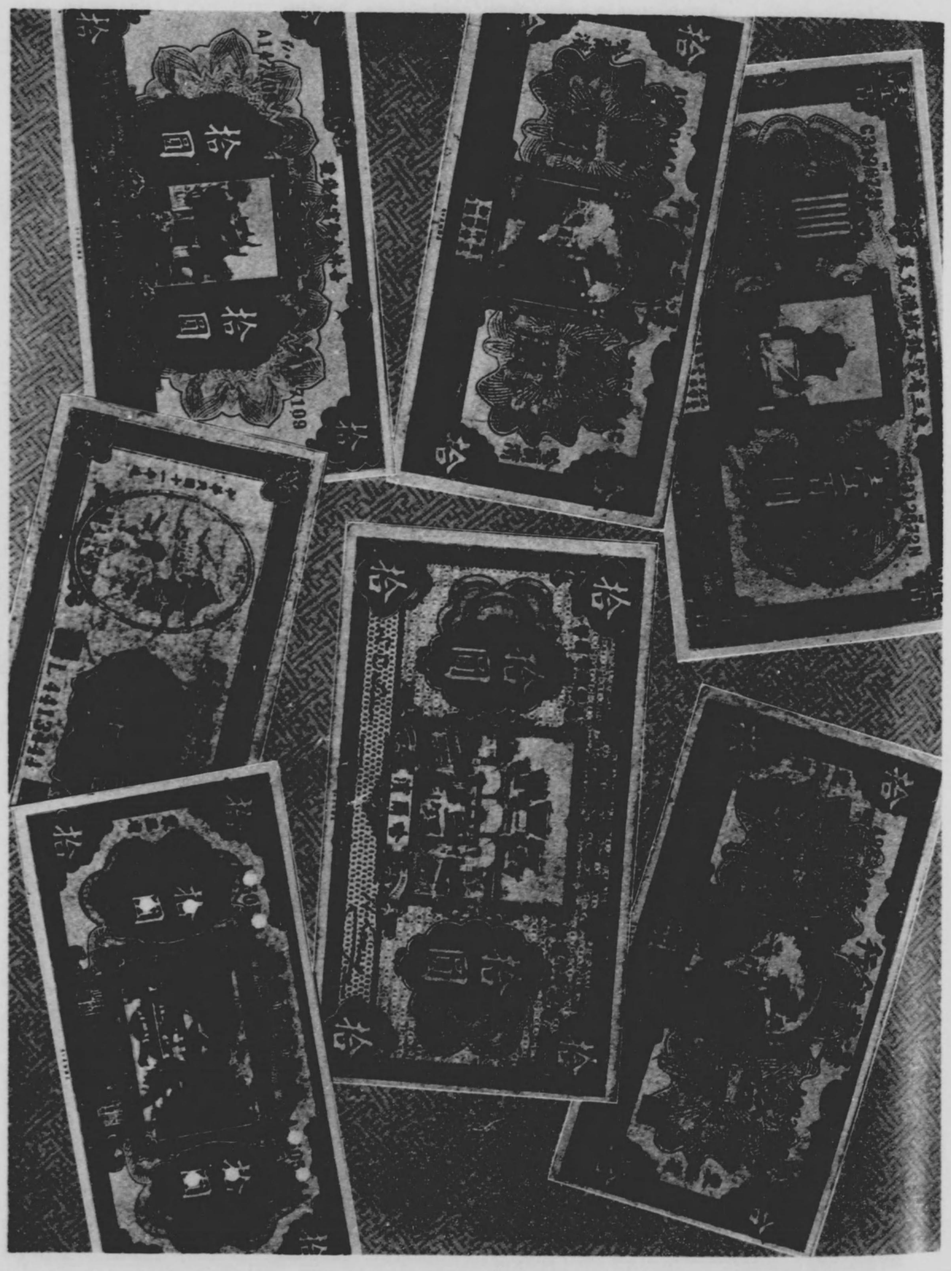



て見ざる好成績を以て完了するに至つたのである。

尙ほ回收舊紙幣の廢棄燒却に關しては法令に從ひ嚴重なる鑑査を爲したる上監理官立會の下に燒却を行ふことにし、燒却紙幣は豫め穿孔するを普通とするも、官帖の如く大量のものは枚數、束數を點檢し切斷機を以て數片に切斷し燒却する場合もあつたに而して燒却方法は大體舊慣に準じたが、燒棄爐は從來の設備のみにては整理容易ならざる爲め、新たに燒棄爐を增設し、奉天、吉林、齊々哈爾及び哈爾濱に於て燒棄した。尙ほ回收舊紙幣を多額に分支行に保有するは危險なるを以て各分行には電動穿孔機を、各支行には小型穿孔機を備付け、回收した舊紙幣は直ちに穿孔し再び使用し得ざることにした。次に未回收分四百二萬七百六十圓の處置に就ては之を毀損滅失せるものとして處理し、回收整理費用を差引き三百萬圓を回收利益として政府に納入、以て本整理を完了した。

因みに舊四行號發行紙幣にして本行承繼紙幣以外のものは無監理官印哈爾濱大洋票竝びに東三省官銀號、邊業銀行發行の天津票等であるが、此等は舊貨幣整理辦法に依り流通禁止の儘、新政府は回收責任を負はざることにしたのである。

**舊紙幣回收實績**（康德二年八月末現在）

| 發行銀行號名 | 幣種別 | 承繼額 | 回收額 | 未回收額 | 回收率 | 大二六月末現在回收率 | 康元六月末現在回收率 | 康二六月末現在回收率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東三省官銀號 | 大洋票 | 三六、三〇八、二九〇・九四 圓 | 三五、八五三、二九〇・九四 圓 | 四五五、〇三八・〇〇 圓 | 九八・七 % | 六七・六 % | 九四・六 % | 九八・六 % |
| | 哈大洋票 | 二、六五四、三九六・六六 | 二、五二三、九三六・二四 | 一三〇、九一九、四六〇・四二 | 九三・六 | 一三・一 | 八四・二 | 九三・四 |
| | 滙兌券 | 一八、九三六、七一三・八一 | 一七、七一七、三八五・〇三 | 一、二一九、三五〇・七八 | 九三・五 | 一七・二 | 九五・四 | 九七・五 |
| | 銅元票 | 一、一四八、八二〇・八一 | 五五四、〇三五・〇二 | 五九三、七八五・七九 | 四八・三 | 一六・七 | 四〇・七 | 四八・三 |
| | 準備庫券 | | | | | | | |
| 邊業銀行 | 邊業現大洋票 | 七、三四八、五七〇・九〇 | 七、二九、八二八・八四 | 一八、七四二・〇六 | 九八・一 | 六二・三 | 九五・八 | 九八・二 |
| | 哈大洋票 | 九、四七三、八〇三・六四 | 九、三四二、五七〇・一二 | 一三一、〇三三・五二 | 九八・六 | 三四・四 | 九三・〇 | 九八・五 |
| 吉林永衡官銀錢號 | 吉林官帖 | 二〇、六三〇、五〇一・六六 | 二〇、〇二三、六二二・九九 | 六〇七、八七四・六七 | 九七・一 | 六六・〇 | 九七・一 | 九八・八 |
| | 吉林官帖票 | 六、九七三、四五二・八七 | 六、八九三、八四六・七二 | 七九、六〇六・一五 | 九八・八 | 八二・一 | 九八・〇 | 九八・八 |
| | 吉大洋票 | 三、六六三、九五六・六三 | 三、〇五五、二〇〇・〇〇 | 三〇、〇五五・二〇 | 九九・一 | 三七・七 | 九九・一 | 九九・一 |
| | 小洋票 | | | | | | | |
| 黑龍江省官銀號 | 哈大洋官帖票 | 六、三六三、三六三・三六 | 六、二七五、三〇〇・〇〇 | 八八、一五五・五六 | 九八・六 | 四九・一 | 九四・七 | 九八・六 |
| | 省大洋票 | 四、八六七、〇〇八・八七 | 四、七九五、〇〇八・八七 | 七二、〇〇〇・〇〇 | 九八・五 | 六七・四 | 九七・四 | 九八・五 |
| | 官帖票 | 二、九一四、六三二・六四 | 二、八〇四、八二二・六四 | 一〇九、八一〇・〇〇 | 九六・二 | 六五・五 | 九七・四 | 九七・四 |
| | 江大洋票 | 二、四七六、六四 | 二、四〇九、三九六・五一 | 六六、二七四・一三 | 九七・三 | 六〇・一 | 九三・一 | 九七・五 |
| | 江省四釐債券 | | | | | | | |
| 總計 | | 一四二、三四四、八八一・〇〇 | 一三八、二四四、二〇九・二七 | 四、〇三〇、七六〇・七三 | 九七・三 | 六〇・一 | 九三・一 | 九七・一 |

備考　準備庫券（遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券）ノ回收狀況ニ就テハ、大同元年五月十四日準備庫ガ東三省官銀號ニ合併サレ

（11）参考資料

タル爲メ同券ハ事實上東三省現大洋票ト同一ノ取扱ヲ受ケ本表同金額中ニ一括セラレテキル。

### 第二目　新通貨の發行

貨幣法第一條の規定に「貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ」とあり、之に據つて紙幣の發行は固より補助貨の鑄造發行迄專ら本行が其の衝に當ることになつた。紙幣の製造に關しては日本內閣印刷局に依頼し貨幣法に定むる新紙幣（即ち國幣）の製造を急ぎたるも、其の出來上り迄には相當の日數を要したるを以て、其の間一時の便法として舊東三省官銀號の現大洋票を改造し、一圓券、十圓券の二種を急造して、七月一日開業當日より之を發行することになつた。而して日本內閣印刷局に註文せる新紙幣が市場に送られたのは、同年九月十日五角紙幣の發行を嚆矢とするものである。一方鑄貨卽ち補助貨の製造に關しては、奉天の舊造幣廠に應急修理を施し、新たに機械を增設し、大阪造幣局より技術員及び熟練工を招聘し、舊造幣廠職工中の優良工を加へ、大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より白銅貨を、八月一日より青銅貨を發行するに至つた。尙ほ康德三年三月には造幣廠の新築が落成し新式機械と優秀なる技術とに依り鑄貨の製造は勿論金の精製をもなし得るに至つた。各種新通貨の最初の發行日を示せば次の如くである。

| | |
|---|---|
| 改造拾圓券 | 大同元年七月一日 |
| 改造壹圓券 | 大同元年七月一日 |
| 五角券 | 大同元年九月十日 |
| 拾圓券 | 大同元年十一月十日 |
| 壹圓券 | 大同元年十二月二十日 |
| 百圓券 | 大同二年四月十日 |
| 五圓券 | 大同二年六月一日 |
| 一角白銅貨 | 大同二年五月二十日 |
| 五分白銅貨 | 大同二年五月二十日 |
| 一分青銅貨 | 大同二年八月一日 |
| 五厘青銅貨 | 大同二年八月一日 |

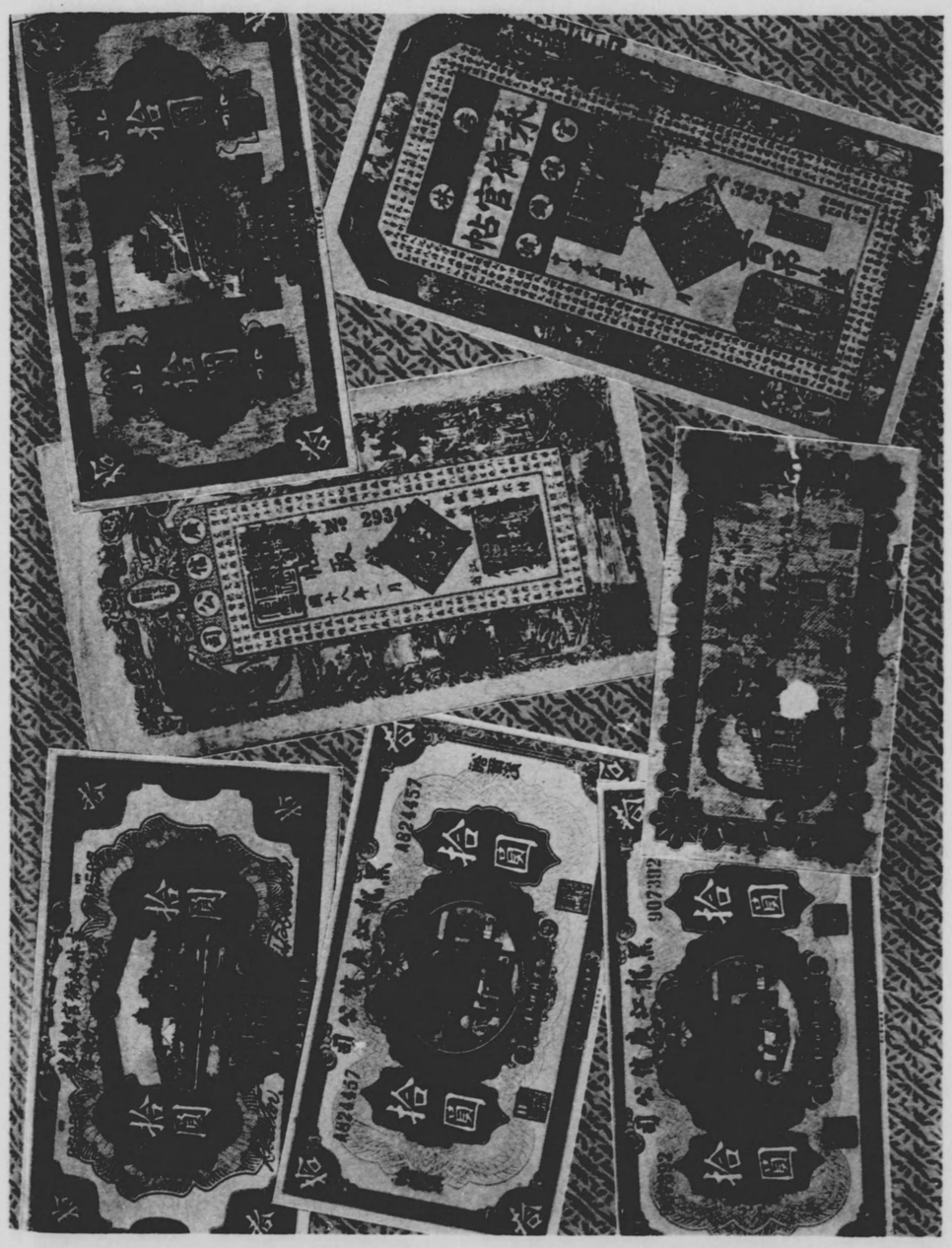


タル爲メ同券ハ事實上東三省現大洋票ト同一ノ取扱ヲ受ケ本表同金額中ニ一括セラレテキル。

## 第二目　新通貨の發行

貨幣法第一條の規定に「貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ」とあり、之に據つて紙幣の發行は固より補助貨の鑄造發行迄專ら本行が其の衝に當ることになつた。紙幣の製造に關しては日本內閣印刷局に依賴し貨幣法に定むる新紙幣（卽ち國幣）の製造を急ぎたるも、其の出來上り迄には相當の日數を要したるを以て、其の間一時の便法として舊東三省官銀號の現大洋票を改造し、一圓券、十圓券の二種を急造して、七月一日開業當日より之を發行することになつた。而して日本內閣印刷局に註文せる新紙幣が市場に送られたのは、同年九月十日五角紙幣の發行を嚆矢とするものである。一方鑄貨卽ち補助貨の製造に關しては、奉天の舊造幣廠に應急修理を施し、新たに機械を增設し、大阪造幣局より技術員及び熟練工を招聘し、舊造幣廠職工中の優良工を加へ、大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より白銅貨を、八月一日より靑銅貨を發行するに至つた。尙ほ康德三年三月には造幣廠の新築が落成し新式機械と優秀なる技術とに依り鑄貨の製造は勿論金の精製をもなし得るに至つた。各種新通貨の最初の發行日を示せば次の如くである。

| | |
|---|---|
| 改造拾圓券 | 大同元年七月一日 |
| 改造壹圓券 | 大同元年七月一日 |
| 五角券 | 大同元年九月十日 |
| 拾圓券 | 大同元年十一月十日 |
| 壹圓券 | 大同元年十二月二十日 |
| 百圓券 | 大同二年四月十日 |
| 五圓券 | 大同二年六月一日 |
| 一角白銅貨 | 大同二年五月二十日 |
| 五分白銅貨 | 大同二年五月二十日 |
| 一分靑銅貨 | 大同二年八月一日 |
| 五厘靑銅貨 | 大同二年八月一日 |

## 第三目　特殊通貨の整理

### 一、馬大洋票の整理

一旦滿洲建國に參加し、勳功により軍政部大臣兼黑龍江省長の榮職を贏ち得たる馬占山は、大同元年五月黑河城に據り反旗を飜し、軍資を得る爲め江省大洋票に準じ現大洋兌換を標榜して約百六十余萬元の私帖を發行した。之が所謂馬大洋票であるが、勿論發行準備なき不換紙幣に過ぎなかつた。されば政府は法律上之が回收の義務なきも、强制的に授受せしめられた民衆を救濟する意味に於て、馬占山逃亡後大同二年三月、同地方の幣制及び金融の收拾に着手し、馬大洋票の回收大綱を左の如く決定した。

(一) 馬大洋票ハ券面價額ノ四分ノ一ノ割合ヲ以テ國幣ニ引換フ
(二) 馬大洋票ノ引換期限ハ大同二年三月末日トス
(三) 回收スベキ馬大洋票ハ原幣百六十萬元ヲ以テ限度トス

以上に依り本行に命じ其の回收に當らしめたが、後日通信、交通等の不便を考慮して右引換期限は四月十日迄延長せられた。斯くて本行は銳意之が回收に努めたる結果月餘にして其の回收整理を了したのである。

| | 原幣額 | 國幣換算額 |
|---|---|---|
| 流通額 | 一、五九四、四六〇元〇〇 | 三九八、六一五圓 |
| 大同二年三月末日迄回收額 | 一、四七五、五七一元二〇 | 三六八、八九二圓八〇 |
| 大同二年四月十日迄回收額 | 一、四九四、三二二元一〇 | 三七三、五八〇圓五二 |

### 二、熱河票の整理

熱河省内に流通せる貨幣に關しては、舊貨幣整理辦法制定當時、同地方の政情混沌として未だ整理方針を確立することが出來ぬ狀態にあつた。同省内には省政府の機關銀行として熱河興業銀行あり、本店を承德に置き省内各地十一箇所及び北京、天津に支店を有し、從來省内幣制改革の目的から再三紙幣を更新發行したが、常に舊軍閥の軍費調達に利用せられて濫發を餘儀なくせられ、從つて價値の下落を繰返して居た。斯くて最後に滙兌券を發行したが、既發行の大洋票、銀元票の廢棄無效處分から地方民の信用を失墜し、民國二十二年（大同二年）には現大洋一元に付滙兌券五十元の公定相場が設けられた程であつたが、市價は更に之を下廻り七、八十元を示して居た。

大同二年二月下旬熱河聖戰となるや、財政部金融工作班の派遣となり、本行も亦行員を隨伴せしめ政府の命を奉じ直ちに金融工作に從事し、當時流通せる滙兌券竝びに補幣滙兌券の回收に着手した。而して右回收の換算率は同年二月十五日熱河省政府委員が決定せる滙兌券五〇對現大洋一の公定相場を踏襲し、國幣一圓に付滙兌券五十元とし、回收期間を三月二十日より一箇月間とし、承德、平泉、凌源、朝陽、赤峰、開魯の各地に於て引換を行つた。熱河票の發行高は大同二年三月二十日現在一千八十萬三千九百七十一元（原幣額）であつたが、實際引換を要求し來れるは七百八十二萬七千二百五十一元にして、消滅破損又は交通不便等による回收不能額二百九十七萬六千七百二十元は爾後無效となした。

#### 熱河票回收實績

| | 原幣額 | 國幣額 |
|---|---|---|
| 滙兌券發行額 | 一〇、八〇三、九七一・五〇元 | 二一六、〇七九・四三圓 |
| 回收額 | 七、八二七、二五一・〇〇 | 一五六、五四五・〇二 |
| 回收不能額 | 二、九七六、七二〇・五〇 | 五九、五三四・四一 |
| （地域別） | | |
| 承德 | 六、七三八、九一〇・〇〇元 | 一三四、七七八・二〇圓 |
| 平泉 | 一五一、六〇五・〇〇 | 三、〇三二・一〇 |
| 凌源 | 一〇九、七四〇・〇〇 | 二、一九四・八〇 |
| 朝陽 | 一二一、八四二・五〇 | 二、四三六・八五 |
| 赤峰 | 五一五、八一〇・〇〇 | 一〇、三一六・二〇 |
| 開魯 | 一八九、三四三・五〇 | 三、七八六・八七 |
| 計 | 七、八二七、二五一・〇〇 | 一五六、五四五・〇二 |

次に熱河興業銀行の整理に關しては、大同二年四月十九日附財政部訓令第一〇〇號に基き、之を本行に合併せざることにし銳意整理を急いだが、先づ嚴密なる調査を經たる上、總行、平泉、凌源、朝陽、赤峰、林西、經棚、隆化、建平、阜新、天津等の各分行及び附屬營

業たる承德、平泉、凌源、赤峰の四興濟當並びに赤峰電燈廠等凡そ熱河興業銀行の關する一切の資產負債を總括せる資產負債表を作成し其後若干の修正を加へて大同三年二月五日左記の如き整理實行案を決定した。

| | |
|---|---|
| 資產 | |
| 資產回收可能査定額 | 四四九、八四〇・六九 |
| 滙兌券回收補償金 | 一五六、五四五・〇二 |
| 合計 | 六〇六、三八五・七一 |
| 負債 | |
| 負債必須支拂査定額 | 四四四、四六二・五六 |
| 民間株式半額拂戻 | 六五、〇〇〇・〇〇 |
| 各縣特殊預金拂戻 | 九六、九二三・一五 |
| 合計 | 六〇六、三八五・七一 |

斯くて本行承德支行は引續き整理事務の中心となり、總行の指圖に基き先づ各種附屬營業を最初の方針通り分離し、續いて熱河各地支行辦事處と協力し一般整理を完了するに至つた。

### 熱河興業銀行及同行發行券ノ善後處理ノ件（大同二年四月十九日財政部訓令第一〇〇號）

滿洲中央銀行總裁ニ令ス

熱河攻略ニ伴フ熱河興業銀行及同行發行券ノ善後措置ニ關シ左記ノ通方針決定セルニ付了知ノ上實行上遺憾ナキヲ期スヘシ

一、熱河興業銀行ノ銀行業務ハ之ヲ停止シ滿洲中央銀行ノ指導ノ下ニ整理ヲ行ハシメ此ノ際中央銀行ニ合併セサルコト

二、興業銀行ノ附屬營業ハ確實ナルモノニ限リ中央銀行融資ノ下ニ繼續セシムルコト

三、熱河ニ於ケル今後ノ銀行業務ハ中央銀行ニ於テ之ヲ行フコト但シ熱河興業銀行職員ハ出來ル限リ利用スルコト

四、興業銀行發行滙兌券ハ國幣一ニ對シ五十ノ割合ニテ四月二十日迄ニ滿洲中央銀行ニ於テ回收スルコト

追而興業銀行整理ニ關シテハ速カニ具體案ヲ樹立シ協議スヘシ

## 三、私帖の整理

舊政權時代に於ける幣制紊亂の副產物として且つは建國前後に於ける金融梗塞の打開策として、各地方には縣公署、商務會、金融救濟委員會、有力個人商店又は匪賊等に依り發行せられた幾多の紙幣類似證券（私帖）が多額に流通して居た。今此等私帖の種類竝びに其の發行事情を見るに、其の發行名稱に依り流通券、救濟券、金融維持券、貸券、支票、商帖、街帖、糧券、租捐條、工賃條等に分たれ、整理の結果に依れば百四十七種の多種に及び、其の券面も元、角、吊、枚、斗、升等より甚しきに至つては之が記載なきものすらあつた。次に其の發行事情を見るに、地方行政官廳發行のものは時の政權者より軍備資金を總て正貨にて誅求せられたる爲め、地方財政は極度に逼迫し、警學費支辨、借入金返濟、官公用度品調辨等を賄ひ得ず、已むを得ず中央の認可を受けずして發行するに至つたものである。又地方金融維持會や農、商務會等は地方金融の維持及び縣行政費一部補助の爲め私帖を發行し、其他事變後反滿抗日を標榜し、各地に蟠踞せる兵匪又は僞政府が發行せる私帖も多數に上つた。而して其の發行總額は大約一千六百餘萬圓（原幣）に達するものであつた。

| | | |
|---|---|---|
| 舊奉天省 | 九、九四三千圓 | |
| 舊吉林省 | 四、九七四 | 〃 |
| 舊黑龍江省 | 一、一四一 | 〃 |
| 舊熱河省 | 三〇 | 〃 |
| 舊興安省 | 三 | 〃 |
| 總計 | 一六、〇九一 | 〃 |

政府は建國匆々私帖の整理を決意し、大同元年七月五日公布の敎令第五十三號に依り私帖の新規發行を禁止し、從來流通せるものは其の發行に就て官公署の許可を受けたるものに限り新たに政府の認可を受け、本法施行後一箇年間之が通用を認め、爾後は流通を禁止する方針を明示した。

### 私帖其ノ他紙幣類似證券取締暫行辦法（大同元年七月五日敎令第五三號）

第一條　私帖其ノ他紙幣類似證券ハ本辦法ニ依ルノ外一切其ノ發行及流通ヲ禁止ス

第二條　從來流通セル私帖其ノ他紙幣類似證券ニシテ其ノ發行ニ付官公署ノ許可ヲ受ケタルモノハ本辦法施行後三月以內ニ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ現ニ流通スル額ヲ限度トシテ本辦法施行後一年以內ニ限リ從前ノ通リ通用スルコトヲ得

第三條　前條ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケントスル者ハ認可申請書ニ發行機關代表者署名シ左ノ事項ニ關スル詳細ナル說明書竝ニ發行シタル私帖其ノ他紙幣類似證券ノ見本ヲ添附シテ財政部大臣ニ提出スヘシ

一　發行シタル私帖其ノ他紙幣類似證券ノ名稱

## 第一節　金融の基礎確立時代

第二章　本邦銀濟金融界の推移と本行の發展

二　發行許可ノ年月日及發行ノ年月日

三　發行ノ目的

四　發行機關及其ノ代表者ノ氏名、年齡、住所及職業

五　發行額既回收額及現在流通總額

六　發行シタル種類及各種類ノ金額

七　印刷ヲ爲シタル場所及印刷數量

八　流通區域

九　回收又ハ償還期限

十　未發行額

十一　引換準備及保證準備ノ內容及金額但シ金錢以外ノ物件ヲ以テ準備ト爲ス場合ニ於テハ其ノ評價額

十二　此ノ後ノ回收又ハ償還方法竝ニ要スル時日

第四條　未發行又ハ爾後回收若ハ償還シタル私帖其ノ他紙幣類似證券ハ直ニ縣財務局官吏立會ノ上燒棄シ其ノ內容及其ノ額ニ付縣公署ノ證明アル報告書ヲ財政部ニ提出スヘシ

第五條　政府ハ取締上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ第二條ノ認可ヲ取消シ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第六條　本辦法第一條ニ違反シ私帖其ノ他類似證券ノ發行ヲ爲シ又ハ之カ授受ヲ爲シタルモノハ一萬圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ私帖其ノ他紙幣類似證券ヲ沒收ス

第七條　本辦法第三條ニ揭クル認可申請書ニ添附スヘキ說明書ノ內容ニ付虛僞ノ記載ヲ爲シ又ハ政府ノ命令ニ違反シタルモノハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本辦法ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

而して之が具體的整理方針として

(一)　匪賊ノ强制ニ依ツテ發行シタル私帖ニ對シテハ、之ガ回收ニ要スル資金ヲ中銀ヨリ年利六分、元金二年据置爾後五箇年々賦償還ノ方法ニ依リ之ヲ貸付ケ其ノ半額ハ中央政府ニ於テ肩替リシ中央政府ヨリ中銀ニ償還スル外、中央政府ハ借入金ニ對スル一切ノ利子ヲ負擔ス

(二)　前項以外ノ事情ニ依リ大同元年六月三十日以前ノ發行ニ係ルモノニアリテハ、中銀ヨリ前項ト同樣ノ條件ヲ以テ回收資金ヲ貸付ケル。但シ此ノ場合ニハ政府ハ單ニ利子ヲ補給スルノミニテ元金ノ肩替リハ行ハズ。尙ホ大同元年七月一日以降ノ發行ニ係ルモノニアリテハ各發行機關ノ自力ニテ整理セシム

(三)　回收期限ハ事情ノ如何ヲ問ハズ大同三年二月末日迄ニ悉ク回收スル

(四)　私帖ト國幣トノ引換率ハ、各私帖ニ付最近ノ流通價格ニ基キ省長ヨリ內申セシメ財政部總長ノ認可ヲ受ケシム

(五)　前記回收期間中ニ回收ヲ完了セザルモノニ對シテハ大同元年七月敎令第五十三號ニ照シ之ヲ處罰スル

(六)　私帖回收ニ要スル經費竝ニ政府ノ負擔ニ歸スベキ本年度ノ歲出額ハ追加豫算トシテ請求スル

右の方針を決定し、大同三年一月日滿協力に依る兵匪の大討伐が決行せられたる機會を利用し、地方僻隅の地方に至る迄現地に臨んで一齊に私帖の回收を行ふことになつた。財政部及び本行より成る數班の私帖回收隊は舊吉林省、龍江省を手始めに、舊奉天省、熱河省等深く奥地に入り込み、幾度か死線を超ゆる冒險的行動を敢行し、地方官憲及び日本側軍隊の援助を得て、同年六月末日迄に全國に流布されて居た私帖の回收を完了するに至つた。而して之に要したる資金は本行の貸付金百五十一萬四千圓、發行者の賠償金百四萬四千圓、合計二百五十五萬八千圓に上つた。

### 四、過爐銀の整理

過爐銀は過去七十年の歷史を有し、營口繁榮の基礎と解せられ、同地方獨特の記帖通貨であつたが、偶〻滿洲事變の影響を受けて商取引に支障を來すと共に銀爐の破產者續出し、爐銀の相場慘落して、遂に流通激減、金融梗塞の悲運に遭遇した。依つて政府は幣制統一の見地より、大同二年十一月三日財政部佈告を以て銀爐に代るべき新銀行を設立し、過爐銀の發行及び流通を禁止する聲明を發すると共に之が整理要綱を決定した。

**營口過爐銀ノ整理ニ關スル件**（大同二年十一月十三日財政部佈告第一九號）

惟フニ幣制ノ統一及金融機關ノ整備ハ貨幣價値ヲ安定セシメ人民ノ福利ヲ增進セシムル上ニ於テ必要缺クヘカラサル要諦ナリ此ヲ以テ政府ハ建國ノ當初ヨリ先ツ此ノ點ニ力ヲ注キ來リタルカ其ノ成績顯著ニシテ國幣ノ信用日ニ高マリ國內ノ人民歡喜ス然ルニ營口過爐銀ハ尙ホ依然トシテ市場ニ流通シ幣制統一ノ一大障碍タルノミナラス其ノ價値ハ近來益々慘落シ國內ノ金融ヲ紊亂シ商民相俱ニ苦痛ヲ嘗メ營口市場又全ク萎微シテ振ハス著シ此ノ儘ニ放置センカ營口全商舖ノ倒壞ハ火ヲ睹ルヨリ明ラカナリ依ツテ政府ハ一刻モ速ニ過爐銀ヲ根本的ニ整理シ營口市面ヲ救濟センカ爲新ニ營口ニ銀行ヲ設立シテ金融ノ圓滑ヲ圖ルト共ニ新銀行開業ト同時ニ過爐銀及舊爐銀債權債務ハ最モ公平妥當ナル方法ニ依ツテ整理スルコトトセリ而シテ新銀行ノ健全ナル發育ヲ期スルタメ滿洲中央銀行ヲシテ出來得ル限リ新銀行ヲ援助セシムルコトトナセルヲ以テ商民ハ安心シテ

其ノ衆ニ安ンスヘシ過爐銀ハ七十餘年ノ長キ歷史ヲ有スルヲ以テ一般商民ハ此ノ制度ニ多大ノ執着ヲ有スルハ勿論ナルヘキモ營口市面ハ過爐銀有ルカ爲ニ利益ヨリモ寧ロ害毒ヲ蒙レルコト大ナリト云フヘク之レ過去數十年間ニ於テ銀爐ノ倒產ノ度毎ニ市場混亂シ一般商民カ多大ノ損失ヲ蒙リシコトヲ顧ルモ容易ニ了解シ得ル所ナルヘシ今直チニ此ノ習慣ヲ改ムルコト不便ナルカ如ク思惟サルルナランモ月日ヲ經新制度ニ習熟スルニ從ヒ必スヤ政府ノ方針ニ誤リナク結局人民ノ幸福トナリシコト判明スヘキハ政府ノ確信シテ疑ハサル所ナリ故ニ一般商民ハ宜シク此ニ協力シ以テ政府ノ方針ヲ貫徹スルコトニ務ムヘシ然ラハ營口ノ市場頽リテ囘復シ國內經濟頽リテ發展シ人民ノ幸福ヲ齎スヘキコト必セリ法ハ至ツテ善ニシテ意頗ル良ナリ若シ夫レ習慣ニ拘泥シテ徒ラニ政府ノ方針ニ反對シ或ハ私利私欲ノタメニ流言ヲ放チ策謀ヲ試ミル者アラハ容赦ナク嚴重ニ處罰シテ憚ラサル所ナリ

### 過爐銀整理要綱

(一)(二)速カニ營口ニ普通商業銀行ヲ設立シ營口市面ノ金融ノ圓滑ヲ圖ルコト

(三)右銀行ノ開業ト同時ニ四銀爐ノ營業ヲ停止シ、過爐銀ノ發行流通ヲ禁止スルコト

(四)過爐銀ニ依ル債權債務ハ財政部公定ノ標準價格ニ基キ一律ニ國幣價格ニ換算シ適宜決濟スルモノトス

(五)銀爐ハ財政部監督ノ下ニ速ニ整理案ヲ樹テ之ガ實行ニ着手スルモノトス

斯くて直ちに整理の實行に移り、十一月四日營口商業銀行籌備處を設置すると共に七日には過爐銀整理委員會を組織せしめ之が積極的整理に乘出した。當時殘存せる銀爐は永茂號、世昌德號、公益銀號、永惠興號（但し永惠興號は既に大同二年十月六日閉店）の四戶を數ふるに過ぎなかつたが、銀爐間の貸借は約四千萬兩（國幣約二千二百五十萬圓）に達し銀爐以外との貸借約九千萬兩（國幣約二千二百五十萬圓）に達し之が解決は頗る至難とせられた。

| 商號 | 資本金（爐銀） | 積立金（爐銀） | 開業年 |
|---|---|---|---|
| 永茂號 | 二〇〇、〇〇〇 | 一八五、〇〇〇 | 光緒三十年 |
| 世昌德號 | 一〇五、〇〇〇 | 五一五、〇〇〇 | 同　十七年 |
| 公益銀號 | 五〇〇、〇〇〇 | 一八〇、〇〇〇 | 民國　七年 |
| 永惠興號 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇八、〇〇〇 | 光緒廿二年 |

過爐銀整理委員會は先づ爐銀と國幣の換算率を四對一と定め、財政部の指導監督下に其の整理を促進した結果、漸く大同三年一月末に至り銀爐と取引者間に協定が成立し、斯くて多年問題視された營口過爐銀制度も遂に解決の光を諸るに至り、一方銀爐に代る金融機關として營口商業銀行ニ引繼ギ、各銀



して營口商業銀行の設立を見たのである。

次に銀爐の過爐銀貸借關係の整理要綱を示せば左の如くである。

(一)三銀爐（永茂號、世昌德號、公益銀號）ハ大同三年一月二十九日現在ニ於ケル一切ノ過爐銀通貨ニ依ル債權債務ヲ營口商業銀行ニ引繼ギ、各銀爐ハ銀行ニ對シ債務超過ノ場合ハ絕對ニ其ノ責ニ任ズルコト

(二)營口商業銀行ハ、引繼ヲ受ケタル三銀爐ノ對外債權ニ對シテ其ノ引繼有リタル日以降債務者ヨリ月利一分三厘ヲ徵收スルコトトシ而シテ銀行ガ銀爐ニ代リテ立替拂ヲ爲シタル金額ニ對シテハ、其ノ每月ノ殘高ニ對シ月利七厘ノ割合ヲ以テ計算シタル利息ヲ徵收スルコトトシ之ニ對シ銀爐ハ其ノ責ニ任ズルコト

此ノ場合銀行ハ徵收シタル前揭一分三厘ノ利息ヲ以テ之ガ引當トス

(三)三銀爐ノ總テノ預金者ハ公益銀號ノ正味資產ガ確然スル迄其ノ欠損ヲ補償スル意味ヲ以テ、同號ニ對シテ有セシ預金額ノ一割ヲ營口商業銀行ニ供託シ、後日公益銀號ノ資產內容ノ判然スルヲ俟チ、若シ公益銀號ノ資產ニ欠陷アリ之ヲ塡補スル爲右供託金ヲ之ニ充當シタルトキハ、營口商業銀行ガ公益銀號ニ對シ交付スベキ同行ノ株券ヲ其ノ預金者ニ交付ス

(四)營口商業銀行ハ其ノ引繼ヲ受ケタル前揭ノ對外債務ノ九割ニ對シ、一月三十日ヨリ隨時拂戾シニ應ジ殘額一割ハ前項ノ供託金ト同樣ニ之ヲ取扱フモノトス

因みに四銀爐の一つたる永惠興號は資本金二十萬圓全額拂込の株式會社永興公司に改組し、油坊、糧棧及び雜貨業として更生するに至つた。

一方營口商業銀行の設立に關しては既に前言せる如く過爐銀整理發表と同時に其の設立準備に着手し、資本金百萬圓、全額拂込とし、十一月二十八日全株拂込を了し十二月一日を期し業務を開始するに至つた。營口商業銀行は過爐銀の廢止、銀爐整理の後を承け、營口財界建直しの使命を帶びて誕生したが、其の重大なる責務に鑑み、特に本行は資金的に將又人的に絕大なる援助を與へ之が育成を圖つた結果、爾後の推移を觀るに大體に於て所期の目的を達成し、營口財界の危機を濟ひ得たのである。

### 五、鎭平銀の整理

鎭平銀は民國六年安東商務總會に依つて創設せられ、爾來二十年間安東及び其の背後地一帶に於ける地方通貨として、同地方財界の發達に寄與し來つた通貨である。

建國後間もなく政府は幣制の改革と其の統一に關する國策を定め、大同元年六月「舊貨幣整理辦法」を施行し、從來流通したる紙幣及

び鑄貨は本法に依るの外、本法施行の日より一切其の流通を禁止するの方針を明かにしたるを以て、銀平銀通貨は形式上既に整理せられたるものであつたが、只本通貨は比較的健全なる基礎の上に置かれ、安東財界の支持執着を受け居たる實情に鑑み、該制度の急激なる變改に伴ふべき影響を顧慮して暫く其の流通を默認して來たが、國幣の流通も漸次普及し來りたるのみならず、大同二年四月銀輪出禁止の告示が發せられてより銀平銀市價の暴落常なく、本通貨の存在意義は著しく減殺されるに至つた。依つて政府は康德元年四月二十三日財政部佈告を以て銀平銀整理に關する決意を宣明し、同年九月三十日限り銀平銀建の取引を禁止し、同時に同年四月末を以て公估局の閉鎖を命じ、本行をして同年十二月末迄、國幣百圓に付銀平銀七〇・二兩の公定相場を以て買取りを爲さしめることにした。（因みに公估局とは安東商務總會の管理に屬し、素材現銀の一定量が銀平銀の品位量目を有するや否やを鑑定證明する機關である。）

### 銀平銀整理ノ件（康德元年四月二十三日財政部佈告第三號）

惟フニ幣制ヲ統一シ貨幣價値ノ安定ヲ圖リ以テ國民ノ福利ヲ增進シ國內經濟發展ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルハ政府ノ根本方針ニシテ建國以來政府ノ特ニ力ヲ注キ來リタルトコロナルカ今ヤ幣制統一ノ大業完成ノ域ニ近ツクニ從ヒ國幣ノ信用日ニ益高マリテ流通國內ニ洽ネク國民相共ニ歡喜ス而シテ安東地方ニ流通セル銀平銀ハ既ニ大同元年敎令第三八號雜貨幣整理辦法ニ依リ禁止サレタルトコロナルカ政府カ當時卽時禁止ノ擧ニ出テサリシハ建國草創ノ際ニシテ國幣未タ定マラス內外ノ情勢ニ鑑ミルモ財界ノ動搖ヲ來ス無キヤヲ慮リテ也然ルニ今ヤ國礎全ク定マリテ人心安定シ國民ノ幣制統一ノ大業ニ對スル認識ト國幣ニ對スル信賴トハ益其ノ度ヲ高メ來レリ且近時銀平銀ハ價格ノ安定ヲ失ヒ動モスレハ思惑的策動或ハ流言浮說ニ因リテ其ノ價格急落スルニ至リテ一般商民ノ取引上蒙ル苦痛亦夥カラス延イテ安東市面ノ安定ニ妨害スルニ至ル可キハ豫測ニ難カラサルトコロナリ仍テ政府ハ此ノ際速カニ銀平銀ヲ整理シ幣制統一ノ實ヲ收ムルト共ニ安東市面ノ安定ヲ圖ラントス然レ共銀平銀ハ長年月ノ沿革ヲ有シ銀平銀建商取引ノ慣習又日淺カラス故ニ國幣建取引ヘノ轉換ニ當リテ相當ノ用意有ラシメ以テ市面ノ動搖ヲ防カンカ爲康德元年九月三十日迄ヲ猶豫期間タラシメ康德元年十月一日以降全ク銀平銀建取引ヲ禁止スルコトトシ一方銀平銀ヨリ國幣ヘノ轉換ヲ促進シ且容易ナラシムル爲來ル四月末日限リ公估局ノ閉鎖ヲ命スルト共ニ瀋洲中央銀行ニ於テ康德元年十二月末日迄國幣一〇〇圓ニ付七〇・二兩ノ價格ヲ以テ何時タリトモ之ヲ買ヒ上ケ些カノ澁滯ヲモ生セサラシムルコトトセリ斯クノ如クシテ銀平銀ハ整理セラルト雖安東市面ノ金融ニ付テハ政府ハ出來得ル限リノ援助ヲ爲スニ吝カナラス故ニ商民一般ハ齊シク政府ニ信賴シ相協力シ以テ政府ノ方針ヲ貫徹スルコトニ努ムヘシ

右述の如く政府は猶豫期間を五箇月に決定すると共に、銀平銀對國幣の交換比率を制定して思惑策動の餘地を斷ち、此の間本行に於ても政府の意を體し、時價の如何に拘らず飽く迄公定率を以て銀平銀の賣買に應じたる外、市面の金融緩和に努めたる結果、當初に於ては若干の資金逃避も行はれ且つ相場上に於ても多少の波瀾を示したが、間もなく公定相場に膠着するに至り、山東商人の資金引揚も亦杞憂に終り、圓滑に整理が進められるゝに至つた。卽ち九月十三日には先づ安東取引所が國幣建に變更し、續いて十五日には日滿各銀行が各取引先に對し銀平銀建勘定を九月末日限り國幣建に變更する旨を通告し、十月一日には滿洲側主要市場たる銀市、特產市、柞蠶市等を首め木材其他從來銀平銀建を以て取引したる商工業各界も一齊に國幣建に改むるに至つた。

斯くて九月末日流通禁止と共に、連日續々現物の回收を見、十月三日現在早くも三百五十萬兩に達するに至り、回收期限たる十二月末日迄には未回收分其他逃避資金一部の歸還分をも含めて、約五百萬兩と推定せられた安東銀平銀は完全に整理を見るに至つた。

### 六、現小洋錢の整理

現小洋錢は元來補助貨的役割を以て東邊道、安東方面、關東州に根强く流通し、其の額は大約五百萬元と稱せられて居たが、康德元年十月中旬以降、米國の銀價吊上策及び之と關聯せる中國政府銀輸出制限の結果、現小洋錢の暴騰と需給關係の不均衡を招來し、該地方に於ける取引の關係を妨ぐるに至つた。玆に於て政府は幣制統一の建前より康德元年十二月二十七日限り之が流通を禁止する旨、同月二十日安東省佈告を以て公布し、本行をして康德二年二月末日を限り現小洋錢百元に付國幣九十圓（民國以前鑄造のもの）乃至七十三圓（民國年間鑄造のもの）の割合を以て買上を爲さしめるに至つた。

尙ほ關東州內流通の小洋錢に關しても、昭和十年十二月二十日附日本國勅令を以て「關東州に於ける小洋錢禁止に關する件」が公布され、同時に關東州に於ける「小洋錢買入に關する件」及び「小洋錢輸入禁止に關する件」の關東局令が公布され、右に依り其の通用を昭和十一年四月一日以降禁止し、同日より同年六月末迄に小洋錢百元に付鮮銀券七十八圓の割合を以て金融組合竝びに銀行をして買入整理せしめたのである。

### 七、十進銅元及舊銅元の整理

十進銅元とは一錢銅貨百枚が現大洋の一元に相當する銅貨を稱するものにして、補助貨として主に舊奉天省に流通して居たものであるが、本行創立當時に於ける承繼高は發行高十五萬三千六百二十八圓、庫存高三十三萬八千三百五十圓合計四十九萬一千九百七十八圓であつた。然るに舊通貨中十進法に據れる純然たる補助貨は之のみであつたから、本行開業後補助貨の不足を補ふ爲め、舊貨幣整理辦法第四條に依り大同元年七月一日以降五箇年間を限り貨幣法第四條に規定する一分青銅貨と同一效力を以て通用せしむることにし、且つ本行創業當初に於ては一時十進銅元を鑄貨の代用として發行したることもあつたが、其後本行鑄貨の製造潤澤となりたるを以て、法定期限たる

康德四年六月末迄に漸次回收を行ひ、同年七月以降之が流通を禁止した。尙ほ政府各機關に受入れられたるものは特に同年七月末日迄受入に應じたるを以て、七月末日現在に於ける回收實績を示せば次の如くである。

| | | |
|---|---|---|
| 發行高 | 四九一、九七八・〇〇圓 | |
| 回收高 | 二六七、五一四・七八 | |
| 未回收高 | 二二四、四六三・二二 | |

次に舊銅元は通稱銅子兒と謂ひ、種類、重量、純分等區々なるも大體品位九五〇程度の銅貨にして單枚（制錢十文に相當する壹分錢）變枚（制錢二十文に相當する貳分錢）の二種に區別せられ、主として下層階級に使用せられて居たが、本行創立當時に於ては南滿地方には殆ど其の姿を見ず、舊黑龍江省及び吉林省北邊地方に於て端錢支拂用に供せられて居たが、政府は此等所持人の利益を保護する爲め、康德元年七月より舊銅元單枚五百枚、變枚二百五十枚に付國幣一圓の割合を以て本行北滿二十一箇店を指定して少額持參者に限り交換をなさしめた結果、市場に其の影を認めざるに至りたるを以て康德三年十二年末日限り之が買上を打切るに至つた。

買上總額（國幣）　一三、六九七圓四五

| | | |
|---|---|---|
| 變枚（枚數 | 九九四、七四七枚 | |
| 國幣換算額 | 一一、九七八圓九九 | |
| 單枚（枚數 | 八五九、二二九枚 | |
| 國幣換算額 | 一、七一八圓四六 | |

## 八、中國、交通兩行發行哈大洋票の整理

建國前滿洲に進出せる中國、交通兩銀行の哈爾濱分行が發行せる哈大洋票は他の東三省、邊業、吉林、江省の各哈大洋票と同樣哈爾濱を中心として東鐵沿線に流通し、北滿に於ける商民の諸取引が總て哈大洋建であつた關係上根强き勢力を有して居た。而して中國銀行は四百五十萬元、交通銀行は九百五十萬元の限度內に於て有監理官印哈大洋票の發行を許されて居たが、無監理官印のものも相當發行せられ、大同元年六月三十日現在に於ては

| | | |
|---|---|---|
| 中國銀行 | 有監理官印 | 原幣　四、二四七、八三五・〇〇元 |
| | 無監理官印 | 原幣　二二一、九八三・五七 |
| 交通銀行 | 有監理官印 | 原幣　四、四六九、八一八・五七 |
| | 無監理官印 | 原幣　九、四六九、〇〇〇・〇〇 |
| 計 | | 原幣　四九一、〇八四・五五 |
| | | 九、九六〇、〇八四・五五 |

に達して居た。而して其の整理に就ては、政府は舊貨幣整理辦法第六條に依つて大同元年七月一日現在既發行額を限度として通用を許し向ふ滿五箇年以內に政府の命ずる所に從つて之を回收せしめることにし、兩行に對しては之が回收に關する訓令を發した。

### 哈爾濱大洋回收ノ件（大同元年六月廿七日財訓第三五號ノ二）

哈爾濱中國銀行經理
卡福孫殿
交通銀行長

舊貨幣整理辦法第六條但書ヲ以テ規定スル其ノ行發行ニ係ル哈爾濱大洋票ノ回收ニ付テハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

左記

一、每年發行限度額ノ五分ノ一ニ當ル金額ノ回收ヲナシ滿五箇年ヲ以テ全部ノ回收ヲナスヘシ
二、每年度ニ於テ回收シタル紙幣ハ速ニ穿孔ヲ施シ其ノ金額及種類ヲ財政部總長ニ具申スヘシ
三、回收シタル紙幣ノ銷却ヲナサントスルトキハ財政部總長ノ認可ヲ受ケ其ノ指定スル方法ニ依リ官吏立會ノ上之ヲ行フヘシ

換算率は舊四行號發行哈大洋票と同樣國幣一圓に對し哈大洋一圓二五の公定率に據つたが、兩行の自力を以てしては回收遲々として振はざりし爲め、政府は本行をして兩行發行の哈大洋を市中より引上げしむることにし、本行に於て鋭意之が回收に當つた結果、康德二年末には殆ど市中にその影を見ざるに至つた。玆に於て同年末本行は兩行との間に夫々哈大洋回收整理資金借款契約を締結し、本行は其の回收せる哈大洋票額に相當する金額を兩行に對する貸付として處理することにした（中國銀行に對しては極度二百七十一萬圓、利率無利息、期限十八箇年均等分期償還。交通銀行に對しては極度七百十二萬圓、利率無利息、期限八箇年均等分期償還。斯くて流通期限滿了日たる康德四年六月三十日には極めて好成績裡に回收を了したが、政府各機關に於て受入れられたるものは特に同年八月末日迄受入れに應ずることにせられた結果、八月末日現在に於ける之が回收成績を見るに、左記の如く中國哈大洋票は九割六分、交通哈大洋票は九割七分（共に無監理官印票を含む）に達する好成績を示した。

中國銀行哈大洋票

有監理官印票（回收高（原幣）　四、二〇三、三七四、三五元
（未回收高（〃）　四四、四六〇、六五

無監理官印票（回收高（〃）　八三、四八五、三五
（未回收高（〃）　一三八、四九八、二二

交通銀行哈大洋票

有監理官印票（回收高（原幣）　九、四二一、三〇二、〇〇元
（未回收高（〃）　四七、六九八、〇〇

無監理官印票（回收高（〃）　二三五、八五八、五〇
（未回收高（〃）　二五五、二二六、〇五

## 九、現大洋の整理

政府は幣制統一の建前から、從來事實上默認して來た現大洋建取引に就ても、康德二年五月三十日附財政部佈告を以て爾後嚴重に之を禁止する旨、竝びに現存する現大洋建の貸借及び預金契約等に關しては、之が支拂は一切現大洋一圓に付國幣一圓の割で國幣を以てなす樣、而して此の際債權者は債務者に對し現大洋又は現大洋建を以て支拂を要求することを得ざる旨を明かにした。尙ほ右に關聯して現大洋の輸出を禁止する外、國外よりの輸入は許可を受けしめ、國內現大洋流通の一掃に努めたのである。

## 第二項　通貨價値の安定

玆上の如く舊貨幣は着々整理せられ、殘るは日本側通貨たる鈔票、鮮銀券の兩種のみとなり、幣制統一の大業は既に本時代に於て殆ど其の達成を見るに至つたのであるが、然らば幣制統一の他の一面たる新通貨＝國幣の價値は如何に維持安定せられたであらうか。

### 第一目　第一次通貨安定工作

本行は貨幣法に基き國民に親しみある銀を基礎とせる新紙幣＝國幣を發行したが、當時に於ける各國幣制の推移に鑑み滿洲國貨幣法に於ても、兌換に關する規定を設けず、所謂銀にリンクせる管理通貨として發足したのであつて、之が價値の安定は專ら本行の操作に委ねられたのである。依つて本行は常に市場の實情に應じて銀及び爲替の賣買を行ひ、又隨時其の發行と回收に適當な操作を加ふることに依り、國幣の價値維持に努めた結果、本行創業以來二箇年間、國內に於ては殆ど銀紙の開きを見ることなく、又對外爲替相場も順調なる推



移を示し、物價も亦安定を保持するを得たのである。之は銀が其の性質上、特殊の事情が起らざる限り一般物價水準と同一步調を辿ることに因るものであつて、當時國幣を銀にリンクせしことは其の流通促進の點より見るも又物價安定の見地よりするも洵に賢明な策であつたと云はねばならぬ。

然るに玆に特殊な事情が發生した。卽ち康德元年七月以來米國の採つた突飛な銀價吊上政策がそれであつて、之が爲め銀價は一般物價と關係なく暴騰し、銀物價の平衡は破られるに至つた。之は必然的に銀貨國たる支那及び滿洲の經濟を混亂に導き、銀高による國幣價値の昂騰は他面農產物價の下落となり、國內物價の安定を破壞せんとするに至りたるを以て、本行は從來の通貨政策を轉換すべき岐路に立つに至つた。依つて當初暫く形勢觀望の結果漸次銀より離脫せしめんとする方針を採り、卽ち對金圓相場に於ては上海弗又は正金鈔票が百二十圓內外のときには國幣を百十圓內外、前二者が百三十圓のときは國幣を百十五圓程度と云ふが如く、銀上昇速度の半分位を目標として通貨を統制し、通貨竝びに物價に對する急激なる變化を極力避けることに努めた。

然るに米國の銀價吊上政策の脅威は康德二年に入り益〻增大するに至り、本行は玆に一大決意をなし、同年四月頃より斷然銀との絆を斷ち專ら物價安定を目標とする純然たる管理通貨制度に轉換したのである。斯くて銀との緣を斷つた國幣の國內價値は銀の暴騰を尻目に安定を維持し物價は殆ど平坦な途を辿ることが出來、一方日滿爲替相場に於ては次項に述ぶるが如く國幣は漸次金票に接近し、同年八月末には遂にパーを示現するに至り、玆に於て日滿通貨等價安定確保の第二次通貨工作が始められたのである。

以上第一次通貨安定工作を其の時期別に見るに、本行創業後康德元年夏季に至る二箇年間は銀にリンクせる管理通貨として專ら國幣を銀價に追隨安定せしめた時期であり、次いで康德元年夏季以降翌二年三月迄は銀價昂騰を觀望し漸次之より離脫を圖れる銀漸次離脫統制の時期と云ふを得べく、續いて二年四月より同年八月國幣對金票相場パー示現に至る期間を物價安定目標統制の時期と稱し得るであらう。

### 第二目　第二次通貨安定工作

元來我國の通貨は日滿一體不可分の精神に照すも、又其の經濟的關聯よりするも、日本金圓にリンクするのが最も理想的である。然るに建國と同時に滿洲國は銀を單位とする貨幣法を制定した。之は云ふ迄もなく銀は久しきに亘り滿洲民族の傳統的貨幣として重要な役目を果し來り、滿洲人の生活と密接不離の關係を保つて來たのであるから、當時直ちに金本位に移行することは國民の經濟生活に急激な

る變化を與ふる危險も考慮せられ、又建國當初に於ては素亂せる幣制の統一が最も急務とせられたるを以て、當時支那全國を通じての標準貨幣とせられた現大洋を以て單位とすることが、幣制の統一上必要なる處置と見られた結果であつた。

而して此の間に於ける日滿爲替相場の動きを見るに、本行の採つた健全通貨政策は銀塊相場の騰落を直ちに國幣對金票相場に反映し、本行開業の月たる大同元年七月平均に於て國幣百圓に對し金票七十三圓十九錢であつたものが、其後は一路騰勢を辿り、康德元年初期（大同三年一、二月及び康德元年三月）に於ては各月百十圓臺を突破するに至つた。斯くの如き狀勢は各方面に於て日滿通貨統制論を再燃せしめたが、偶〻同年夏以降に於ける米國銀價吊上策の影響に因る銀價の昂騰に伴つて國幣對金票相場も急角度に上昇の傾向を示したので、前述の如く本行は銀リンク離脫政策を採るに至つた。斯くて國幣が銀を離れ國內物價の安定を目標として統制されるに及んで國幣の對日相場は概して平衡を保つに至つた。而して日滿通貨は遠からずパーに落着くものとの觀念が一般に信ぜられる樣になり、之が一種の勢力をなして漸次國幣は下落し金圓に接近するに至つた。卽ち銀離脫當時對金票相場百七、八圓を以て安定して居たものが、其後逐月漸落し、康德二年八月末には殆ど兩者は等價に達し、九月以降は完全にパーを實現するに至つた。

**日滿爲替安定策の確立**　玆に於て此の狀態を永久に持續せしむることが、國幣の信用を重からしめ、不可分の關係にある日滿經濟界に大なる好影響を及ぼし、日滿兩國民の多年の要望を充たす所以なることを認め、日滿兩國政府は合議の上、康德二年十一月四日、滿洲國通貨政策に關する左記の如き聲明を發表し、玆に滿洲國幣制の基礎は愈〻鞏固を加へたのである。

**滿洲國財政部聲明**

政府ハ豫テヨリ國幣ノ對日爲替相場安定ニ努メ今年九月初旬ヨリ遂ニ國幣ノ理想的安定點タル對日爲替相場パーヲ實現シ爾來二ケ月極メテ堅實且順調ニ推移シ來ツタコトハ周知ノ事實デアル。

而シテ今囘日本政府ニ於テモ滿洲國ノ此ノ政策ヲ諒解セラレ之ニ對シ能フ限リノ援助ヲ與ヘラルルコトニナツタコトハ滿洲國トシテ實ニ力强ク感ズル次第デアル。之ガ爲滿洲國ノ幣制ノ基礎ハ著シク强固ヲ加フルコトニナリ殊ニ從來勸モスレバ國幣ノ安定ニ支障タリシ朝鮮銀行券ニ付テモ之ヲ國幣ニ統一スルコトノ根本國策ヲ定メラレ之ガ爲各般ノ處置ヲトラルルコトヲ明ニシ、又在滿官民ヲシテ國幣使用ニ務メシムル方針ヲ表明セラレタルコトハ、其ノ實質上精神上ノ效果甚シ甚大ナルモノガアラウ。

政府當局ハ固ヨリ國民一同ハ日本政府ノ此ノ甚大ナル好意ト支援トニ對シテ無限ノ感謝ノ念ヲ抱クト共ニ今後官民一致益〻財政ノ强化產業ノ開發ニ力ヲ致シ幣制ノ基礎ヲ磐石ノ泰キニ置キ、以テ日本政府ノ好意ニ應ヘンコトヲ期スルモノデアル。

尙念ノ爲ニ附加スルコトハ滿洲國ノ企圖スル所ハ幣制ノ統一强化デアツテ日本側各銀行ハ此根本方針ノ下ニ益〻發展シテ日滿貿易ノ促進滿洲產業開發ノ爲金融機關トシテノ機能ノ發揮ニ一層ノ努力ヲ致サレンコトヲ希望スル。

**日本政府ノ聲明**

滿洲國ニ於テハ其ノ國幣ノ對外價値ガ昨年來ノ銀價昂騰ニヨリ事實上銀トノ連繫ヲ斷ツニ至ツタノデ、其ノ貨幣制度ニツキ考究中デアツタガ、財政ノ强化、國際收支ノ改善、適切ナル通貨政策ノ採用、爲替管理等ノ方策ヲ實行シ、仍テ以テ國幣ノ對外價値殊ニ對日爲替相場ノ安定ニ努ムルコトシ、既ニ其ノ一部分ノ實行ニ着手シテ居ル。就テハ本邦側トシテモ滿洲國トノ特殊緊密ナル關係ニ鑑ミ、同國ノ國幣價値ノ安定及幣制統一ニ協力スル爲、左ノ趣旨ノ方針ヲ本日ノ閣議ニ於テ決定シタ。

滿洲國獨立ヲ契機トシテ滿蒙ニ對スル我ガ國策ハ既ニ劃期ノ確定ヲ經テ一新セラレタル處、滿洲國ニ於テモ曩ニ中央銀行ヲ設立シ專ラ通貨及金融統制ノ衝ニ當ラシムル制度ヲトリ、銳意同行ノ機能ノ發揮ニ努力シツツアルヲ以テ、同國領域內ニ流通スル本邦側銀行券ノ沿革上ノ使命ニツイテモ自ラ變更ヲ來シタルモノト謂フベク、其ノ流通ヲ現狀ノママニ推移セシムルコトハ國內ノ通貨ヲ徒ラニ複雜ナラシメ、國幣ノ對外價値安定上却ツテ支障ヲ來サシムルモノト認メラル。仍テ我ガ方針トシテハ本邦側銀行券ハ適當ナル時期ニ國幣ニ統一セシメ、以テ國幣價値ノ安定ニ資スルヲ適當トスベシ。然レドモ右統一ニ當リテハ日滿經濟ノ連繫殊ニ本邦ヨリノ投資ニ對シ、支障ナカラシムル樣萬全ノ處置ヲ講ズルノ必要アルノミナラズ、治外法權ノ撤廢、附屬地行政權ノ調整乃至移讓、幣制統一後ニ於ケル本邦側銀行ニ及ボス影響及ビ之ニ對スル措置等關聯考究スベキ事項アルヲ以テ最モ周到ナル準備ヲナシ漸進的ニ之ガ實現ヲ圖ルノ必要アリ、因ミニ關東州ハ本方針ニヨル幣制統一ノ範圍ニハ含マザルモノトス。

右方針ニ基キ先ヅ以テ實行スベキ事項トシテハ、國幣價値ノ安定ヲ容易ナラシムル爲、朝鮮銀行ノ滿洲國ニ於ケル營業ニ關シ必要ナル統制ヲ加ヘ中央銀行トノ間ニ適當ナル業務上ノ協定ヲ行ハシメ、ナホ同國ニ於イテ爲替管理ヲ行フニ當リテハ其ノ實效ヲ擧グル爲、本邦側ノ爲替管理上ニモ適當考慮ヲ拂フト共ニ、在滿本邦側銀行ヲシテ必要ナル協力ヲナサシメ、且ツ在滿本邦官民ハ事情ノ許ス限リ國幣ヲ以テ支拂ヲ爲スニ努ムルモノトス。

**本行・鮮銀の業務協定**　前揭日滿兩國政府聲明の趣旨に基き、本行と朝鮮銀行との間には業務上の協定を行ふことになり、折衝を重ねた結果、十二月六日左記の如き內容の協定が成立し、相互協力して國策の貫徹に當ることになつた。

**業務協定內容**

一、滿洲中央銀行ハ朝鮮銀行ノ需ニ依リ朝鮮銀行券ト滿洲國國幣ト又ハ滿洲國國幣ト朝鮮銀行券トノ等價引換ヲ爲スモノトス

一、滿洲中央銀行ハ朝鮮銀行ガカバーヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ需ニ依リ朝鮮銀行ノ滿洲國國幣等價賣渡約ニ應ズルモノトス

前項ノ豫約ノ對價ハ朝鮮銀行券トス

一、滿洲中央銀行ノ金圓資金ハ原則トシテ之ヲ朝鮮銀行ニ預入スルモノトス

一、朝鮮銀行ハ其ノ國幣餘裕資金ヲ以テ滿洲中央銀行ヨリ滿洲國國幣公債ノ買入ニ努ムルモノトス

滿洲中央銀行ガ朝鮮銀行ニ對シ滿洲國國幣公債ヲ賣却スル場合ハ買戻條件ヲ附スルモノトス

一、滿洲中央銀行ガ其ノ金圓資金ヲ滿洲ヨリ日本ヘ又ハ日本ヨリ滿洲ヘ回金スル場合ハ朝鮮銀行ヲ經由スルモノトス、但シ日本ニ於テ募集シタル滿洲國國債代リ金ヲ滿洲ヘ回金スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、滿洲中央銀行ノ普通業務上ノ國幣預金利率ニ就テハ朝鮮銀行ト協調ヲナスモノトス

一、本協定ハ康德二年（昭和十年）十二月二十三日ヨリ實施シ其ノ期間ハ一箇年トス

本行對鮮銀の業務協定調印に次いで十二月十一日、日本大藏省は朝鮮銀行に對して鮮銀券撤收に關する大藏省令を發し、之に依り鮮銀は滿洲國內に於ける業務に對しては可及的に國幣を使用することに努め、特に附屬地外の貸出と附屬地內に於ける特產資金の貸出とは國幣を使用すること、又附屬地外に於ける鮮銀券の發行は可及的速かに廢止すべきこと（但し附屬地外の內間島省は除く）等の命令が愈〻十二月二十三日より實施されることになつた。之と同時に在滿日本側銀行たる正隆銀行竝びに滿洲銀行に對しても銀行條令第八條の二第一項に據つて前記大藏省令と略〻同樣な滿洲國駐劄特命全權大使命令第五八號が發令され、此等銀行も同じく十二月二十三日より朝鮮銀行と協力して國幣統一の爲に步調を合せることになつた。

**爲替管理法の實施**　我國の國幣統一の大事業は日本側の支援に依つて愈〻最後の段階に達したと云ふべきであるが、その新通貨政策に伴ひ、支那方面への資本逃避を防止し、通貨價値維持の補强工作をなすと共に、日本に於て既に施行せられつゝあつた爲替管理に步調を合せんが爲め、我國に於ても康德二年十一月三十日勅令第一四一號を以て爲替管理法が公布せられ、同年十二月十日より實施せられた。尙ほ同日附を以て關東局爲替管理令改正令が發せられ、兩國爲替管理法に據つて滿洲全部に亘る强力なる爲替管理が行はれることになつた。

以上第二次通貨安定工作を要約するに、康德二年九月初より日滿爲替は事實上パーを維持するに至りたる結果、十一月四日には日滿兩國政府に依り、パー維持に關する聲明が發せられて玆に日滿爲替安定政策が確立し、之に引續き右聲明の趣旨に基き本行・鮮銀間には十二月六日業務協定が成立し、更に同月十日より滿洲國爲替管理法が實施せらるゝことになり、玆に國幣の基礎は愈〻鞏固を加へるに至つたのである。

# 第三款　金融機關の整備

## 第一項　銀行法の制定

建國前の滿洲に於て銀行業務を營みたるものに、銀行、錢莊錢舖、儲蓄會等があつたが、一般普通銀行は幣制の紊亂と官銀號等舊軍閥の機關銀行及び外國系銀行の壓迫を受けて、其の發達極めて幼稚であつたのみならず、官銀號等の後援を受け來つた比較的强大なる普通銀行も其の經營方針が放漫であつた爲め、世界的不況及び事變後の政治的不安とに依り殆ど銀行の機能を失つたものが多く、又錢莊錢舖及び儲蓄會等は小商工業者の金融機關として自然的に發生したる極めて原始的なものに過ぎず、建國直後に於ては實質的に所謂銀行の機能を發揮し居たるものは皆無の狀態であつた。而して銀行の取締に就ては何等の法令もなく、民國二十年三月公布された中華民國銀行法も滿洲に於ては事實上行はれなかつたのである。仍つて政府は普通銀行の再建及びその健全なる發達を誘導すると共に預金者の保護を圖る爲め、之が基礎法として大同二年十一月九日敎令第八六號を以て銀行法を公布した。

同法の施行に依つて初めて我國に銀行の取締監督に關する法律が施行せらるゝに至つた譯であるが、從來の銀行業は既述の如く其の發達充分ならず、且つ銀行の組織業務の內容は極めて區々に亘り居り、此等に對し遽かに嚴重なる取締法令を以て臨むことは既存機關の活動を衰微せしめ却つて金融の圓滑を害する虞があつた爲め、新銀行法では特にこの點に留意し滿洲國の實情に則した取締を行ひ、以て民間銀行を指導誘掖して其發達を助成するを旨とした。此の趣旨に依り日本の銀行法の如く銀行の組織及び資本金を制限せず又他業の兼營も財政部大臣の許可があれば爲し得ることにせられたのである。尤も此の規定は主として既設の銀行の業務に急激なる變動を與へざる目的に出たものなる爲め、今後新設される銀行に對しては相當嚴重に取扱ふ方針が採られた。

斯くて銀行法施行と共に政府に於ては、從來の銀行業者に對し法定の手續を履踐して銀行經營の合理化及び資本の充實を勸奬したる處有力銀行は孰れも株式會社に改組し銳意業務の改善を圖り又增資を行つたものも相當數に上つた。舊式錢莊中有力なものにあつても漸次新式銀行に轉向し又は合同して新式銀行を設立して業務を刷新するに至つた。且つ從來中華民國內に本店を有せる滿洲國內支店が、本店より分離し獨立の銀行に轉向するものもあつた。

銀行法は從來の銀行に對しても總て新たに營業許可を要することにし、其の期限を康德元年十二月末日と爲したが、之が申請書の提出期限を同年六月末日と爲したが、右の規定に基き同期日迄に財政部大臣に認可申請を爲し來れるものは總數百六十九行に及んだ。此等は從來錢莊、貸莊と稱し居たるものをも含み、國內に於て銀行業に該當する業務を營む內國及び中國系業者の殆ど全部を網羅した。而して右に對する銀行營業許可の詮議に關しては比較的寬大なる態度が採られたが、一面其の公共的性質に鑑み實情明瞭ならざるものに就ては逐一實地檢査が執行せられ、其の結果申請行百六十九行に對し法定許可期限たる康德元年十二月末日迄に行はれたる處置は營業許可指令八十八行、營業不許可指令五十九行、合併に依る減少七行、申請取下十五行であつた。尙ほ右許可銀行は內國側銀行六十五行、中國側銀行二十三行（中國銀行支店十三行、交通銀行八行、其他二行）となつたが、此等中國側銀行に對しては、其の營業許可に際し國內負債が國內資產を超過する部分に對しては其の全額の供託を命ぜられたのである。

## 第二項　弱小銀行の整理

銀行法に據り營業許可を受けたる八十八行は、資本金、經營主體等に關し格別の制限を設けられなかつた爲め、組織の點に於て改善を要すべきもの及び資本金の過少なるもの等が尠くなく、卽ち內國側銀行六十五行中、個人組織のもの四十六行に達し、資本金十萬圓未滿のもの四十行を數へる狀態であつた。仍つて政府に於ては、此等既設銀行に對しては銳意內容の刷新を圖らしめ、且つ弱小銀行に對しては合併又は增資を勸奬する一方、今後の銀行新設に對する方針としては嚴選主義を以て臨むことにし、康德元年十月發起人竝びに設立後經營の中心となるべき役員は資產信用共に確實なることを絕對的必要條件とし、又組織は株式會社とし、其の資本金に就ても左の如き制限を加へることにせられた。

一、新京特別市、哈爾濱特別市及び奉天市に本店、支店又は其他の營業所を置くものに在りては國幣四十萬圓以上
一、齊々哈爾、吉林市、營口縣城及び安東縣に本店、支店又は其他の營業所を有するものに在りては國幣三十萬圓以上
一、縣公署所在地にして特に重要と認むる縣城に本店、支店又は其他の營業所を有するものに在りては國幣二十萬圓以上
一、右各號に該當せざる地方に在りては國幣十萬圓以上

而して既設銀行も漸次政府の眞意を諒解するに至り、改組又は增資により業務の改善、基礎の强化を圖らんとするもの生ずるに至つたが、政府は行政的措置に依り全面的に此の傾向を促進せしむる爲め、康德二年十月五日、當時に於ける內國銀行六十二行中弱小なるもの四十行に對し左記要項に基く改組又は增資を指示する所があつた。

**一、改組實施要旨**

(イ) 個人組織銀行ハ總テ之ヲ株式組織銀行ニ改組セシムルコト
(ロ) 從來ノ辦事處中其ノ主要ナルモノハ之ヲ支行ニ改メ、其他ノ辦事處及代理店ニ代ラシムルコト
以テ辦事處及代理店ニ代ラシムルコト

**二、增資實施要旨**

(イ) 銀行資本ノ總額ヲ最低十萬圓トシ、其ノ半額拂込ヲ認ムルコト
(ロ) 預金、貸出及爲替取扱高等ノ現狀ヨリ勘案シ必要ト認ムルモノニ對シテハ前項ノ最低資本金額以上適當ノ額迄之ヲ引上ゲシムルコト
(ハ) 現物出資ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト
(ニ) 資本ノ總額ヲ十萬圓ニ增資困難ナルモノニ對シテハ之ガ合併ヲ奬ムルコト
(ホ) 以上ノ增資又ハ合併ハ特別ノ事情ナキ限リ一年以內ニ之ヲ行ハシムルコト

然る處、一面に於て國幣對金票等價政策の採用及び爲替管理法の施行が行はれたる結果、從來兌換及び外國爲替を主業とせる弱小銀行は全く營業の妙味を失ふに至る等の事情と相俟ち、整理は急速度に進展し、康德三年末迄には個人組織より株式組織に改組の上增資を行つたもの十九行、其の力なしと認め廢業整理したるもの二十七行に及び、同年末を以て個人組織銀行は完全に其の姿を沒するに至つた。

而して此の間、本行の斡旋に依り設立せられた地方銀行として特に擧ぐべきものに營口商業銀行竝びに奉天商工銀行の二行がある。前者は既述の如く大同二年十二月一日、過爐銀の發行及び流通の禁止と共に、銀爐に代るべき金融機關として資本金百萬圓を以て設立せられたものであり、後者は康德元年十月二十三日、滿洲事變に依り破綻せる奉天儲蓄會を整理改組し、資本金二百二十萬圓を以て設立せられた本邦最大の普通銀行であつた。

## 第三項　金融合作社の設立

從來滿洲に於て一般民衆の利用し得る金融機關としては、極めて高利の當鋪、錢鋪、糧棧等があるのみで、全然近代的金融機關が缺如

し、而も建國當初は打續く水災匪害と特産價格の暴落に加へ、此等の機關自體が衰頽し、農村金融の梗塞は一層甚しいものがあつた。政府は其の應急對策として後述の如く本行を經て春耕貸款等を行つたが、更に之が恒久策として、當時奉天省公署が瀋陽、復縣兩地に試驗的に設置した金融合作社の成績良好なりしに鑑み其の積極的增設の方針を樹立するに至つた。

卽ち之が由來を見るに、滿洲事變直後民國二十年（昭和六年）十一月奉天省內治安の維持、民生の敎濟、產業の振興を目的として奉天に自治指導部が組織せられた。而して農村の窮狀に對し同部に於ては其の一日も忽諸に附するを得ずとなし、取敢へず應急的處置としての春耕貸款を行ふことに決したが、更に恒久的對策として農村庶民金融機關設置の要ありとし、其の機關としては旣に先進各國に於て好成績を示しつゝある協同組合組織に依るが最も適切なるべしとの結論に達したるを以て、同組織による農民金融組合の設立案が樹てらるゝに至つた。之れ我國に於て組合組織に依る庶民金融機關設立計畫の起りである。大同元年三月、新政府樹立せられ、自治指導部は解散せられたが、前記春耕貸款竝びに農民金融組合設立案は引續き奉天省政府の採擇する所となり、同政府內に於て同案を基礎とし更に研究が重ねられ、其の結果奉天省公署（舊奉天省政府）に於ても之が設立を最も適當と認め、之に要する資金、監督、國家の保護等種々の點より基礎法の制定を得、中央政府と協議の結果、中央政府整備に至る暫定期間奉天省公署に於て設立することになり、金融組合は大同二年二月及び四月に奉天省瀋陽、復縣の兩縣に金融合作社の名稱の下に試驗的に設立を見るに至つた。

兩金融合作社の成績良好であつた爲め、財政部は其の積極的增設の方針を樹て、早くも大同二年度（大同二年七月―康德元年六月）には、奉天省內八社、吉林省內二社、黑龍江省內一社、合計十一社の增設を見るに至つたが、其後も概ね一縣一合作社主義の下に增設を圖り、康德三年六月末には合計八十二社を算するに至つた。

而して一方、金融合作社に對する監督に就ては二社創設の當初より省長の權限內に行使せられたが、大同二年度よりは其の一部に制限が加へられ合作社の設立、理事の任免等に就ては財政部大臣の承認を得たる後省長より正式認可を與へることになりたるも、業務監督權に就ては依然省長に於て有しうたるが、合作社の增設に伴ひ基礎法を制定し以て國家の事業として統一經營の必要が痛感せられ、康德元年九月十七日勅令第百十七號を以て金融合作社法が制定公布せられ、次いで同年十二月十七日新京に各金融合作社を會員とする金融合作社聯合會が設置せられた。

金融合作社制度は素々範を先進諸國の協同組合に採つたのであるが、我國の特殊事情に鑑み、一縣一社の大地域主義を採用、理事には日系職員を充て、貸付も多分に指導金融的色彩を帶びさせる等特異の點を有した。政府は之に對して經費の補助を與へ、且つ一社二萬圓期間十箇年の基本金の貸下を行ふと同時に、理事の任免、金利、貸付限度の伸縮、擔保等に就ては總て之に關與監督することにしたのである。

敍上の如く、金融合作社は逐年增設せられ、其の機構整備と共に農村金融に貢獻する處甚大であつたが、本行は之が育成助長に全面的援助を與へたのであつて、卽ち大同二年七月奉天省金融合作社總處に夫々融資契約を締結し、同年十二月右の各省合作社總處解消せられて新たに新京に金融省金融合作社總處、黑龍江省金融合作社總處にも夫々融資契約を締結し、康德元年七月には吉林合作社聯合會が設立せらるゝや、同聯合會に對し資金の援助を與へることにし、其の限度は逐年擴張せらたのである。尙ほ右に伴ひ康德元年九月十七日勅令第百十八號に據り滿洲中央銀行法に改正が加へられ、第十條の營業種目に「財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會に對し無擔保貸付を爲すことを得」の一項が追加せられたのである。

### 第四項　本行附業の分離・大興公司の新設

舊官銀號は本行に引繼がれた當時、糧棧、當舖を首めとし、合計二十二種に亙る附業を兼營し、殊に糧棧の如きは全滿大豆總出廻高の大半を買付け、其の年取扱高は二百萬噸を超える有樣で、引繼當時の本支店數は百三十三店（內本店六十三店）の多きに達し、其の從業員も五千五百人の多數を算して居た。

而して本行は滿洲中央銀行法附則第四十四條の規定及び同組織辦法第十四條の規定に依り、右附業は合併の日より一箇年間之を行ふことを得ると共に、一箇年以內に之を分離し別に設くる會社をして經營せしむることになつた爲め、之が統制機關として銀行內に中央實業局を設け、之が整理廢合を行はしめ、漸次分離獨立の方針を以て整理を促進した結果、大同二年四月十五日最後の分離計畫を樹立するに至り、此等附屬事業中、當舖、釀造業、油坊、雜貨及び代理業の各事業を一括、合計六十五店（內本店三十八店）を新設會社大興公司に讓渡し、糧棧は之を廢止し、殘りの十六附業に就ては一應之を銀行の投資課に移管の上逐次整理の方針を採つたが、玆て夫々統制會社又は監督官署に合併又は移管せられ、附屬業務一切は全く本行より分離せらるゝに至つた。次に今少しく詳細に之が整理の經過を述ぶれば左の如くである。

#### 第一節　金融の基礎確立時代

本行は開業と同時に銀行內に中央實業局を設置し、引繼附業の調査竝びに分離の事務に專任せしめることにしたが、實業局に於て先づ附業店の實情調査に着手し、大同元年七月及び八月の二箇月に亙る苦心調査の結果判明せる處によれば、附業店は左記の如く本店六十三支店七十、合計百三十三店に達し、之に對する本行の投資額は三千八百餘萬圓に上り、從業員は店員三千三百人、傭役を合算せば五千五百人に達して居た。

| 系統 | 本店 | 支店 | 計 | 投資額 |
|---|---|---|---|---|
| 舊黑龍江省官銀號系 | 二六 | 三七 | 六三 | 一九、九七八、六〇三・六七 |
| 舊吉林永衡官銀錢號系 | 一五 | 二一 | 三六 | 一一、一三五、八一〇・九八 |
| 舊東三省官銀號系 | 二二 | 一二 | 三四 | 七、三五一、八二七・三八 |
| 合計 | 六三 | 七〇 | 一三三 | 三八、四六六、二四二・〇三 |

| 營業種別 | 店數 | 投資額 |
|---|---|---|
| 糧棧業 | 二四 | 一七、〇五八、五〇八・五六 |
| 當業 | 二二 | 五、五六六、三九四・一九 |
| 事業 | 一七 | 一五、八四一、三三九・二八 |
| 合計 | 六三 | 三八、四六六、二四二・〇三 |

而して此等附業店の經營は調査の結果、年四百二十餘萬圓に達すること判明せるを以て、若し是等を全部休業狀態に置くことはそれ丈の損失を蒙むることになるに付き中央實業局の整理方針は一時に之を閉鎖することなく事業を繼續せしめ乍ら、一方に於て整理案を樹て逐次之を實行に移すことにした。加之、同年秋には實業局に於て特產物の買付販賣をも行ふことになり、整理と云ふ靜的事業に從事する傍ら、特產物賣買と云ふ動的事業をも兼營する困難なる立場に立到つたが、實業局內部の組織の合理化を圖ると共に職員一致の努力に依り、よく右難事業に善處し遺憾なきを得たのである。次に中央實業局に於て取扱つた營業種目は左の通りである。

一、糧棧業　滿洲特產物の賣買
二、油坊業　大豆を原料とする加工業
三、製粉業　小麥を原料とする製粉業
四、錢鈔業　貨幣の兌換竝びに金融
五、電業　電燈及び電力の供給
六、航運業　主として松花江上に於ける船舶運輸業
七、運送業　陸上に於ける運送竝びに運送仲立業
八、當業　一般動產を擔保とする庶民竝びに農民に對する金融
九、估衣業　前項質流品の賣買
十、印刷業　紙幣の印刷、稅票其他一般印刷業
十一、製糸業　柞蠶を原料とする製糸工業
十二、製織業　右の柞蠶糸を以てする製織工業
十三、燒鍋　高粱其他雜穀を原料とする釀造業
十四、麥酒釀造業　大麥を原料とする麥酒釀造業
十五、金鑛　砂金の採掘竝びに販賣
十六、製鹽業　鹽湖より天然鹽の採取加工
十七、曹達製造業　天然曹達の採取竝びに加工
十八、製毛及皮革業　毛皮類の買收竝びに加工販賣
十九、林業　森林の伐採竝びに販賣
二十、水道　給水事業
二十一、雜貨業　一般生活必需品の賣買
二十二、代理業　糧穀の代理賣買、火災保險代理業

斯くて其後更に個々の附業に付き詳細に調査を加へ大同二年二月愈〻之が整理竝びに新會社設立の計畫が具體化せらるゝに至つたが、種々の經緯を經て同年四月十五日最後の分離計畫の決定を見、附業中、當舖、釀造業、油坊、雜貨、代理業等は新會社を設立せしめて之に分離移讓することにし、右新設會社の前身となるべきものを中央實業局より分離し、別個に中央實業分局となし分離獨立せしめた。而して舊實業局は買付特產物の處分が完了する迄其儘存置せられたが、八月末には特產物の處分決着と共に自然的解消を見るに至つた。

右に依り全附業店本店六十三店中、三十八店は中央實業分局（後に大興公司）に繼承せらるゝことになつたが、殘りの內、次の十六店に就ては今直ちに之を分離獨立せしめることは困難なる事情ありたるを以て、一先づ本行の投資課に移管し逐次機を見て整理の方針を採